

福祉教育常任委員会

令和7年9月5日（金曜日）午前11時39分開会

出席委員（8名）

委員 長 佐藤 一 則
委員 松野 真 弓
委員 齊藤 誠 之
委員 中村 芳 隆

副委員 長 林 美 幸
委員 星野 健 二
委員 平山 武
委員 金子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

議事課 長 岩波 ひろみ
書記 黒沢 大 輔

議事調査係長 長岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1)9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2)行政視察について
 - (3)その他
3. その他
4. 閉 会

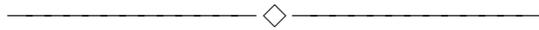
開会 午前11時39分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。

議会終了後の大変なときに、ありがとうございます。
ます。

常任委員会を開会するに当たりまして、審査がスムーズにいくようにということで開いたところ
でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げ
まして、挨拶とさせていただきます。



◎協議事項

○佐藤委員長 協議事項は次第のとおりであります。

各委員におかれましては、円滑な進行に御協力を
お願ひ申し上げます。

それでは、次第2の協議事項に入ります。

初めに、(1)9月定例会議における委員会の運営
についてを議題といたします。

事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局。

○黒沢書記 (協議事項(1)について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、皆様のほ
うから質疑等がございましたら。ありませんか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 ないようであれば、9月定例会にお
ける委員会の付託議案審査の運営については、次
第案のとおり審査を行うことで異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議がないようなので、付託議案の
審査日程及び審査順は次第案のとおりといたしま
す。

次に、(2)の行政視察についてを議題といたしま

す。

事務局から説明をお願いします。

[「参考人のやつは聞かないの」と言う人
あり]

○佐藤委員長 申し訳ございません。請願陳情につ
いての参考人、審査に当たりまして参考人を招致
するのか否かなんですけれども、皆さんの御意見
を伺います。

○齊藤委員 してください。やるべきだと思います。

○佐藤委員長 じゃあ、その3案について、参考人
を招致するというのでよろしいですか。

[「お願いします」と言う人あり]

○佐藤委員長 そのように招致することに決定しま
す。

じゃあ、それにつきましては、全てにおいて参
考人を招致するというので調整を。

○長岡議事調査係長 参考人を呼んでいただいて趣
旨を聞くと。今回の請願内容は、基本的に市の事
業だと思ふんです。医療費助成にしても野球の使
用料、また三斗小屋宿というのも市の文化財、こ
の辺の市の考え方というんでしょうか、例えば医
療費であれば、その制度について聞く機会は設け
なくて大丈夫のかなとちょっとだけ思いまして、
請願・陳情に対する執行部の招聘ということは何
のようにされたらよいかなどというふうなことな
んですけれども。

○佐藤委員長 今御説明がありますとおり、請願陳
情においては、市の考え方も含めてあるというこ
とですので、この考え方について説明をいただき、
来ていただくことに対しまして、皆さんの御意見
を。

どうぞ。

○齊藤委員 今の係長のやつだと、概要を聞くだけ
で呼ぶという形なのですか。やっていない理由を
わざわざ聞いてから請願者たちの話を聞くみたい

な。どこまで聞いていいんですか、内容的に。

○佐藤委員長 ですから、今回出されている請願・陳情の内容について、市の考え方があるんで、その概要を聞いたかどうかということでもよろしいですか。

○長岡議事調査係長 おおむねそのとおりでして、例えばなんですけれども、まず医療費であれば、今償還払いでやっているけれども、現物給付にしない理由とか、何かあるんだと思うんです。そういった執行部側の考え方というものを聞かないで、請願者側だけの意見を聞いて決めていいのかなというのの一つ。

あとは、学童野球のほうも、恐らく減免する規定があると思うんですけれども、その既定の範囲はどこまでを無料としてどこからを有料にしていると、そういった考え方をやっぱり改めて聞く必要があるんじゃないかなというの、これはあくまで御提案です。

○佐藤委員長 今説明がありましたけれども、よりよい審査をするためのものというふうに捉えてよろしいですか。採択するか不採択にするか、どちらか参考にするということ、そういう考え方で、皆さんの御意見をいただければ。

○齊藤委員 どのタイミングで呼ぶんですか。

○佐藤委員長 審査の日でいいですか。それとも、その前に、事前に調査しておくという形になるんですかね。

○長岡議事調査係長 あくまで委員会で、その進め方というのはこの場で御議論いただいておりますけれども、仮にやり方としては、じゃあ、まず参考人の方に来ていただいて、どういう主旨で制度を変えてほしいんだと。医療費であれば現物給付にしてほしい、そういうふうなお話を聞いた上で、じゃあ、今度退席していただくのか、そのまま残っていただく

のか、ちょっとそこは委員会で議論いただければと思うんですけれども、その後に執行部に来ていただいて、じゃあ、今償還払いにしている制度はなんでそういうふうになっているんですかとか、あとは県内の状況とか、そういったところを聞いた上で、改めて。

[発言する人あり]

○長岡議事調査係長 それは、請願者が言っているだけなので。

[「いや、多分実際そう」と言う人あり]

○長岡議事調査係長 恐らくそうだと思います。

○齊藤委員 だから、そんなに聞くこともないんだけれども、逆にやっていない理由も分からなければ聞けばいいんだけれども、さきに吹聴されると、その話がどうなんだということになるので、これは議決を取っていないじゃないですか、今までで。さっき言った使用料は議決を取っているからという話をちょっとうちの会派では話しておった中でこの話が来たらどうするんだという議論でよくて、それが該当するのかもしれないかというのはまた別の話だと思うので、要るといえば要るんですけれども。

もともとレセプトを2,000円払ってというのがあったじゃない、医療費に関してとか。高校生だけがどうこうとか。だから、そういう話を聞いて、じゃあ、なんでやっていないんですかという聞き方をしていいんですか。なんかそれはすごい変な感じがするんだけれども。

○佐藤委員長 これ、18歳未満じゃなくて、高校生だけと限定しているよね。

○齊藤委員 高校生だけやっていないんですよ。18歳だけでいいんですよ。中学校までは現物なんですよ。

○中村委員 16、17、18だよ。

○齊藤委員 当時阿久津さんのときに、病院巡りし

ちやうから、レセプト代で2,000円預かるというのを昔やっていた、それはなくなったけれども、引き続き現物給付にはしないと確か言っていたはずなんですよ。

○中村委員 あと、医師会が反対したというのがあったんですよ。

入金が遅れてくるので、現物給付にすると、市に対して、市から入金があるのが遅いと。要するに非常に困るというような話をしておった。ただ、時代の流れからいって、どんな理屈をつけようが、これは償還払いよりか現物支給すべきということはもう誰が見ても……。

〔発言する人あり〕

○中村委員 議員間討議してもいいと思うんだよね。

その中で、陳情の結論を出してやるのも大事だと思うんだ。もう本当に、いろいろお医者さんと議論した中で、なんで那須塩原市はしないんですかといって、弊害が出ているよと、患者さんから。という意見を私この間聞いてきて、やりなさいなんていうぐらいの話も出ていて、こんな財政上の問題以前の、市民の医療制度というのを守ってあげないと。だから、これ、議員間討議やってもいいよね。

○齊藤委員 やってもらったほうがいいですけども、ただ、職員を呼んだときに、何を聞くのという話を思っただけ。

○中村委員 聞くだけになっちゃう可能性もあるんだよね。

○齊藤委員 そう、だからという話。

○中村委員 事情をさらりと聞いてもいいから、10分間招致ぐらいして。

○齊藤委員 現状だけをいうみたいな感じですか。

〔「制度を確認するという場面」と言う人あり〕

○中村委員 制度を変ったことによって、那須塩

原市の医療制度が崩壊するというぐらいの話をするんならば、納得しなきゃいけないけれども、それは皆さんの考え方で。

○齊藤委員 じゃあ、どういう順番で。こういう協議会的なほうがいいんじゃない。委員会でもいい。協議会は今ないのか、ごめんなさい、協議会がないんだ。

〔「ないんだ」と言う人あり〕

○齊藤委員 そう。今全部常任委員会をやらなければ、オフィシャルになっちゃった。

○佐藤委員長 執行部を呼んだから不採択になるとかそんなふうにはならないと思いますので、それはそれでいいと思うんですけども、ここで採択か不採択かを今決めるわけじゃないので、影響はないと思いますので、その点を踏まえまして、どういった質問をするか。また、10分ぐらいで切りますか。

〔「確固たる理由がある可能性もあるから。聞くのはただですから」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃあ、来てもらうということでもよろしいですか。

〔発言する人あり〕

○中村委員 三斗小屋のことちょっと聞きたいんだけど、市で管理しているというのは本当なのかどうか聞きたいよ。

〔発言する人あり〕

〔「やっぱり最終日のほうがいいんじゃない、そうしたら。初日にやるから難しいんだよ、これ」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃあ、そういう形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 あわせて、後でやるつもりだったんですけども、後で聞くわけだったんですけども、議員間討議については、また改めてやるんで

すけれども、テーマとして議員間討議をやるという事でよろしいですか。

○中村委員 自然に議論しているうちに議員間討議になっちゃうんだから。テーマはそれで上げておいてよろしいんじゃないですか。

○佐藤委員長 また後で別のやつがあれば、当然それもやるんですけども。

○中村委員 項目を決めていなくても、自然の議員間討議は許されているんですよ。

〔「セリフが入っているので、議員間討議をやるなんていったら、この件についてと言ってくれば」と言う人あり〕

○佐藤委員長 もちろんできますけれども、事前に分かっていれば。

そのほか皆さんのほうから何かございますか。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 陳情の件で御相談したいんですけども、参考人を呼ぶということだったんですけども、野球場についてもその次のほうも呼ぶかどうかについてなんですけれども。

○齊藤委員 そっちを呼ばないと。現物給付よりそっちを呼んだほうがいいと思う。

○佐藤委員長 全と一緒にということで。

○齊藤委員 松田さんとかは分からない、経緯が。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 続きまして、委員会における議員間討議テーマについてなんですけれども、現時点で委員会審査において何かお話ししたい点があれば。

○長岡議事調査係長 少し説明しますか。

○佐藤委員長 はい。

○長岡議事調査係長 これ、今お伺いしているのが、委員会審査において事前に議案の中で議員間討議したテーマというものがあれば、今ここでお話をいただいて、そうすれば、委員会のときに少し資料を見たりとか検討する時間ができるよね、そう

いった趣旨で、テーマがあれば皆様からお伺いを最初にしましょうというような場面なんですけれども、対象としては、あくまで議案、今回委員会として取り上げます議案の中で議員間討議をやりたいたいというふうなものが今あればお話しいただければと思います。

○佐藤委員長 もちろん今なくても、当日あればということで、それはできるということで。今あれば、説明があったとおりに、そのものについて資料が用意できるということで。

何かございますか、現時点で討議した点。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 なければ、審査のときにもできますので、そのときでもよろしいですか。

〔「そのときで」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃあ、そういうことでよろしくお願いします。

続いて、管内の所管事務調査を行うかどうかなんですけれども、前回の議会のときに盛り上がって、学校給食を食べにいくかどうかということで、それについて所管のほうから情報が来まして、3つの日にちがあったんです。10月6日でしたか。

〔「17日」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それはそうなんですけれども、3つ来て、案というのは6日と16日、17日でしたか。給食を食べにいくかどうか。受入れ体制はできているということだったんですけども、実施するかしないかです。実施日については、向こうから案が来ていますので、10月6日と16日と17日なんですけれども、6日については公務が入っていて、議長だけ、6日だとちょっとみんなが行けないということで、16日だと全協。

〔「午前中、全協」と言う人あり〕

○佐藤委員長 全協だから駄目だと。

〔「全協なんて1時間ぐらいで終わっちゃ

うでしょう」と言う人あり]

[発言する人あり]

[「どこの給食場ですか。共英」と言う人あり]

[「西那須」と言う人あり]

[「共英ならすぐ行けちゃう。全協が終わったら、弁当を食わないでみんな給食食べる」と言う人あり]

[「弁当を取らなきゃいい」と言う人あり]

○岩波議事課長 すみません、16日は全協と、あとは、場合によっては臨時会議が開かれる可能性があるということで日程を押さえられているので、一応午前午後とも会議。

○金子委員 食事してからまた出ればいいんじゃないの。

○齊藤委員 調理場はそこですよ。

○金子委員 そんなに時間はかからない。

○中村委員 臨時会議の案件によってだね。

○岩波議事課長 それで、今の段階で全く分からないんですけども、一応年間を通してこの日は臨時会議がある可能性があるということで。

○齊藤委員 だって、9月なのに10月の案件が来ちゃったら。

○金子委員 お昼休みだけで行けるんじゃないの。

○齊藤委員 と思うんだけども、何か概要を聞くの。給食を食べるだけでしょう。

○中村委員 料理できているんだから、これが注文してできるというんだったら1時間かかるけれども。

○齊藤委員 なんだったら、持ってきてもらっている。

[発言する人あり]

○長岡議事調査係長 17日の案を具体的にもうちょっとお話ししたら、皆さんやるかどうかというか

イメージができるのかなど。

○齊藤委員 給食だけ食うのは嫌だよ、俺。

○金子委員 わざわざ出てくるんじゃない。

○長岡議事調査係長 提案いただいている内容というのは何かあるんですか。どこで、どんなふうな場所で。

[「16日がぴったりじゃないですか。アトラクションつき」と言う人あり]

○黒沢書記 今のところ教育総務課担当からは、日程と場所の御提案のみでして、それを。

○佐藤委員長 メニューも来ているよね。

○黒沢書記 メニューはそうですね。

○佐藤委員長 場所は共英調理場だよ。

[「近いと言えば近いです」と言う人あり]

[「すぐそこ」と言う人あり]

[「じゃあ、お昼休みでいいんじゃないの」と言う人あり]

○佐藤委員長 じゃあ、16日でなんとか段取ってみてください。

[「12時過ぎたらみんなの視線が痛いでしょう、早く終わらせるようにしよ」と言う人あり]

○佐藤委員長 だって、12時ぴったりじゃないし、11時50分ぐらいからかな、給食は。

[「臨時会議だって1時半なんだから、1時間半も給食を出していたら、怒られるでしょう、うちら。何分かけているんだ」と言う人あり]

[「だって、お昼休みは決まっているから、50分しかないんだから」と言う人あり]

○佐藤委員長 実施するというので、日程については16日をお願いするというのでよろしいですか。

[「メニューは聞いていないけれども」と

言う人あり]

○林副委員長 コッペパン、野菜、ミルクスープ、ハンバーグのキノコソース、キャベツサラダです。地産地消。

○齊藤委員 それで16日。17日は。

○林副委員長 17日は、御飯、豚汁、焼き餃子、春雨サラダ、オレンジです。

○齊藤委員 地産地消のほうがいいね。地産地消、最初のほう。コッペパンは揚げパンに代えてもらえますか。

〔「揚げパンは最高だね」と言う人あり〕

〔「食べたことないんだよね」と言う人あり〕

〔発言する人あり〕

〔「何が食べたいとこっちから要求したって駄目だよ」と言う人あり〕

〔発言する人あり〕

○長岡議事調査係長 第一候補としては16日で、受け入れ側の話もあるので、ちょっとそこはもう一度確認とかをさせていただいて、第一は16日、駄目だったら17日という、第二案というところで、最終的には執行部のほうと相談して、日程のほうを正副委員長のほうに御一任いただくとかでどうなのかなど。

○中村委員 だけれども、議事進行はお昼近くなったら、どんなことがあっても議長に頼めばいいんだ、休憩を。

○齊藤委員 公務が入りましたと。

○中村委員 12時前になったら、お昼だから、時間どおりの話をすればいいんだから。

○佐藤委員長 議長が所管事務調査のために暫時休憩を。

○中村委員 暫時休憩をすればいい。休憩を入れれば、開始は午後1時半からですと言ったら、瞬間に終わっちゃう。

○齊藤委員 そんな延びる案件が入れば。

○佐藤委員長 取りあえずは16日で120%オーケーにしておいて、マイナス20%17日で押さえておくということではよろしいですか。だから、マイナス20%ぐらいやらないということ。

〔「了解です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃあ、早急に聞けますよね、16日でオーケーかという。すぐに返事をもらえると思いますので、駄目なときはもう一回考えましょうということではよろしいですか。あえて17日は作らなくたっていいと思うんですけども、駄目なときは考えましょうということではよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃあ、よろしく願います。

続いて、行政視察の日程は、事務局のほうからこれについて説明をお願いします。

事務局。

○黒沢書記 (行政視察について説明。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、皆さんのほうから質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○齊藤委員 経過報告。受け取って駄目になっちゃっているのか、まだ預かったものが返ってきていないのかどうなんですか。進捗状況。

○黒沢書記 今のところ、2つ目の案件につきましては、今連絡を取っているところでして、日程が固まり次第またお返事をいただける予定になっています。

○林副委員長 藤沢市で、ケアされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例、これはマニフェスト大賞議会改革部門で優秀賞を取ったところの話を聞きたいなと思っていたんですが、この週だと藤沢市が不可というところだった

ので、別日で日帰りとかでもいいので、後ほど視察できる時があったら視察したいなと思います。

○佐藤委員長 それについては、議題じゃないですけども、本会議、9月になりましたので、それは後日でも可能だと思いますので、それについては、また協議して日程を決めたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

○齊藤委員 それはいいんですけども、じゃあ、あと1個しか出してないね。

○黒沢書記 今のところ確定しているのが1点です。

○齊藤委員 じゃなくて、出しているのは何件なの。結果を待っているよというのは何件。今の副委員長が言ったやつはもうやらないということだからいいんだけども、そのほかにあと何件行政に投げていいんですか。

○黒沢書記 今依頼しているのは1件です、こちらが駄目でしたら、また次の案件の依頼をかける予定で、順次依頼をかけないと、日程が重複してしまうケースが考えられましたので。

○林副委員長 トータルで7件出しているの、上から順番に確認していただいて、7件です、案としては。

○齊藤委員 最初の民間の団体に行くやつで、1日2コマとか入れないの。例えば今後の、今の言ったやつが23日の例えば午前中に詰まったら、23日の午後も今何か打診しているの。

○黒沢書記 はい。

○齊藤委員 24日の午前中ないし午後も打診している。最大4コマはできるものね、ゆっくりやっても。

○黒沢書記 連絡しているところは、初日の午後と、2日の午前午後の。

○齊藤委員 3か所目を今やっている。

○黒沢書記 いずれかでアポイントが取れるかどうか

かです。

○佐藤委員長 全部一遍にこっちから出しちゃうと、全部オーケーになったときに、今度は断るようになってっちゃうので。

〔「断っちゃえ」と言う人あり〕

○佐藤委員長 そうはいかないので、上から順番にいつているので、それが……。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 そういうことで御理解していただいてよろしいですか。

〔「はい」「了解」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、行政視察の日程、視察先については、説明のあったとおりに進めてよろしいですか。

〔「はい」「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、行政視察については、説明のとおりといたします。

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 次に、3のその他に入ります。

皆さんのほうから何かありましたら。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 事務局のほうから何かございますか。

○黒沢書記 (議会報告会について説明。)

○佐藤委員長 11月に実施予定ということでしたね。そうすると、ここで決めなくちゃならないんですか、それは。

○黒沢書記 今度の12日ぐらいまでに御決定いただければ。

○佐藤委員長 そうすると、これ11月に実施予定は、議会中にやらなくちゃならないということですか。

○黒沢書記 報告会自体は11月中なので、委員会とは別で考えていただければ。

○齊藤委員 日程だけ決めてもらえませんか。

○佐藤委員長 日程、11月の日程は、何日から何日の間にやるみたいなのはあるんですか。

○齊藤委員 それが昔のやり方なんじゃないですか。でも、今団体だから、直接行ける日に行っちゃえば終わりなんです。なので、何個か挙げてやればいいのかなど思ったんですけども。いっぱいやったときは、1週間とか取っていたんですけども。

○金子委員 委員会のときに決めればいいんじゃない。

○中村委員 その前に、日にちも決定しなきゃいけないけれども、議会報告会の諸団体、どういう団体と協議するかという、テーマとかそういうのは委員長が考えていただいているんですか。

○佐藤委員長 いや、みんなで決める方向だと思います。

○中村委員 案はあるんですか。

○齊藤委員 ないと思う。

○中村委員 じゃあ、これからそういう団体、どういう内容で、そうするとこういう団体があるねということを確認することなので、今回の委員会の中で終わって、そのたびに何か意見があるときには、そんな出して行って、皆さんに今日急に言って、こんな団体でこんなにやっぺということはなかなか出しづらいので、今度3日間委員会がありますよね。終わりましたら、委員長が皆さんそういう11月の案件で案がありますかと。案が、だんだん一回やっているうちになくなるおそれがあるので、正副委員長でも少し原案みたいなのを考えてもらったりして。

〔「たたき台とか」と言う人あり〕

○中村委員 そうそう。そうしてキャッチボールしながらいきましょうよ。

○佐藤委員長 委員会単位でやるというのは今初め

て知ったことですから。

○齊藤委員 報告したでしょう、ちゃんと。この間全協で。

○金子委員 いいよ、それは。

○中村委員 そういうふうにして、委員会中に皆さんで決めて、その間に皆さんで空いている日を、11月何日……。

○齊藤委員 要は団体を提案すればいいんでしょう、先に。その後日程でいいということね。

○中村委員 まず、団体を決めないかん。

○齊藤委員 何個か、1団体だけでいいですか。30個とかやる。無理ですね、じゃあ、1団体。

○佐藤委員長 1団体か2団体か、今の中村委員のほうから提案がありましたとおりで、今回の17日、その間にまたその他で提案ということよろしいですか。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃあ、よろしくお願いします。
ほかに、その他になれば、以上で協議事項を閉めてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で常任委員会を終了いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後零時16分

福祉教育常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和7年9月17日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	林 美 幸
委 員	松野 真 弓	委 員	星野 健 二
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	中村 芳 隆	委 員	金子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子ども未来 部 長	松本 仁 一	子育て支援 課 長	福田 博 昭
子育て支援 課 長 補 佐	瀧 靖 子	子育て支援課 子ども福祉 係 長	高野 桃 子
子育て支援課 給付係 長	小畑 光 治	本庁舎担当 副 主 幹	小山田 良 子
子育て相談 課 長	菊地 直 路	子育て相談 課 長 補 佐 兼 母子保健係 長	青木 洋 人
子育て相談課 児童家庭係 長	戸室 百合子	子育て相談課 発達支援・ ひとり親係 長	相馬 広 幸
子育て相談課 母子保健係 副 主 幹	尾坂 紀 子	子育て相談課 母子保健係 副 主 幹	佐藤 俊 子
子育て相談課 母子保健係 副 主 幹	大田 早 苗	子育てサポー トステーショ ン 所 長	三嶋 香 織
子育てサポー トステーショ ン 副 主 幹	折井 千 恵	保 育 課 長	北村 議 徳
保育課長補佐 兼企画係 長	田中 綾	保 育 課 管 理 係 長	鎌田 栄 治
保 育 課 管 理 係 主 幹	伊藤 悦 子	保 育 課 管 理 係 副 主 幹	鈴木 恭 子
保 育 課 管 理 係 副 主 幹	八木澤 佳 代	保 育 課 給 付 係 長	田中 薫

教育部長	田代宰士	生涯学習課長 (青少年センター所長兼務)	伊藤隆
生涯学習課長 補佐兼青少年 係長(青少年 センター所長 補佐兼務)	伊藤俊彦	生涯学習課 文化振興係長	戸井田香苗
スポーツ振興 課長	東泉秀幸	スポーツ振興 課長補佐兼 スポーツ振興 係長	関谷和俊
スポーツ 振興課 管理係長	大島尚恭		

参考人

瀬川淳多	中野英樹
河上善一	

出席議会事務局職員

事務局長	平井克己	議事調査係長	長岡栄治
書記	黒沢大輔		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[請願・陳情審査]

〈請願〉

- ・請願第2号 高校生医療費助成の現物支給化に関する請願
- ・請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請願

〈陳情〉

- ・陳情第2号 三斗小屋宿跡地保全に関する陳情

[子ども未来部]

- ・子ども未来部長挨拶

[子育て支援課]

決算審査特別委員会(第二分科会)

・認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔子育て相談課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第 60 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第 60 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日、この委員会の傍聴希望がありました。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

ただいまから、9月定例会議の福祉教育常任委員会及び予算常任委員会並びに決算審査特別委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくことと、明瞭な質疑をしていただくようお願いをいたします。

審査の日程及び審査順は、御手元に配付の次第のとおりとします。

今定例会におきまして、本常任委員会に付託された案件は、条例の改正及び廃止案件2件、新たに受理された請願2件、陳情1件の計5件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件4件であります。また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件4件であります。これらの案件につきましては、関係所管課のところ、随時、分科会に切り替えて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、申し出てください。

次に、各委員におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査の事項に入ります。

◎請願第2号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 請願第2号 高校生医療費助成の現物支給化に関する請願を議題とします。

本件については、参考人として提出者である瀬川淳多氏を招致しております。

それでは、初めに、参考人から本請願の趣旨を簡潔に御説明お願いいたします。

○瀬川参考人 お願いいたします。

○佐藤委員長 着座で。

○瀬川参考人 （請願第2号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。お疲れさまでございます。

今、聞いたとおりで、高校生の現実にその保護者である中で、やはり周りの市民の方からも何でもそういうことなんだというお話とかはやっぱり伺っていたという現実がありますか。

○瀬川参考人 そうですね、私自身はこの話は、多分2年前ぐらいに初めて聞いたんですが、当時自分の息子は中学生だったので、現物支給という形で医療のほうを受けていたので、まるで実感がなかったのが本当のところ、今年の春から高校生になりまして、市のほうから封書が届いて、今年から高校生になったので償還払いをすると。

小さいときも償還払い、幼児のときにも償還払いという方法はしていたのですが、やっぱりすごく親としての作業というか手間というのが非常に大変だったというふうに覚えていて、これが高校生になってこういった形にまたなるんだということを知ったんですけれども、それで周りにお話

を聞いたところ、他の市町村では高校生までが現物支給になっているよということ、大田原市、矢板市と那須町、塩谷町。

そこから調べてみたら、栃木県内では那須塩原だけがまだ高校生の医療費について償還払いということで、基本は高校生までが無料ということになっている中で、手続上償還払いの採用をされていると、那須塩原だけだということにちょっと驚きもありまして、これはぜひ那須塩原の高校生だけが、高校生の親だけがなかなか手続の煩雑さですとか、そういったことを抱えているということについて、何とか改善していただきたいと思うに至ったという次第です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

星野委員。

○星野委員 大変御苦労さまです。

瀬川さんも高校生のお子さんを持っているということで、実際にお子さんが医療にかかって、その償還払いということで手続などは行ったことはありますか。

○瀬川参考人 そうですね、高校生になってからというのはまだあれですけども、さっき言ったように小さい頃は償還払いの手続が、まだ皆さん、みんなそうだったと思うので、そのときに償還払いをやって手続をしたことがあります。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうすると、瀬川さんの御友人とか近くにいる方は、大体高校生以上については償還払いといえば、役所のほうに来ていわゆる資料、資料というのかそのかかった金を請求しているというふうに、大体周りの人はそういう感じですか。

○瀬川参考人 そうですね、自分の周りの人のことと言うと、やはりお母さんたちもふだんから仕事

をしていたりとか、忙しく共働きをしていたりとか、そういった中で子供たちの医療費の明細ですとか領収書なんかを取っておいて、それを役場に来てとかそういった手続を踏んでするというのは、一旦やっぱり中学生、小学生、中学生までは現物支給になったということですのですごく楽になったよねという思いがあったので、余計にあの煩雑さがまたやらなきゃいけないのかというのに対しては、すごく困ったなというが大変だよねというお話を聞くことが多いです。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 この償還払いは、郵送でも実際受け付けるんですよ。それは瀬川さんは御存じは御存じですか。

○瀬川参考人 はい。郵送でも受け付けられるということなんですけれども、ただ実際の償還払いの手続をした方、僕もお話をしたんですけども、領収書の中でも償還払いに当たる部分の領収書なのか、それとも何というんですか、自由診断で受けたものだったりとかという判断が自分ではできなかったりとか、分かりづらかったりとかという中で申請をすると、これは大丈夫だけれどもこれは駄目とか、そういったところでもう一度、もう一度というような手続がある。

中には、やっぱり一度手続したものがこれでは駄目だということで戻されてということは何度もやっているうちに、別にそんなに大きな金額を請求するわけでもないのに、こっだけ手間がかかるんだったらもういいよといって帰ってきちゃったんだよというような方もいらしたので、やはり手続をすることがすごくストレスというか心労になるというか、そういったものであって、その金額が戻ってくる、戻ってこないということよりも、やっぱりその手続をすることということに皆さん苦労しているんじゃないかなというふうに感じて

います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 伺います。

この窓口負担が発生することにより、高校生の受診の控え、受診控えなどは周りで聞こえてくるのか伺います。

○佐藤委員長 どうぞ。

○瀬川参考人 やはり今まで、中学生までが現物支給ということだったので、ちょっと熱があるけれどもどうだろう、心配でも、やはりそういう意味では積極的に医療を受診して、早め早めに体調を確保するというようなことができていたけれども、この作業があることで、やはりちょっとぐらいたったら大丈夫じゃないかとか、市販薬で何とかならないかとか、そういったことを考える方もいたというふうに聞いています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 参考人に対する質疑を終了いたします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見をいただき、忠心より感謝を申し上げます。

本委員会として、ただいまの意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

ここで、参考人の退席及び執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

子育て支援課の皆様、お疲れさまです。

本来であればここで御挨拶をいただくところですが、議案の審査の際に改めて御挨拶をいただければと思います。

それでは、提出された請願第2号 高校生医療費助成の現物支給化に関する請願に関する担当課への質疑を許します。

質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 なぜ本市だけ、栃木県内でこの高校生の現物支給をされていない理由をちょっとあればお聞かせください。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 令和5年の4月から、県内全市町で高校生まで現物給付導入されたわけなんですけれども、本市におきましてはその際には自己負担分の2,000円を廃止して、中学生までの現物給付ということになっております。そのときに判断がされたんだと思いますけれども、やはり政策的な判断でこういった形になっているもの思っております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、これが現物支給になれば、2,000円をまたもう1回徴収始まる可能性もあるということでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 無償化につきましてはもう全ての年代、ゼロ歳から18歳まで無償化が導入されておりますので、自己負担については今後もないということで、無償ということの予定でございます。

ます。

○佐藤委員長 はい。

○中村委員 じゃ、それは確認できました。

そうしますと、正直申しまして、他市町で全部現物支給になのに、本市においてそういった保護者関係から何でうちは、当市は栃木県で唯一償還払いをやっているんですかという御意見とか、そういった投書みたいなのはございませんでしたか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 これまでですと、申請の際にそういったお話は何度かいただいているということは聞いておりますが、特に要望書とかそういったものは今までは出てきておりませんでした。今年の3月に要望書が出されて、今回申請が次いで出されたという経過となっております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 先ほど参考人の方が、要するにそういった忙しい中で、償還払いだと清算をして帰らなきゃいけないし書類も出さなきゃいけないということで、まあまあの病気にかかったとしても医療にかかりづらいというような意見が出て、市民サービスの低下につながるんじゃないかとか、病気が重くなってしまうんじゃないかという懸念された意見が出たんですが、そういった事案は発生したようなことは確認はしたことございますか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 特にそういった不満ですとか、そういった電話ですとか窓口でそういった御意見はいただいているところではございますが、特に不便を来しているとか、そういったことは状況は発生しておりません。

我々としましては、そのオンライン化をして、例えばその申請に来なくても済むようなところもちょっと検討して進めているところでもありますし、今回、保健福祉給付についても検討は続けて

いくというところがございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

星野委員。

○星野委員 そうしますと、うちを除いて市町村で現物給付にしているんですが、本来うちでもし現物給付にした場合、医療費というのは大体どれくらい上がるという見込みなのか。ちょっと聞いているので、少し大きな話なので、どれくらい上がるのかというのを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 我々のほうで試算しておりますのは、大体令和6年度の決算予定からしまして、4,000万から5,000万円は増額されるのではないかとこの見込みを立てております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すみません、そうしますとその中にも、ちょっとごめんなさい、いやらしい質問になっちゃうんですが、先ほどの陳情の方のお話を聞くと、やはり償還払いで役所の窓口へ行く、いろんな手続の中で面倒だということで、それを避けてしまう保護者の方もおられるということも起きてしまう。その医療費の上がるということの中に、そういうことも含まれて考えているということでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 領収書をなくしてしまったりですとか、そういったことによって申請をしない方もおりますし、少額の医療費であれば申請しなくてもいいかなと思う方もいらっしゃると思います。そういった方についても、今後は現物給付が導入された場合は全額、何もしなくても支払いもないし申請の手間もないということになります

ので、そういった形でなってくるかなと、そういった形で増額というのもありますし、それと全ての医療費について何もしなくても請求がされてきますので、そういったことで、そういったことも含めて全て増額になってくるかなと。その金額が先ほど申し上げた金額ということになっております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、最後に、その医療費が上がるといふことで、そういったことも含めて、本来ならばかかるべき、高校生がかかるべき、医療にかかるべき人たちが、そういったいろんなことにかかれなくて、かかれなくておられる。

だから、本来、医療費が上がるといふことは、かかるべき人がかかれるといふふうになるために増額になるという認識はお持ちですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 委員がおっしゃるように、受診の機会が確保されるといふことで、そういったこともあるかなと考えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 関連なんですけれども、先ほど言ったとおり高校生、平成26年度か7年の頃というのは、その高校生がこれは風邪を引いたとか、ちょっとした病気で病院を何回も行き来するといふお話から、確かそのレセプトの料金が2,000円を徴収するといふところが始まりだったと思うんですけれども、それが今回その令和5年のところから現物化、ごめんなさい、医療費が無償化になったことに伴ってその2,000円という措置がなくなったといふことで、今度かかれる状態は一緒になったわけじゃないですか。要は無料なわけですから。

ただその申請が方法なだけなので、今、星野委員が言ってくれたこの先かかやすい状況があり、

市はその増えた分は負担になるという理由だけで、この制度自体をまだ現物給付にしていないのかなと考えることもできるんですが、その経緯として今ここまで進んできて、こういう請願まで出るようになってしまったんですけれども、当初の考え、その2,000円を払ってまでして、何といふんですか……

〔「償還払い」と言う人あり〕

○齊藤委員 そうじゃなくて、病院をぐるぐる回るやつ何でしたっけ。

〔「コンビニ受診」と言う人あり〕

○齊藤委員 そう、それで違う病院行ってぐるぐる回っちゃうというのも抑制するといふ意味があったやつは、もうそういう考えはないとは思いますが、実際その償還払いとはいえ、例えば個人情報はないと思うんですけれども、違う病院を転々とするような事例とかといふのは何か押さえていたりするんですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 今の御質問についてなんですけれども、まずこども医療費の開始時については、そういう適正受診の御案内ですとか、医療機関に関してもそういったドクターショッピング、いろいろなところを回ることは控えてくださいといふふうな、そういった御案内は紙の文書を通してお願いをしております。

具体的にそういった事例があったといふことは、私昨年担当して、正直私は経験がないんですけれども、そういったことがもし確認できた場合は、何を持って適正かどうかという判断も難しい場合があるんですけれども、その注意喚起方法に関しては検討するのかなといふふうには考えています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、逆の聞き方になっちゃう

んですけども、医療費がかからなくなって現物給付になった場合は、先ほどやっていた職員としての手間、領収書持ってこいというのがなくなるわけだから、職員としては、お金はかかっちゃうけれども、職員の手間は減るのかどうかお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 そういったレセプトの点検とか、そういったものがなくなりますので、逆にそういったものを今後お願いするので、手数料を払ってその機関にやっていただくというようになりますので、職員の手間は減ります、間違いなく減りますので、高校生ですと年間1万3,000件のそういった処理がなくなりますので、そのようなことは考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって担当課に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 担当課に対する質疑を終了します。

ここで、担当課の退席のため暫時休憩といたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございました。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

中村委員。

○中村委員 議員間討議はどうでしょうか。

○佐藤委員長 討議をやるという。

○中村委員 やりますか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○星野委員 私が考えるのは、今ちょっと齊藤委員のほうから過去のこともそういうふうな感じの例もあるということもお聞きしたんですが、普通から考えると大体高校生というのはそんなに病院に行きたがらないんじゃないかなと思っているんです。高齢者だったらいろいろそういうこともあると思うんですけども、ですから最終的に医療費は、僕も一般質問のときに医療費は上がると言われたんですが、僕が思うには本来それが本当に病院にかかりたい、高校生がかかりたいという本当の数なんだと思うんです。

だから、今までのそういうやつは、やっぱりいろんな理由で行けないお子さんもいただろうと。そういうことに絡めて考えながら、あとレセプトの大変なものもありますけれども、やはりこの現物給付することに関して4,000万からの予算は上がるけれども、やはり子供たちのやはりかかりやすい環境を整えるためには仕方ない、当然の予算だなどと思いますので、私はこの請願に対しては賛成というか。

以上であります。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 私は、今の参考人とか執行部の話を聞きまして、医療費は無料になっているところが現実なんです。新たな受付をしたり、支払いをしたり、請求書を再発行したりする、面倒くさいというものばかりを言われると、ちょっともったい

ない話かなという気はしていたんですが、やはりこの栃木県全体的に見ても、まさに今、時代の流れで現物支給が当たり前ですよという社会の中で、私どもの地域が守るべきものを、償還払いにしなければいけないという理由を先ほど聞いても、もうそういう時代じゃないと。4,000万、5,000万かかるけれども、正直言って無駄ないろいろをやめましょうとか、そういったものはPRすることによって乗り越えらえると思いますし、この4,000万、5,000万をまたふるさと納税で頑張っていたり、あと何ですか、ネーミングライツでも何でもやって、その上での歳入を考えたりしまして、やはり私はこの間、大田原の病院に行きまして、ある先生から言われました。

高校生が通院に来ているんですが、生活保護を受ければこれ医療費無料なんですけど、どうしても皮膚科にかかっている高校生の女性が那須塩原のほうにいまして、病院に行くと、3万円から2万円ぐらいの、月に3回か2回やらないと体が悪くてどうしようもなく、どうしようもない、だからここまで来ているんですよという。

那須塩原は現物支給じゃないので、お母さんが立て替える能力がない。だからといって生活保護を受けるだけの収入は備えていらしていないという、一生懸命頑張っているお母さんが、子供のために一生懸命お医者さんにかかってもらいたくても、子供が遠慮して。そうするとみんなに冷やかされるから学校に行けなくなっちゃうとか、いじめに遭ってしまう。

そういった事案をちょっと聞いたときに、やはり社会構造になっていくか分かりませんが、やはりそういう事案を聞くと、もう本当になぜ私どもの那須塩原市が現物支給にしないのというのを痛切に感じたので、いろいろ意見を聞くと、そういうふうにしてちょっと面倒くさくてもそういうも

のもあるかもしれませんが、やっぱりかかる人の気持ちをしっかり押さえて、医療大事ですよという部分を考えると、ここで現物支給にぜひとも進めるべきというふうに、こういう意見であります。

○佐藤委員長 ほかに討議すべき点はございますか。
林副委員長。

○林副委員長 高校生になると、自分で受診できるようになるので、例えば女性特有の疾患などは自分で受診できるようになるので、産婦人科に行く場合なども適正な受診につながると望ましいなと思っています。

また、先ほど執行部のほうから出た注意喚起も必要であるので、併せてやっていくべきなのかなと思います。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

請願第2号 高校生医療費助成の現物支給化に関する請願について、採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、請願第2号は採択とすべきものとするに決しました。

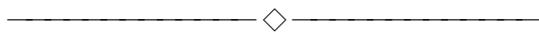
以上で請願第2号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。



◎請願第3号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請願を議題といたします。

本件については、参考人として提出者である中野英樹氏と河上善一氏を招致しております。

それでは、初めに参考人から本請願の趣旨を簡潔に御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

着座のままで結構です。

○河上参考人 (請願第3号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

○中村委員 これうちの野球場の施設利用を無料化にしてくれという請願ですよ。

要するに、そうすると参加費というのは、これはあくまでも大会の参加費が上がったということですよ。そうすると、このグラウンドに対する使用料とはまた別個な。

○河上参考人 大会参加費の中に、球場使用料が値上げになったために参加費が上がったということ

で連盟からお話があったので。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、この球場が値上がったということで参加料が上がったよということですか。

○河上参考人 そうですね。実質そういうことになります。

○中村委員 そうしますと、この球場の料金が上がったということは、この無料から、これちょっと見ますと4分の3減免になっているんですが、いい球場ですと2,000円ですよと、安いところで1,500円ですよというところの4分の3減免ですからほんの少しの金額なんですが、それによって著しくほかの体制がみんな変わってくるというパターンなんですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○河上参考人 ちょっと詳細は分からないんですけども、三島体育センターの球場で行きますと、1時間当たり多分250円になったんですよ。そうですね。250円掛ける、多分1日押さえるので8時から夕方まで押さえるとなると、そうするとあれですよ、ちょっと出ないですけども2,000円、2,000円ぐらいですか、使用料がかかってしまうということです。

さらに大会自体が、ごめんなさい、ちょっと電卓が、例えば球場、試合数が幾つかあるとすると、ごめんなさい、全面借りると、三島センターは全面借りるので250掛ける4なので1,000円なんです。1,000円ですと1日、どれくらいちょっと連盟のほうで借りているか分からないんですけども、8時間借りたとして8,000円。8,000円掛ける、大体6日借りるとしますと4万8,000円で、さらに本球場ですともっと高いんですよ。本球場でも市内で今2,000円なのでこの倍かかるので、2日間借りると……

○中村委員 それは4分の3の減免というのは計算

に入れていますか。

○河上参考人 入れています。

○中村委員 4分の3減免ですから、4分の1しか払わなくていいんですよ。

○河上参考人 はい、知っています。それは知っています。

三島体育センターは4面あるんです、A、B、C、Dとあるんです。それを全面借ります。そうすると1時間1,000円なので4,000円です。減免が効くと1,000円ですよ。

○中村委員 4分の1ですからね。

○河上参考人 1,000円ですよ。1,000円掛ける8時間借りますと8,000円です。それで6日間借ると4万8,000円になります。

さらに……。ごめんなさい、400円ですね。全面で2,000円です。ごめんなさい、三島は2,000円ですね。2,000円掛ける8時間借りますと1万6,000円。ここが6日間借りますと9万6,000円プラスになるという。9万6,000円ですね。今計算してやっているんですけども、かかる。

○中村委員 4分の3減免でやっているんですよ、計算は。

○河上参考人 そうですね。

○齊藤委員 三島は多分2,000円で、新しくなって1,500円に下がっています。それが4月1日から。

○中村委員 1,500円の4分の1ですから、4分の3を減免ですから。

○星野委員 1面が1,500円ですよ。

○齊藤委員 これ全面と書いてある。全面。それで4分の1面というのが400円。だから、全部借りても1時間1,500円ということですね。それに8時間かけると、8時間かけたのが1万2,000円。8時間で。

○河上参考人 1万2,000円掛ける6日で7万2,000円。

○齊藤委員 これが三島。

○河上参考人 それで、本球場が1,000円。

○齊藤委員 本球場は改定後、1時間2,000円です。この照明とつけていないから。

[発言する人あり]

○河上参考人 大体10万円ぐらい1大会参加費がかかっているという計算です。

○齊藤委員 500円の全面で4,000円。4,000円を何日借りますか。

○河上参考人 6日間です。

○中村委員 本球場使ったって2万4,000円しか上がらないですよ。

○齊藤委員 本球場はここしかないから。

○中村委員 こっちしかない。それで三島も使って幾らになりますか。1,500円の400円でしょう、減免使って400円になるんだ、1時間。それで8時間といたら3,200円、3,200円を何日使って。2万1,000円くらいしかかからないですね。

○齊藤委員 全面が1,500円かかるんです。だから。

○中村委員 全面で1,500円だけど4分の3は減免なんです。

○河上参考人 1面で250円ですよ、減免きいて250円ですよ。1面だけで。

○齊藤委員 三島は400円が1時間なので、減免きいたら100円じゃないですか。1時間。

○佐藤委員長 そうすると、もう今年の4月から始まっているということですよ。その実績というのはないんですか。

○河上参考人 実績はありますけれども、うちはチームなので、実際に管理しているのは連盟なので。

○平山委員 連盟で計算できていないのか。連盟のほうから。

○河上参考人 その資料のほうを頂いていないんです、うちのほうは。

○佐藤委員長 どうぞ。

○中村委員 これを見ますと、4分の3減免になっていると、もともとに学童保育、学童関係の中で利用される場合にはかなり個人負担を少なく済むようにという設定はさせていただいたんですよ。正直申しまして。それで、学体連さんとか体育協会の関係はこれ無料になっているということでこれは確認をさせて、この規則によりますと。

なぜその学童関係の方に4分の3ですかといったら、やはりそういう団体の、諸団体の考えを考慮して4分の3の減免をさせていただいていますよという話だったものですから、かなり何というんですか、那須塩原市はいいほうへ考えていると。

大田原に確認しますと、若干取っているような話はしていますからね。

○河上参考人 いや、取っていないですね。矢板市も大田原市も那須町も無料ですね。確認しました。

○中村委員 いや、確認したら取っているんですよ。ただ、その体育連盟の中のこういう明細、何というの、学体連ですよ、何々体育連盟ですよいろんな種類があった中で、精査をした上でのこの料金体系をつくっている形をみんなどうも取っているみたいなんです。我々もそれ知らなかったものですからあれなんです、本当に私も那須塩原市を考えますと、今各学校の小学生が地域スポーツにみんな移行した中で考えれば、学童保育も実際に無料でいかなければいけないのではないかという事は我々もみんな危惧しているんですが、その中で今回改正をされた中で、何か高くなるんですか。やはり利用者の負担という部分を考えるとという話の中で考えてみると、4分の3の減免はやむを得ないのかなという感じは我々も受けて、そこで皆さんの今話を、説明を聞いたんですが、学体連とか体育連盟に入ってさえいただける、入っているチームはもう無料とこれ出ているんです。ですから、そこら辺のところは我々に分からな

い世界になっちゃうので、そこら辺が何かちょっとそういう連盟に入るにはどうするのかなというのを聞きたかったんですが。

○佐藤委員長 どうぞ。

○中野参考人 私、南ジャガーズ、今回代表やらせてもらっている中野と申します。

学体連というのは、多分中学校とかのそっち、小学生とはまた別ですよ。そうですね。

○中村委員 そうですね。中学は知っています。体育連盟だか何かというのがありますよね。市の全ての。あれに入っているとオーケーなんですよ。

○河上参考人 小学生はなぜ無料にはならないんですか。

○中村委員 それはちょっと分からないですね。

○河上参考人 中学生無料であれば、小学生も無料にさせていただいてもいいのかなと。

○齊藤委員 基本的に、部活動とスポーツ、学童のスポーツは全然違うんです。スポ少とは。中教審とかは部活動でやっているの、それは教員のやつが働いちゃっているんです。部活動は小学校は消え始まってっているの。

○河上参考人 学校教育の中でやるから無料ということ。

○齊藤委員 教育というか、その教育振興会の中でやっているものということなんですけれども。だから、前は小学校も各学校から代表で、バスも無料で大会やっていたはずなんです。それが、部活動が消滅しているの、今はスポーツの移行期間でありながら、いろんなチームに子供が混ざっちゃっている状態じゃないですか。だから、今度そこは今後の検討の在り方かなとは思っているということなので、すごい分け隔てがちょっとここでも見られている状況。部活動の大会ではない。

○中村委員 だから、皆さん方がやっていらっしゃることはすばらしいことなので、我々は応援して

いきたいんですが、そこがネックなんです。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 今、三島のグラウンドで4面使って6日間もやるという御説明だったんですが、チームとしては何チームくらい参加するんですか。

○中野参考人 もう今年が一番直近の大会ですと11チームです。

○河上参考人 去年は15、14。

○中野参考人 そうですね。最後は15。

○河上参考人 15か14ですね。

○星野委員 総当たりで行くんですか。

○中野参考人 大会によって違います。

○星野委員 ちなみに、その11チームから当然運営費として頂く、先ほども、運営費として頂くわけですね。チーム。そのときに、やはりそのような減免も含めての話の中で、やはりそれでもチームとして負担が大きいと。

仮に、いろいろ数字が出ましたけれども、4万、9万6,000円、7万2,000円とか合計になるのか分からないですけれども、仮に一番高い9万6,000円という話でいって10万としても、11チームだと約1万円ぐらいの負担にはなるんですけれども、それでもやはり各チーム、11チームとしての考え方は、やはりその負担はかなり大きいという。

○河上参考人 冒頭、私のほうでお話しさせていただいたんですけれども、子供たちのスポーツが、お金が値上がりしたことでできないということも、できなくなってしまうという、紹介させていただきましたけれども、いわゆる球場だけの話ではなくて全体的な話で考えていただきたいんですけれども、先ほどいったボールとかバットとかグローブとかユニフォームも、学校によってなんですけれども、大山小学校は部活動はなくなっちゃったので、今までユニフォーム代として部のほうに下りてきていたんです、ユニフォーム代として。た

だ、なくなってしまったので、ユニフォーム代はなくなってしまったんです。

さらに、部活活動費としてボールとか消耗品買うのに2万円実は出ていたんです。これは多分小学校によって違うかもしれないんですけども、ただ三島小とかは多分まだ部活やっているという話を聞いたんですけれども、2万円の補助もなくなってしまったので、実はどんどん削られていっちゃっているというのも実際あるんです。

その中でもやっぱり、やはり物価が上昇しているの、なるべくやっぱり私どもとしては負担を減らしてほしいという気持ちが一番強いと思います。ほかの学童さんに聞いても、やはり皆さん同じ、少しでもやっぱりかかる費用を安くしてほしい。

これほとんどの方が、野球に携わっている方はほとんどの方が、中野さんもそうなんですけれども、みんなボランティアなんです。当然かもしれないですけども、中野さんだってもしかして負担、いろいろ負担、自分が負担しているようなところもあると思う。本当に涙ぐましい努力をして経営しているというのを分かっていたきたい。

その中で球場を、250円というのは少しかもしれないですけども、そこでも値上げと言われてしまうと、どうしても最後にどれだけ残るのかということを考えてしまうんです。私も考えました。

実際、私も去年、大山小学校ファイターズの会長をさせていただいて、部費が足りなくなってしまうんじゃないのかと思いました。

実際、私どものチームは県大会も行けなかったの、県大会にかかる費用、実は県大会の費用も上がっているんです。全部上がっているんです。なので、県大会に行ったら多分足りませんでした。本当に最後10万円ぐらいしか残らなかったです。前の方、前の代で引き継いだお金。前の代は、ユ

ニフォーム代が20万円が、22万円が入っていたんです。だから、実質マイナス10万円なんです、今年。本当に心苦しい。

他の学童野球のチームさんに聞いても、みんなそうでした。先ほどお話ししたところも、やっぱり足りなくてみたいな話。ほかのところもそういう話ありました。今回署名いただいた、1,700人以上の署名集めましたので、どうしてもやっぱり議会として、議会の皆さんにそういった事情を酌んでいただきたい。

これ球場使用だけではなくて、ほかも上がっている。だからスポーツができなくなっちゃう子供がいるという現実を知ってほしいというのが本当のところなんです。だから、少しでも下げてください。前年と同じように無料にしてくださいと思う。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、まず、公式戦と呼ばれるものはどれだけあるのかと、くろいそ運動場をつかって、ただの練習試合で使うときもあるので、今この僕は請願をちょっと重視しているので、言葉で上乘せされても、この文言を精査しなきゃならないんです。厳しい意見。気持ちは全然分かるんですけれども、まずは野球場の話を知りたいので、周りの話をされてしまうと、どっちが本心なのか、どっちも来ているという本心は分かりますけれども、これ1番と2番がちょっと全然スケールが違うので、使用料を無料にすることということについて聞きたいんですけれども、公式戦というのは、その球場を使ってやる公式戦というのはどのぐらいあるのかというのを聞きたいんですけれども。

○河上参考人 大体4試合

4大会。それで準決勝、決勝で大体本球場を使

う。

○齊藤委員 そのときが本球場と。

これざっくり春夏秋冬ですか。

○河上参考人 秋2試合、春に2大会。

ただ、私どもも把握できないんですけども、学童野球の発展を通して催物をする。例えば今回4年生の選抜大会というのがあるんですけども、そこで本球場を使う、連盟が使うということもあるので、多分その中でもやっぱり大会参加料は上乘せされているのかなという感じはします。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今言った、変な言い方ですけども、

4大会以外のものを連盟が公式戦と言ったら公式戦になっちゃうんですか。

○河上参考人 ならないです。

○齊藤委員 ならないですね。そこをちょっと確認

したかったので、もうあくまで今回言っているのはこの4大会、少なからずこの4大会は減免してくれというふうにとったほうが議論をしやすいので、それにほかに取ってつけてあれもこれもそれもと云っちゃうと議論が平行線になっちゃうんです。なので確認させてもらったので、じゃ4大会のまずは減免を、あるいは無料にしてくれということで合っていますよね。

○佐藤委員長 どうぞ。

○河上参考人 連盟から聞いた話なんですけれども、例えば大きな、例えば高円宮杯の県予選とかガスワンの県予選とかは、以前は那須塩原市でやっていたんです、ガスワンはやっていたんですけども、有料になってしまったのでできないと連盟は言っていることです。なので、そこら辺もちょっと心苦しいという話は、ちょっと脱線ですけども、必ずしも、耳に入れておくだけでいいんですけども、そういう話もしていました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何というんですか、公式戦に繰り上がれば減免になるかという話、無料でできるかという話の意味で、でもそれ以外はもう増えないですよ。基本的にはこの公式戦という。

○河上参考人 そうですね。

○齊藤委員 これなぜお聞きしているかという、今、全員に負荷がかかっている状態なので、特別職というのを出すときに、陳情や請願も特別な理由がない限りと全然うちは議論に上げられないんです。なので、ここに来たときのその公式戦の重要度と、長年やってきた、あとは那須塩原市が会場選ばれていたのも今回の値上げによって連盟側から外された、球場が不選定としたということがお聞きできたので、分かりました。

じゃ、ちょっと1点、次いきますね。続けます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 2番の、なぜこのほかの団体の話もここにくっついちゃったのかを、これは理由を聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 参考人。

○河上参考人 いろいろ署名を集めていく上で、例えばソフトボールさんとかも、やっぱりうちも賛成、手を挙げたいですということで話があって、ほかの部活動さんでも、サッカー部さんとかもあったので、やはり全体考えると野球部だけではなくそういうふうにしたほうがいいのかなどと思いついて。

○齊藤委員 取りあえずじゃ。

○星野委員 齊藤委員の続きなんです、このスポ少、2番のスポーツの署名をしているときに、同じようにバスケットの方もバレーの方もそういう方もみんな、例えば1つも同じようにこの有料になったので運営とかしていくのが厳しいという、そういう声なんです。それとも、そっちもやってくれというならうちもやってよという、例えばそう

いう軽い気持ちでの例えば、申し訳ないですけども、その1,730何名の署名、どうなんでしょうか。

○河上参考人 これは、私、取りまとめたんですけども、実際軽いほうだと思います。正直言いますと。恐らく。

ただ、署名を集めると多分もっと集まると思います。これはほぼ野球部、学童野球部の方のみで1,700名なので、多分サッカー、バスケット、剣道とか柔道とかも上がっていますよね。それで署名集めると多分もっと集まることになると思うので、ただ実際はそういう話を伺ったということでの話ということになります。2番に関しては。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 私も息子が野球やっていたんです。

昔子供がいっぱいいて、部員がたくさんいるから全体的な収支かかる部分から均等に分けたときの負担が小さかったというところだったんです。

今、この保護者の負担増の理由の中に、子供の数やスポーツをする児童が少なくなっているからというのも入っているのでしょうか。

○佐藤委員長 参考人。

○河上参考人 そうですね、実際残念な話なんですけれども、どうしてもやっぱり児童が集まらなくて廃部になっちゃうところもありますし、先ほどお話ししたとおりの値上げしてスポーツができないというところもありますので、どうしてもやっぱり児童が少ないと収支が悪くなるというのもあるんですけども。

なので、合併してしまうところもありますし、一概には、チームによっては30名とかいうところもあるので一概には言えないんですけども、児童が減少してチーム経営が難しくなっているというのは実際あると思います。

○佐藤委員長 林委員。

○林副委員長 ありがとうございます。

この請願の趣旨の中の、市内のスポーツ、少年少女スポーツ活動における公式戦の施設利用料を無料とすることの中に含まれるとして、このバスケット、バレーボール、ソフトボール、テニス等と書いてあるんですが、このそれらのスポーツ、野球以外のスポーツは、NPO法人那須塩原市スポーツ協会に加盟されている団体の一部との理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 参考人。

○河上参考人 ちょっとそこまではちょっと把握できていないです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 例えば、先ほど署名をもう少し声を広げるとなったときに、例えばこのNPO法人那須塩原市スポーツ協会の登録されている団体の一つに野球連盟があるので、この野球連盟に付随してソフトボール協会もあり、ゲートボール協会やテニス協会、多数な協会が入っているので、これらの皆さんが賛同したらもっとたくさんの方が集まるという発言だったのかなと思ったんですが、そこはまだこのスポーツ協会の方とお話しした上で、この請願ではないという理解でよろしいですか。

○河上参考人 そうですね。

○佐藤委員長 ほかに質疑はありますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、参考人に対する質疑を終了します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、貴重な御

意見いただき、心から感謝申し上げます。

本委員会として、ただいまの御意見を今後の審査に十分生かしたいと思っております。ありがとうございました。

○河上参考人 ありがとうございました。

○佐藤委員長 ここで、参考人の退席及び執行部入室のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

スポーツ振興課の皆さんお疲れさまです。

本来であれば、ここで皆さんに挨拶をいただくところでございますが、審議の、議案の審査の際に改めて御挨拶をいただくこととなりました。

それでは、提出された請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請願に関する担当課への質疑を許します。質疑です。

中村委員。

○中村委員 学童野球等々に関して、減免措置が4分の3となった理由をお聞かせください。

○佐藤委員長 課長。

○東京スポーツ振興課長 4分の3減額のお話ですが、けれども、現在の規定によりますと、市内のスポーツ少年団もしくは総合型地域スポーツクラブが利用する場合、こちらにつきましては4分の3の減額としております。

こちら変更した理由ですけれども、今般部活動の地域移行を進めているような関係ございまして、こういったところが利用する場合には、積極的に地域移行を進めるということで、2分の1から4

分の3の減額に変更したというような流れでございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、以前は2分の1対象だったわけですか。以前は無料じゃなかったの。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 スポ少はもともと4分の3だったんですけれども、この総合型地域スポーツクラブにつきましてはもともと減額がなかったと。

○中村委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 野球場に関してなんですけれども、ちょっと確認させてください。グラウンド、三島の場合が1時間1,500円で、黒磯の本球場が2,000円、これは合っていますか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 はい、おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、その4分の3ということになるので、三島が1時間375円、4分の3の値段、1時間の1,500円が4分の3減免と考えていいんですよね。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 はい、おっしゃるとおりです。4分の3を減額する。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ですよ。

ということは、この三島が1,500円の4分の3だと、計算機さっきはじいたら375円なんですけれども、それで間違いないですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 1円単位は切り捨てにな

りますので、370円。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、本球場は今度割りやすいので、4分の3だから500円ということでもいいですよ。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。それで全面と書いてあるので、三島でいくと4面取れるから、4面が1時間375円で借りられるという解釈でいいですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 委員おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 さっき言った総合型をこれから新設して減免をつくったということだったんですけれども、これまでそういう大会等で使用料が無料になった事例があったのか聞きたいです。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今年度、使用料の金額の見直しをしたんですけれども、それと併せまして教育委員会名義等の使用に関する規定というのがありまして、昨年度までは教育委員会が後援をした大会につきましては無料にしておりました。そこにつきましても今回見直しを行いまして、後援をしてもその大会は無料にするという規定をなくしたところでございますので、昨年度の大会と今年の大会で使用料がかかる、かからないの差はそこなのではないかと思っております。

です。昨年度までその無料になっていた大会もございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、既定を見直して、今は教育委員会の後援がついても無料にならないということになると、無料になるケースは今は何もないんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 免除の規定でございますが、現在の規定になりますと幾つかございます。

まず、市または教育委員会が主催もしくは共催するような大会は免除になりますので。

○齊藤委員 共催。

○東泉スポーツ振興課長 共催。

2つ目が、教育振興会、小学校、中学校の学校体育連盟、いわゆる学体連と呼ばれているものが主催する事業。

3つ目が、市の関係機関または市内の保育園、幼稚園等、それが3つ目になります。

4つ目が、スポーツの日、そういったところが免除になります。

それから、5つ目が家庭の日、第3日曜日、こちらが免除になります。

あと、最後はその他特に認めた場合というところでございます。こちらは免除というふうになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

となると、今回のお話でいくと、スポーツ振興会というところしか小学生の学童になるとないんですが、中学校であると部活動の大会がございますので、この振興会がヒットすると。

ところが、今もう小学校で部活動というのはほとんどなくなってきたとなると、小学生に対しての振興会が関わるような形での無料の措置が今はないという解釈でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 教育振興会ですとか、それから小学校の学体連が関わる、主催する事業であれば全額免除になる、なります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そこで、学体連というのは、昔は各学校ごとから勝ち上がってきた市主催の大会とかが

昔はあったわけです。僕らのまだ上の子の頃なんですけれども。だけど今、子供が少なくなっちゃった、部活動加入が減ってきた。そういったことで、経緯としては途中からスポーツ少年団にしか入っていない子も学校の部活動に登録して大会が参加できていたという経緯もあったんです。たしかあったはずなんです。

となると、今回は部活動がない中で、学体連主催の大会というのは何があるのかなと思ったんですけれども。野球に関してはもうないんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

何となく学校対抗みたいなイメージなんですよね、学体連の主催のものというのは。実際チームで看板しよって出てきていた方が多い。だから今はできないじゃないですか、どう考えても。チームで補足し合っている状況なので、となると中学校はまだなんとか、それでも今いろんなチームが入ってきてやり始まっているのを容認、許容してやろうというふうな風潮が起こっているけれども、小学校だけにクローズアップするとスポ少でもう切り離しちゃっているんで、この学校体育だけでの免除規定というものが該当しないような気がするんですけれども、その辺についてはどうお考えかなと。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 6月ぐらいに、那須地区やっている小学校対抗のサッカーですとかミニバスですとか、あれは学体、那須地区学体の主催だったと思うんですけれども、それが該当なのかと思えます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今やっていますか、それ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今、見直しをしているということで話は。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、子供たちがスポーツする競技、子供たちがスポーツすること自体は事実であって変わることがない。ただし冠が変わるだけで今、線が縦に引かれちゃっているんです。

となるときに、義務教育ですから、極端な話、小中両方まとめてその規定が、市内をやっぱり残っているのはおかしいと思って聞かせてもらったんです。

今回、減免あるいは無料措置を望んでいる方々の言い分は子供たちであろうと。当たり前の漠然とした理由なんですけれども、そういった中でそういう規定なりなんなりをやっぱり考えていかないと、今ちょっと見直しと言っていたので、どういったことが、その先ほど言ったケースを含めて考えられると思いますか。まだ決まってははいないけれども。

不公平になっちゃう。学校で部活動があるチームだけが親善大会が1つ無料でできるわけです。それが中学校だけですよね、さっき言っていた中教審。6月にやっているのは小学校の大会というのは覚えていて言ったんですけれども、一番最初に言ったとおり、昔はスポーツ少年団だけに入っている子は逆に出られなかった。でも、学校側からすればうまくない子でも大会という経験ができるから、本当にへたくそな子でも出ていたわけです。ちょっとこれ申し訳ないですけれども。

だけど、今は圧縮されちゃって、部活動というのはあくまで学校が終わって30分だけやるというのが主流になっていて、だから昨今の教員の働き方改革で部活動は学校は面倒を見ないということで、その30分も一旦おうちに帰って、またグラウンドに来て、保護者の中で担当が決まっている人たちが準備を待ってやっていたというケースがあって、やっていたところなんです。そこは分かる。

でも、このやっぱり今の条項の見直的に考えたときには、どう考えてもその小学生が活躍できる場が1個減っているような気がするんですけども、その辺の考えをちょっと聞きたいなと思いますけれども。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 そうですね、まず今回の利用料の見直しについては、やっぱり受益者負担をお願いしているところが1点と、私どもでつくった規定としましてはやはり主催者で判断しているところがございますので、そうするとそのじゃ既定の基準を今度何にするかというところでまた考えなければいけないなというところでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 受益者か子供たちのスポーツ振興かというところで、我々大人までを減免にしるとか、お年よりが金ねえのに会場借りるのかという話ではなくて、今回出ているのは子供たちに係る軽減を求めないでほしいという話になったときに僕はこれを言っているだけなので、その規定に関しては課長以下が考えてもらってもいいでしょうということになる。

じゃ、教育委員会は、学童、スポーツ少年団にやっている子供たちに対しては、どういう目で捉えているのかということになっちゃいますよね。この冠で共催を取るための話。その部分はこういうふうに考えているのか伺いたいです。

共催としていくわけです。子供たちがやるんだといったときに、何をもってその共催とみなすのかというのを聞きたいです。判断ですよ。こういうのはばんばん出ていた。こういうところから昔は無料だった。だけど、規定見直しして受益者負担だからお金を取る、お金を取るじゃなくて経費が発生するためにその規定を消した。

今、聞きなおしたら、教育委員会の共催であればそういうのがきくという話だったんですけども、じゃ共催としての判断基準はどうかという質問したいです。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 あくまで、共催といいますがそれは主催者の1人という考えでございますので、教育委員会が主催者の1人としてやる大会という位置づけでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 教育委員会が主催、共催でもいいじゃないのかというその判断基準ですよ。だから今は、何回も言いますが、スポーツ少年団はやっぱり縦に切れちゃって、うちは大人でいうと民間団体みたいな。なので、教育委員会は関係ないみたいな感じになっちゃうと、同じ地域で育っている子供たちが、その教育委員会の判断のみで共催か何かを断られてしまう。その尺度を言われてしまう可能性があるじゃないですか。

だから、今の段階で共催を求めにいったときに、どういう判断でなされるのかなというのをちょっと聞いたかったんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 あくまで教育委員会が主催の一つでありますので、もう企画から、運営から、予算等も含めてそういうのを全てやる、一緒に競技団体とやるのが共催だというふうに思っています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、ゼロからつくらんとできないのかという話になっちゃうんですけども。

今僕が言っているのは、ゼロにするための方法をわざと聞いているみたいな感じになっちゃっているんですけども、1からこれから大会をつくり上げるというのはよっぽどのことがないかない

と思うんです。だから、既存の大会が教育委員会としてどういう判断をされるかというところを逆に、普通はメインになるのかなと思ったんですけども、今言ったとおり主催をメインに出しちゃおうと、ただでさえ今、教員の働き方で仕事を取っている中、教育委員会になった瞬間にじゃ先生からませろとか、またそういう可能性もなきにしもなっちゃうじゃないですか。

何の判断をもって、教育委員会の主催で民間でやられているスポーツ少年団の大会を共催ともっていくのかというところが、皆さん分かりづらと思うんです。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今ある大会を、どうやってこの基準の1に当てはめるかということではなく。

○齊藤委員 いいですよ、それでもいいんです。それでいいんですけども。そうでもしないと、教育委員会が主催でやる大会というものは、まず皆無に近いんじゃないかと。子供たちを使ったスポーツ大会。

新しいのは別ですよ。例えばトライアスロンとか、そういうものができるのは分かりますけれども、じゃ既存で今までやってきた大会が教育委員会の共催というところまで行かない限りは、後援がなくなっちゃったわけですから、どうしたらいいんですかといったときに、相談されたら何もないとスポーツ振興課は答えてしまうのかなという。だから基準はどこにあるんですかという話だったんです。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 申請があった際に、この大会はどこに当てはまるかなというあくまで基準でして、今ある大会をこの1に当てはめるのにはどうしたらいいかというのは、なかなか答えにく

いです。

○齊藤委員 ですね。俺もそう思うんです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一応さっき言ったとおり、6月の大会でいまやられている大会というのは何かありますか。ちょっとデータありますか。教育委員会じゃないから分からないかな。ここがちょっとスポーツ振興課と縦割りなので分からないです。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 6月の学体連が主催している小学生の大会は、ちょっとデータを持ち合わせていない。

陸上はやっていますね。

○齊藤委員 じゃ、分かりました。

○佐藤委員長 じゃ、ほかに質疑はございませんか。林副委員長。

○林副委員長 ちょっとすみません、私全くスポーツのほう分からなくて、すごい初歩的なこと聞いて申し訳ないんですが、学体連というのは中学生からの教育に携わる団体みたいなことで、その理解ですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 那須地区学校体育連盟は、小学校も含めて那須地区の学校が組織している体育に関する組織です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 旧体育協会というのは何ですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 現在は、NPO法人那須塩原市スポーツ協会になっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 スポーツ少年団や各種アマチュアの協議団体も含む、広くなったスポーツ、体育協会がスポーツ協会として、小学生から成人までを含むというところですよ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 もちろん加盟しなければいけません、おっしゃるとおりです。

○林副委員長 旧体育協会で、現在のNPO法人スポーツ協会。

例えばですよ、その中学生の、学体連は免除の対象なんですよ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 学体連が主催する事業は全額免除です。

○林副委員長 このスポーツ協会に含む野球連盟とかが主催のものは外なんですよ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 スポーツ協会に加盟している団体が主催する場合は、2分の1の減免です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、それらを学体連なら免除で、スポーツ協会に入っている小学生が減免というのは、そこはイコールにはならないんですね。例えば、そのスポーツ協会に含む本市の小学生がするスポーツは、学体連と同じ扱いにはならない。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 基本的には、使用料は受益者負担でいただきたいところですが、この減免、使用料の減免の基準を考えていく中で、このように3つの段階にしたということですので、学体連については全額免除でスポーツ協会に加盟している団体対しますところは2分の1というふうに規定しているところがございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 そのスポーツ協会の中でも、学校教育携わる小学生が多数含まれての地域移行にスポーツとなったときに、そこは何か特例措置ではないですけども、小学校の教育分野の働き方改革

も含めて、地域移行を進めていく中でできていた経緯もあったかなと思うんですが、そういったところはどうかならないんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 スポーツ少年団のほうが生い立ちは古いので、部活動の地域移行のほうが最近出てきた話ですので、部活動の地域移行のためにスポーツ少年団があるわけ、つくられたわけではないというところでございますので、今のところはこの基準でやらせていただいています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

○中村委員 参考にお聞きしますが、近隣の市町村、近隣とは大田原、那須町なんですが、学童スポーツの振興を目的に球場使用料という言葉が出てくるらしいんですが、それは本当なんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 その件につきまして、私どものほうで那須町、それから大田原市の担当に調査をいたしました。

まず、那須町さんも大田原市さんも、いわゆる学童スポーツの振興を目的に球場の使用料は無料としていないということだそうです。

まず、那須町につきましては、同じく後援による免除適用はなし、部活動、スポーツ少年団の場合は2分の1減額というふうに聞きました。

次に、大田原市でございますが、同じく部活動、スポーツ少年団の場合は2分の1減免、市の体育協会、それから加盟団体が使用する場合は無料になるケースはある。それから、同じく後援による免除適用はなしというふうに聞いています。

○中村委員 分かりました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 先ほどの体育協会の場合は一部免除

ですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 大田原市さん、大田原市さんですね、の場合、市体育協会、それから加盟団体が使用する場合、無料になるケースがあるというふうなお答えでした。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その無料になるケースがあるというところで、大田原市の方、行政の方から、那須塩原市のほうではお金がかかるので、大田原のほうに多く流れてきていて少し大変なんだというのを聞いたんですけども、その辺はケースがあるというのは、どのような場合はケースがあるかというのは調査されていますか。

○佐藤委員長 係長。

○大島管理係長 あくまでこの判断というのは大田原市さんの判断になるので、例えば私が聞いた中でいうと、その体育協会が主催の場合とかもあると思うんですが、あとその加盟している団体。うちでいうと、例えばですけども、どこどこ何とか連盟とかに加盟している団体、そういったものが例えば大会とかそういったところで利用する場合は、そうなるケースはあるという話なので、全てがというのは、すみません、私も大田原市の職員ではないので、なかなか判断というのはそこまでは分かっていないところなんですけれども、一応そういったケースは、無料になる場合はそういった場合がありますよということで伺っています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その場合、もう少し詳しく教えてくださいということで、実績等は確認することはできるのか伺います。

○大島管理係長 聞くことはできると思うんですけども、答えてもらえるかというのは、すみませ

ん、大田原市さんのほうの判断になるのかなとは思いますが、基本的に大田原市さんとしては、今回のケースで申し上げますと、そういった加盟している場合と、何ですか、学童とかそういったことで無料の規定というのはないんですけども、そういった減免上の規定でいうと、体育協会に加盟している団体は無料とすることのできる規定はあるということでした。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって担当課に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 担当課に対する質疑を終了します。

ここで、担当課の退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員間からの御意見はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、いろいろ判断を仰がせてもらったときに、この請願書を読み取り、あるいは参考人からお話を聞いたときの気持ちの対応と市が考えるところが、まだ自分の中でちょっと判断できないということで、軽率な優劣はつけづらいんじゃないかと思うので、常任委員会では1回

だけ継続できる権利がありまして、僕の中では、これを次の方がいるからといって拙速に丸かバツを決めるものではないと。

その理由としては、請願、先ほどちょっと参考人さんにも言いましたが、野球場の大会の無料を求める陳情で取り組もうと思ったんですが、署名をいただいたときに、1,700名の方には他部活の保護者もいらっしやったということで、表現すごく申し訳ないですけども、取ってつけたかのようにこのほかの人たちも面倒見てくれみたくなくなっちゃったんで、その請願の趣旨が後半になってしまった。

先ほど、我々が見てのとおりスポーツ振興課に聞いているのは、あくまで野球のグラウンドでしか質問ができなかったんですよね、時間がなくて。

ということなので、その審査を延ばす方法であったり、この請願自体をもうちょっと我々が、議員がもうちょっと話し合っ、そういう形が一番理想じゃないかという形でなるべく参考人の方々が望んでいる範囲で出す考えを持っていったほうが、この請願でマル・バツはちょっとつけづらいと思うんですけども、皆さんどうですか。それをちょっと意見いただきたいと思います。議員間討議なので、すみません。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 私も同じです。というのは、これ全部受けちゃうと、全てのスポーツをあれすることになっちゃうし、先ほど参考人にお聞きしたときに具体的な話も出てきたし、その辺で判断できるのか、このままそっくりというわけには私もいかないと思うので、もうちょっと練って別のところで、その辺もしたほうがいいかなと思っています。

○佐藤委員長 ほかに。

中村委員。

○中村委員 これ私どもが条例改正のときに随分、

議論をさせていただきました。そして、結局的には議決をさせていただいてこの条例ができて、施行されているというのが、4月施行された。結果、我々は責任を持ってこれやっていかなきゃいけない。ただ、今振り返りますと、学童ですね、地域にスポーツは移行と、小学校なんか特になっているんです。そういった教育の観点とか、正直言って、PTAが崩壊するぐらいの時代の中で、しっかりと地域を守って、スポーツをしっかりと支えていただける指導者の方々のためにも、そういった精神的な負担をかけないような仕組みもやっぱり我々は考えていかなければいけないと思うと、やはり我々も責任持ってこの条例を可決させていただいて4月から施行したばかりなのに、おまえ何言ってんだという議員の立場ということになれば、それは慎重になっちゃうんですけれども、やっぱりそれは責任持ってやらなきゃいけないんだけれども、しっかりとしたそういった事情も勘案しながら社会情勢と物価高、経費もかかる、そういったことを全部入れると、結論を我々も出しにくいということもございますので、今、齊藤委員が言いましたように、しっかりと議論して、どういう道筋でそういった柔軟にスポーツを楽しむことができるかということをしっかり考えていかなければいけないと思いますので、今日これ採択するか不採択にするかという案件ではないような気がしたので、しっかりと議論をさせていただければと思っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、いろいろ委員の皆さんから御意見いただきました。

ただ、白黒はどっちにしろつけないと、請願上がっている以上ということなので、もし皆さんが、僕の意見ですから、これ、意見としては継続審査ということで、3か月、そうすると審議の時間が

延びます。その間に参考人さん等々ともうちちょっとお話をして、この文章だけを白黒つけろといううちちょっとやっぱり本当にどちらにも失礼になってしまうということなので、よく話し合って、飲んでいただいた条件の下、今、中村委員が言ってくださったようなものを議決をしながらでも、新たな意見として執行部に出せるようなものを考えて、別な形で出せるようになっていけば、これ一番理想かとも思うので、願わくば、採決はするけれども、継続審査ならいいなと思っています。委員会はちょっと残ってしまう。でも、それ以外だと採択か不採択しか残っていないので、よければ再考していただきたいと思います。意見です。すべきだと言えいいんでしょうけれども、ちょっとそんなに強く言えないので。

○佐藤委員長 そうすると、確認なんですけれども、ここでは採択をして、なおかつ継続という。

〔「ちょっと確認します」と言う人あり〕

○佐藤委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時08分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

ただいま御意見がありましたのが、採択する前に継続審査がいいのではないかという意見が出されましたので、請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の施設使用料無料化に関する請願について、継続とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数と認め、よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時08分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎陳情第2号の説明、質疑、討論、
採決

○佐藤委員長 陳情第2号 三斗小屋宿跡地保全に関する陳情を議題といたします。

本件については、参考人として提出者である香田氏を招致しておりますが、都合により今日欠席との届出がありました。

生涯学習課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、提出された陳情第2号 三斗小屋宿跡地保全に関する陳情に関する担当課への質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、僕らもこのまさか遺跡関係ということで、教育委員会の生涯学習課に行くとは全然思わなかったんですけども、部としては認識はあって、今までどうしたのかというのが何か分かれば教えてほしいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 まず、陳情書の内容には三斗小屋宿跡地というふうなことでしたので、市の文化財として三斗小屋宿跡というふうなものがある、多分これを言っているんだろうと思います。ちょっとこの名称、文化財のほうを紹介させていただきます。

名称は三斗小屋宿跡、指定年月日、昭和44年7月10日に、当時の黒磯町が市のほうで指定をしたものでございます。場所は板室の山道、沼ッ原湿原からさらに山を上がっていくというふうなところになります。文化財の範囲としては、そこにかつて旧宿場町がありましたので、今は全く跡地もないんですけども、そういったものを含めて灯籠も残っておりますので、宿場跡地を文化財として認定をしているというところなんです。

この土地、宿場町でもあったことから、実は土地に対しては個人所有になっております。多分、普通の道路が通って、両脇に家があるというふうな、そんな感じのほうをぐるっと囲って文化財として認定をしているというふうなところでありますので、真ん中に会津中街道という昔のメインの道ですね、そこは今でも、多分、道となっているので、国のものなのか市のものなのかというのは別にしても、その両脇の家の跡については、いまだに個人所有というふうな形になっております。

生涯学習課では、令和3年10月に現地を訪問をして以降は、残念ながら、なかなかすぐ、はい、分かりましたと行けるところでもなかったものですから、今もって現地のほうは令和3年10月以降行ってはおりません。

現況としては以上です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 多分、間違っていたらあれなんですけれども、西那須野地区にも歴史の偉人の場所があるんですけども、個人が所有している関係で手入れができないという場所があると思うんですが、今回のこの修繕を求める場合に同じようなことが考えられちゃうのかどうかというのは、そのケース、例えば、補修、修繕をするべきだみたいな陳情なんですけれども、やるのに当たって、民地の所有物が誰かということになるのかなと今話聞いて

ていたんですけれども、建物が例えば行政で、下が道と違ってそういうレベルではないですよ。これ昔のものですからね。なので、その辺に関してはどんなことが考えられるのか、大丈夫ですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 ホームページ上に写真がありますので、見ていただければですけども、実情の建物等はもう残っておりませんで、石灯籠、金灯籠が残っておりますので、その修繕と、あと多分、歩く人もいますので、もしかしたらごみとかが散乱をしているというような状況があるかなと思うんですけども、大幅な修繕とかというようなものではなくて、日々の管理をどうするかというふうな趣旨なのかなというふうに感じるところであります。

役所としましては、そもそも所有者、結構複数人いるんですけども、実際に連絡が取れる方も数限られておりますので、その方と協力をしながら、このごみももし捨てられたらどうしようとか、あと建物、道路からの構築物の状況を見てもらうとかというような形では相談はできるかなと思います。

これまで市の文化財、180点あるんですけども、市の所有地であれば別ですけども、個人所有地については基本的に所有者の方に管理をお願いしている。これは条例上、そんな決まりになっているものですから、そういうことでお願いしている。大概、その所有者の方からちょっと管理が行き届かないんだよねとかというような御相談も結構ありますので、そこはそこで一緒に考えながら、じゃ、どうしようかというふうなものを一緒にやっていっているのが現状です。

大規模な修繕とかになりますと、やっぱり個人の方では大変です。補助金とかの制度も条例上決まっておりますので、そういったものを活用

しながらやっていくというふうなところで、役所としては、木1本でも文化財として認定しているところもありますけれども、建物とかも含めて管理については、年に1回でも2回でも現状を確認しながらですね。

また、建物関係、こういった建物の関係については、文化財審議委員がいますので、そちらのほうの意見を聞きながら、もしかしたらこの今の状態で保存していくのがいいというふうなところもあれば、ある程度修繕が必要ということもあるし、ということで考えていくというふうな感じでございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、すみません、今その文化財については個人が一応管理していただくということが一応決まりになって、先ほど、もしそういった修繕があった場合はいろいろ考えて検討して補助金も使うと。その文化財の検討委員会がいいと思うんですけども、例えばその基準的なもの、このまま残していったほうがいいのかと思うので、やっぱりその文化財の基準、文化財委員会ですか、ちょっとお分かりでしたら、もし基準的なもの、こういったものに関しては一応、行政のほうでも一応補助金も使いながらやっていくけれども、基本的には個人は個人で管理するもので、そこら辺のちょっと線引きというか、どうしようかな。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 現場のほう、我々と所有者と、審議委員にも見てもらった上でどうするかというふうなことを話した上で、やっぱり方法とかもありますので、そういうことも確認しながらやっていきます。

具体的にこのラインを越えたらというふうなものではなくて、やっぱり我々ではなくて、長年ずっと審議委員をやっている方の御意見も聞きなが

ら、これはやっぱり個人の範囲でというようなところもあれば、これはもう個人の枠を超えそうなので、市のほうの補助金とかというような話の相談というお話になっていくのかなど。

一定の線引きはどうしてもできないものですから、専門的なものを、委員会持っていますので、そこで線引きというか、どうしましょうかというのを確認しながらやっているのが現状です。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうしますと、180点から市で管理ということで、一応、線引きがないけれども、例えば、ここの箇所、ここの箇所、ここの箇所については、例えばA、B、Cのようなちょっとランク的な文化財としての価値観というのは市では見ているんですか。ランクみたいなのはついてるんですか。そういうのは一切ついていない。重要性とか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 具体的に、全ての文化財が横並びになっていて、Aランク、Bランク、Cランクというのは補修の重要度というふうなのは、残念ながらそこは持っていけないのが現状でございます。

ただ、文化財審議委員のほうも私たち以上に現場を、物をよく見ていますので、逆に言うと、この委員のほうからここはかなりやばいぞというような話というのも時々入ってきますので、そういう意味では、審議委員のほうの中ではある程度ランクづけというか、そういったものも審議会を開催すると話もあるものですから、そういうものを参考にしながらというようなところでやっているわけで、役所としてのランクづけというものは今ないというような状況でございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 文化財の管理は全て個人所有者がしっ

かりと管理しなければいけないということは、これまでの説明で分かりました。

ただ、こう見て見ますと、非常に散乱する酒瓶とか衛生的にちょっと悪いような地域になっているということを考えますと、一つは、市で文化財というものをしてしまったという責任も生じた中で、一般地域ではよくごみ屋敷があったとか、市町村の財源できれいにするとかというものもあるわけなんですけど、最終的にはこの文化財の周辺が非常に汚れているということも考えますと、指定してやっちゃった以上は何らかの文化財の委員会の中でもちょっと整理しなきゃいけないねとかというのはあると思うんですよね。そういったものも考えた中で対応をしていった中で、このなんというかそういう整理とかということになれば、市の修繕費を使ってやらざるを得なくなっちゃう可能性もあるということではよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 そうしたことじゃなくて、必要に応じて、なかなか現場へ行けないところでもありますけれども、確認をした上で、やはり修繕の必要があるだろうという判断であれば、市のほうで修繕をするなり、あとは、修繕のほうの発注契約のほうは所有者のほうでやっていただいて、その補助金をというような形も、2通り方法はあるのかなというところで考えております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、この所有者というのは確認はできているんですか、今。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 実は全ての所有者、もう何世代もたってしまったので、かなり枝葉が広がってしまったので、全ての所有者は確認できておりませんが、1人、2人、市内にいる方がいますので、現にその方が、毎日じゃなくてもそこを通っ

て仕事場に行っているというような話も聞いておりますので、状況のほうをその方に聞けばかなり詳しく分かるのではないかなというふうに思います。

実際に何かやるというようなきも、この方に承諾を得て、そこは駄目だ、いいという話を聞きながらやっておりますので、実際、その現場のほうをちょっと所有者のほうでも確認をしていただいて、その方が今、実質の代表者みたいな形になっておりますので、その方に相談という形で考えております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。

そんな中で、市の文化財、補修工事が出た場合には、市で何分の1とか上限が決まっています、補助金を出していた時期がございましたよね。そういったものを考えると、若干、そういう人たちがしっかりと保存したいというような意見があった場合には、若干の許容の中で補助金を出して対応するという事は可能ということで考えてよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 文化財の保存につきましては、補助金の交付要綱もつくっておりますので、それにのっとった形で対応は可能と考えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって質疑を終了いたします。

終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、担当課に対する質疑を終了します。

担当課の退席のため暫時休憩といたします。

本日はお忙しい中、御出席ありがとうございます

した。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第2号 三斗小屋宿跡地保全に関する陳情について、採択とすべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、陳情第2号は採択とすべきものと決しました。

以上で陳情第2号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時30分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○松本子ども未来部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありますので、決算審査特別委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をよろしくお願いします。

では、よろしく申し上げます。

課長。

○福田子育て支援課長 (認定第1号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、182ページのさっき請願もあったんですけども、こども医療費のところ、医療費助成の状況ってあるじゃないですか。ここの1万7,112人の内訳が分かれば。さっき説明のときに1万3,000件手が空くと言っていたんですけども、ちょっと詳細を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 1万7,112人の内訳でございますが、ゼロ歳から未就学児が5,250人、小学生が5,955人、中学生が3,147人、高校生が2,760人となっております。助成件数につきましては、ゼロ歳から未就学児が9万7,521件、小学生が9万3,283件、中学生が3万7,350件、高校生が1万3,874件となっております。

以上でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、それで、頂いた歳入の表と比べていたんですけども、ちょっと書きぶりが分からなくて、未就と小学生は県の2分の1と、中学生だけ償還払いと書いてあるんですけども、これってどういうことなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 中学生につきましては、県

の補助は認められてはいるんですが、償還払いにつきましては2分の1ですが、現物給付につきましては4分の1ということで補助が減らされているという状況でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、償還払いは今していないから、おのずと那須塩原市の方は全部4分の1の補助に減らされると。市のほうもこれ減らされちゃっているということですかね。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 償還払いにつきましては、県外の医療機関などは償還払いとなっておりますし、柔道整復師のほうにかかった場合も償還払いとなっておりますので、全員が現物というわけではございません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 148ページ、ファミリーサポートセンター30事業で、移転をした理由について伺います。ファミリーサポートセンターの事務所移転をなぜしたのかを教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 事務所の移転につきましては、当初、始まった当時は、賃借料、こちらからの委託のほうに上乘せをしておりましたので、こちら公共施設を使ってということで、その土地を探した結果、厚崎公民館で実施することになりました。

ただ、公民館というところでのことが目的外の使用という部分もございましたので、令和5年度に子育て相談課が長寿センターから西那須野庁舎に出まして、そこにスペースができましたので、そちらに移転することとなった次第です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて、伺います。

148ページ、児童福祉総務費20事業の中の図書購入費、子ども・子育て夢基金図書事業大型絵本の利用先を教えてください。費用対効果を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 こちらにつきましては、夢基金の事業を庁内で募集しましたところ、保育園の本の不足というところが上がりまして、令和6年度につきましては、市内の公立保育園8園に1冊ずつ購入したというところになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 同じページです。

今の図書から下で、夢基金の助成金が35万円、去年より増えているんですけども、単純に設置する場所が増えたのかどうかをお伺いします。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 夢基金の助成金につきましては、助成する団体が増えたということによって感じております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この令和6年度でどのぐらいだったんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 令和6年度の実績としましては、13団体で、事業が15事業というところになっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この交付金は居場所事業の交付金ではないんですね、そうすると、13団体って少なくないですか。そんなものでしたっけ。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 基本的に居場所に対する事業になっていまして、全ての、例えばこども食堂とかも、希望する団体というところでした。

○齊藤委員 したところがという。

○高野子ども福祉係長 そういったところになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 下のファミリーサポートの30事業の一番下のセンター利用の助成の13人の内訳、詳細と
いうの、を教えてください。どういう人が借りた
か。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 こちらにつきましては、独
り親世帯と生活保護世帯というところで登録をし
ていただいた方に助成しているものとなっております
まして、実際の利用者としては生活保護世帯が5
人、残り4人が独り親世帯への交付となっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、次のページの下段の子育て応援
の事業なんですけれども、令和6年度は宿泊なん
ちゃらプランって項目が令和5年度にはあったん
ですけれども、6年度には消えていたんですけれ
ども、これについてちょっと教えてください。11
万8,000円。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 この子育て応援赤ちゃん連れ向け
宿泊プランは、御協力いただいている宿泊業に宿
泊等、その分の助成をさせていただくというもの
なんです、令和6年度は実績がございませんで、
御利用がなかったということになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 使えば、じゃ、あったんだけど、
実績がゼロという解釈でいいんですか。助成金は
残っているということですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、そうしたら、多分、表は

残しておいたほうがいいんじゃないかなって。利
用実績ゼロのほうが分かりやすい。消えちゃった
と思ったんで、確認させてもらったんで。来年度
以降、残っているようだったら残しておいてくだ
さい。

あと1個だけ、夢基金です。次、150ページ。

夢基金の積立てがふるさと基金からだという話
だったんですけども、今般の代表質問等にもあ
った繰越金であったり、財調以外の残りの金額か
ら夢基金に回ってくることはあるんですか。それ
とも、部長とかがお金くださいと言えば積み立て
ることができるんですか。そういったのはどうい
うアクションをしているんですか。部長とか課
長とか言っているのかなという。

○佐藤委員長 部長。

○松本子ども未来部長 今回、ふるさと納税の寄附
金につきましては、基本的には事業に充てていく
というようなことで、直接そこから自動的にこの
夢基金の原資に当たるということはなくなっ
たんですが、一応、担当部署のほうからは、この基金
をどういうふうに活用していくかというところで、
どの程度基金の原資を確保しておくか、そうい
った調査はいただいておりますので、その中で、今
後どの程度、将来的にはどういった部分に使いた
いとか、そういったところは担当部署とは協議さ
せていただいているところでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 多分、お任せの名目で子育てに関する
ところを選んでくれたふるさと基金の充当先はこ
ういったところで分けてくると思うんですけれ
ども、それ以外にも基金に積んでいくという財政課
の質問のときに答弁があったんですが、今のみた
く、ふるさと基金じゃなくて剰余金からの積立て
という可能性は、夢基金には回ってくる可能性は
あるんですか。要は、今回も令和7年度でいろん

なところに振り分けるじゃないですか。そういったときに夢基金にもちょこっと入るとかってあるんですか。

○佐藤委員長 未来部長。

○松本子ども未来部長 先ほどのところで、要は直接、制度的にといいいますか、ふるさと納税から自動的に積み立てるといったことはない形なんですけど、そちらのほうからの要望に対して、その必要性とかを認めていただければ、その剰余金の部分から繰越金の財政的などころの予算の配分として積み立てていだけ、そういったことはあるかと。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 すみません、何度も。

147ページ、児童福祉総務費20事業のヤングケアラー啓発リーフレットの作成した配布先と効果について伺います。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 啓発リーフレットにつきましては、1万部作成をいたしまして、こちらは2年間で配布する予定で1万部作っております。

配布先としては、市内の小中学校、小学6年生と中学1年生から中学3年生に4,000部配布しております。併せて、関係機関というところで、社会福祉課であったりとか子育て相談課等に300部配布していると共に、なしお博等でイベントの際に配布しております。

効果としては、目に見える効果というのはなかなかあれなんですけれども、配布したことによって、渡った方に目を通していただいて、ヤングケアラーという部分が少し広がったのかなというところではあるかなと思っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 昨日のケアラー協議会の中でも出たように、学校で啓発しているじゃないですか。そういったときには再度配布はされないんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○瀧子育て支援課長補佐 学校での講演会のときは改めては配ってなくて、リーフレットはリーフレットで一週に配って、あとは個別の学校ごとに行ったときに、次第の中にまたそこに相談先というのを改めて載せて、必要であればここにも相談できるよという周知をしているので、講演会のときは配っていません。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 啓発なので、配布をすると気になる方は取っておくかなと思うんですけども、何かに紛れてその他の紙ごみのところに行っちゃうのが、講演会のときに配布されるのが効果的かなと思ったり、これは意見です。

続いて、伺います。

148ページで、先ほど齊藤委員のほうから質問ありましたサポートセンター利用料助成の中で、利用された独り親12、生保1の方の利用者の内容、送迎なのか家庭内の支援なのか、分かれば教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 こちらの1名につきましては、送迎の利用になっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すみません、149ページなんですけれども、子育て応援事業で、負担金のこの子育て応援取扱事業者なんですけれども、大体何社ぐらいなんですか。

じゃ、いいです。大丈夫です。

じゃ、その下の実績なんですけど、子供を預かるサービスなんですけれども、こちらは何名の方が利用して、どのようなところに預けられたんですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 事業所に関しては、主に保育園ですとか、託児所でいただいているところにお子様を一時保育していただいている形です。

○星野委員 利用者は何名ぐらい。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 お待たせしました。

昨年一年間で568件の御利用をいただいております。

○星野委員 分かりました。

すみません、それと、その下の保護者を支援するサービス、これってどういうサービスなのか。教えていただければ。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 こちらに関しては、いわゆる産後ケアがございまして、例えば、これもやはり助産施設、あとは医療機関様が御利用いただいているんですけども、お母様のケアなど、あとは家事援助ですね。ダスキンさんとかそういった民間事業者様に家事、お掃除ですとかそういったところを御支援をいただいている形になります。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 先ほどの事業者でございしますが、令和7年度の事業者数ではございますけれども、62事業者となっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

金子委員。

○金子委員 166ページの児童クラブのところ、公設民営と、それから民設民営とこの人数がずっと出ているんですが、これは計算すれば分かるのかもしれないけれども、どのくらいでどういう傾向というか、増えているのかちょっと。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 まず、公設クラブにつきましては、25クラブ、36支援ございまして、定期利用人数は令和6年度は1,244名となっておりますし

て、昨年度に比べて31名の増という形になります。こちら令和6年5月1日現在になります。

続きまして、民設の児童クラブにつきましては、こちらは市内に24クラブ、30支援ございまして、定期利用人数は令和6年5月1日現在で866人、令和5年5月1日時点では856人ですので、10人の増加という形になっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 子どもが減少する中でこの児童クラブのほうは増える傾向にあるということ。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 出生数は低下しておりますが、働く女性が増えているので、横ばいという形で想定しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 同じページの後ろなんですけれども、民設だから168か。これ出していいのかな。ゆめみらいさんとゆめみらいツーさんって去年度はなかったんですけども、今年新設されたということよろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 ゆめみらいツーはなかったんですけども、ゆめみらいのほうは令和5年度はちょっと支援員さんの関係等で休止しておりまして、令和6年度に再開という形を取ったので、新設という形ではございません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、人数が5年度に比べて6年度は、例えばツーさんは23人減っちゃって、ゆめみらいさんに13人、ゼロから純増しているんですけども、これは多分、クラブ間で融通利かしているみたいな感じなんですか。それとも、まるっきり違う人がこれだけ増になったんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そうですね。その中で、ゆ

めみらいツアのほう、学区をちょっと分けているという都合がありまして、昨年度は1つにまとめた形で、ゆめみらいツアのほうで実施してきたというような形になっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 ごめんなさい、すごい初歩的なこと聞いて申し訳ないんですが、165ページで、先ほど説明があった子育て世帯生活支援特別給付金事業費事業50事業から下、独り親、その後、その後、その給付金の返還金というのが発生しているかと思うんですが、なぜに返還金というのが発生するんですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 こちらに関しましては、受給資格が、この当時、児童手当ですとか児童扶養手当、そういったものを受給することが条件となっていて、過去に遡って取得申告をした結果、児童手当や児童扶養手当の受給資格を失ってしまって、連動してこちらの給付金の受給資格がなくなってしまったということが原因です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 それらは、受給した後に職員さんが調べて、何か返還を求めるという作業が発生するわけですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その場合、スムーズに対応はしていただけるものなんですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 返還が難しい場合は、御相談によって、分割ですとかそういったことを行うことになります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定するものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎子育て相談課の審査

○佐藤委員長 ただいまから子育て相談課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

子育て相談課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊地子育て相談課長（議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

○中村委員 ネグレクト対策ということなのですが、各施設に何名ぐらいつきますか。

そういう増え方は。

○菊地子育て相談課長 これはちょっと今年度の数にはなりません、今こちらで把握しているのが今年の7月現在の数字、今、把握しているところだと、2つの地区合わせて、今33名の児童生徒が利用をしております。

内訳としましては、黒磯地区のほうが20人。20

人のうち小学生が15人、中学生が5人。これが黒磯地区です。西那須野・塩原地区としましては13人で、その内訳としましては、小学生8人、中学生5人の合計33人が利用しているという状況になっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 今の中村委員の質問に追加なんですが、現在、この対象する人数というのは、枠、対象する人数が決められている中でのこの対象人数なのか、それとも、本市で必要としているネグレクトや育児放棄等のニーズに合った現在数なのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 今、こちらの事業としまして、おおむねの定員というものを設定しているところでして、大体、地区ごとで20人程度というところで設定をしているというところです。

もっと言えば、これを今現在利用している児童よりも、ニーズとしてというか、我々として必要だという児童生徒数はほかにもいる。ただ、この事業を実施するに当たっては保護者の同意が必要でありますとか、そういったうちのほうで実施しております要保護児童対策地域協議会というところでこの事業が必要だというふうに認めた児童生徒とか、そういった幾つか要件といいますか、がありますので、若干そういったところを加味した上で、実際のこの利用につなげていく。なので、実際、人数として必要な児童生徒数は、今利用している児童生徒数よりはいるというふうな認識でおります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、ニーズとしては現在数よりもあるのではないかなというところですが、定員20と定めている根拠というのは、受け入れる施設の

問題なのか予算の問題なのか、その20名の根拠を教えてください。

- 佐藤委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 やっぱり受入れ体制、事業をする事業者の受入れ体制というところを加味した上でということと、この施設を利用する、支援する児童生徒によりよい支援を提供するために適当な人数ということで設定しているということになります。
- 佐藤委員長 林副委員長。
- 林副委員長 じゃ、支援の質を担保するための適正な人数という理解でよろしいですか。
- 佐藤委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 お見込みのとおりです。
- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 すみません、3年間、5年か。3年間と言った、さっき。
- 佐藤委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 これまでが3年間で契約していて、来年度からは5年間。
- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 その中で、物価高騰等も絡んでの生活の維持は最低限行うわけですから、これヒアリング等で算出的には間違いないはじきでいいんでしょうか。
- 佐藤委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 こちら次年度からの事業実施に見込みましては、現在、委託している事業者さんと適宜ちょっと情報交換をさせていただいております。実際の支援の状況でありますとか、もちろん費用的な部分、それから、今やっぱり人件費が高騰している、物価高騰しているといったところも、ちょっと今の事業者さんと少し情報交換させていただいて、その上で次年度以降に必要な額ということで設定をした額ということになりま

す。

- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 これ国関係の補助なかったでしたっけ。
- 佐藤委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 国の補助が補助メニューにございまして、そちらのほうを活用することで今、計画を進めております。
- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 じゃ、一応、金額はこの設定でやっておきながら、その年度ごとに国の補助が入れば支出が抑えられると、これ以上にかかっている市側が持ち出す金額がこれ、その設定はどっちですか。
- 佐藤委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 この金額がマックスで、その中で補助が入る。
- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 ないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑を終了したいと思います。ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

じゃ、よろしくをお願いします。

課長。

○菊地子育て相談課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○林副委員長 159ページ、こども家庭センター事業費（20事業）の中の御説明いただきました児童福祉相談システムの導入、こちらの内容を詳しく

教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 こちらの児童福祉相談システムなんですけれども、導入前の課題としては、相談案件の経過の記録が作業の負担であったりとか、記録を入れるのも通常使っているグーグルのドライブ上で保存というやり方をしていたんですけれども、全ての妊産婦子育て世帯への相談支援に対応するものとして、その相談情報を子育て相談課内で一元管理するためのシステムを導入して、子育て家庭に対する包括的な支援のための体制の強化を図るという目的で導入しました。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 どのようなものなのかについては理解しました。

導入した効果についてですが、庁内の職員に対する効果と、登録され、相談した市民や利用者への効果を併せて教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 庁内の職員に対する効果としては、その入力作業の負担の軽減と効率化を図れる、また内部での共有がスムーズにできるという効果があります。

外部に対しては、職員がその分、作業の効率が上がりますので、相談対応に割ける時間が増える、余裕が持てるという効果があると思います。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 例えば重層に関連したときは重層支援会議に取り出していったりしますが、支援に関わる多様な課の方の連携を強化し、相談した方の支援の充実につながるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 現時点では、子育て相談課内の職員での共有用として今導入していますので、

行く行くそういう使い方をするかどうかは、まだ検討段階です。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 現在は子育て相談課の中だけ。

〔「はい」と言う人あり〕

○林副委員長 理解しました。

続いて伺います。

毎年聞いてきてすみません。160ページ、子育てサポートステーション運営費（30事業）の中で言語相談員の謝礼が27万5,000円に対し、作業療法士相談員の謝礼が3万円であるんですが、これらのニーズについて教えてください。そもそも相談をする方のニーズがこの件数なのか、予算に対して毎年執行している内容なのか。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 言語相談なんですけれども、言語相談は1か月に1回、5枠のケースで行われていて12回という形なんで、1か月に1回の5ケースの枠で2万5,000円という形が出ております。

作業療法のほうは、予算を5回ケースで取っているんですけれども、1回につき1万円で、大体1時間から1時間半ぐらいというところがありますので、3回しか利用していなかったということになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 あくまで子育てサポートステーション運営費の中で準備した予算の中で支援を執行しているということですか。分かりました。

続いて伺います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 162ページ、発達支援システム推進費（70事業）の報償費、とことん遊ぼう会講師謝礼の内容について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 こちらとことん遊ぼう会の謝礼につきましては、子育てサロンの一環といたしまして子育てサポートステーションと発達支援のほうで共催しまして、子供たちに遊びの場を提供しまして、子育てサロンを子供と親子で遊べるような場を東那須野公民館で月1回実施しているものになります。報償費につきましては、こちら協力いただいている保育士の先生に支出しているものになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 理解しました。

続いて伺います。

162ページ、発達支援システム推進費、その他委託料、絵本の読みあい遊び87万9,043円に対し、昨年度は96万1,224円だったんですが、減額になった理由について伺います。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 読みあい遊びの業務委託につきまして令和5年度につきましては、実施園はさくら保育園と三島保育園の2園でして、こちらの実施園については変わらないんですけれども、1園につき10回の実施をしていたところです。なので、計20回、令和5年度につきましては実施しておりました。令和6年度につきましては実施園と調整をいたしまして、保育園で行う行事等を加味しまして、実施のほうを各園とも9回ずつ実施になりましたので、各1回ずつ減りまして2回分の委託費のほうが減ったというところで、減になっているものです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 実施する園との相談の上、調整があり、回数が減ったということですかね。

この読みあい遊びの効果について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 読みあい遊びにつきましては、目的といたしまして主に支援者の専門性の向上ですとか、あとは専門職による支援の充実というところを図るために、主に就学児童を対象として、遊びを通して発達支援のお子さんも通常のお子さんと一緒に遊んで、インクルーシブ的な考え方を取り入れた支援方法ということで実施のほうをしているところです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 支援員というのは園の保育士さんという理解でよろしい。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 そのとおりです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 理解しました。

続いて、その下の発達支援専門研修について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 こちら発達支援専門研修なんですけれども、こちらは当発達支援課担当の職員が専門的研修を受講するために取っている予算でして、こちら発達協会というところが行っているウェビナーですね。こちらの5講座を受講した費用になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 担当職員の専門性の向上のために利用しているという理解でいいですか。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 そのとおりです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 すみません。発達支援システムの登録者数について伺います。

令和5年度に対して令和6年度末では少なくなっているというところではあるんですが、その理由は21歳に到達したのと途中届の届出者が減った

という理由だと思うんですが、この傾向としてはどのような状況になっているのか、推移をお話してください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 発達支援のシステムの利用者についてなんですけれども、加入者につきましては、主に就学前のお子さんが多くて、年々少子化が進んでおりまして、その分、母数が減っておりますので、加入者のほうも微減しているというような状況がございます。

また、ただ必要な方には案内をして入っていただいているということで理解しております。

一方で、加入されている方、こちらにつきましては定期的に加入されている方に連絡等を取りまして、どのような感じですかということでお話を伺っているんですけれども、就学前に不安なのでということで入られた方が、年数が何年か過ぎまして小学校でうまくやれているのでということで、そういういい意味で卒業されるという方が最近増えてきたというところで理解しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 今の一つも効果の一つだと思うんですが、発達支援システムの現在の効果について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 発達支援システムの効果なんですけれども、本市が行っているものについて、お子さんに対する支援ですとか、そのほかに困っている保護者に対する支援というところも相談支援を小まめにやっておりますので、子供だけではなくて、親子まるごと支援のほうができるようになっていて、困ったときにいつでも相談できるような体制ができているのではないかと考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ありがとうございます。ごめんなさい、もう1個ありました。

164ページの女性相談支援費の中で、30事業、令和5年度困難な問題を抱える女性支援推進等の返還した理由について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 こちら補助金の返還金の理由になりますけれども、こちら女性相談を行うために、本市は現在3名の女性相談員のほうを雇用しているんですけれども、令和6年度につきましては2名で行っておりまして、補助金につきましては一応3名分の補助金のほうを要求しておりましたので、令和6年度は2名で済んだというところで、1名分の費用を返還したのになります。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 人件費だったという理解でいいですか。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 そのとおりです。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 すみません、これで最後にしたいので、1個戻ります。

162ページ、母子生活支援・助産師設措置費（10事業）、母子生活支援施設入所措置費の委託先について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 委託先につきましては、母子生活支援施設は様々な問題を抱えておりまして、直接具体的な施設名を申し上げますと、安全上の理由でどこというところは申し上げられないんですけれども、入所希望があった方に対して適切な母子生活支援施設のほうにつなげて、委託費のほうを払っているというようになっております。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 それでは、支援される方を守るためにオープンではないということと理解したところではあるんですが、それほど市街を離れて、遠くのところに行くのではなく、適切に支援はスムーズに措置が図れるようなものになっているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 距離的なものも申し上げられないんですけれども、比較的我々が安心できる位置にあれば我々で支援いたしますし、例えば本当に遠くて我々が行けないようなところであれば、同じような事業をやっているような市町村にお願いして支援することもございます。

○林副委員長 分かりました。以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
金子委員。

○金子委員 159ページのこども家庭センター事業費、これは子育て相談センターとどういうふうに違うんですか。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 令和6年度から子育て相談課をこども家庭センターというふうに位置づけて、令和6年度から事業を始めています。子育て相談センターというのは、令和5年度までの現在でいういきいきふれあいセンター内にあります子育てサポートステーションの前身が子育て相談センターと言っておりましたので、その違いということになります。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これは例えば何人ぐらいで形成してやっているというか。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こども家庭センターイコール子育て相談課になりますので、今現在の子育て

相談課の体制としましては正職員が32名、会計年度任用職員が30名、合計で62名、これは子育て相談課プラスいきいきふれあいセンター内にある子育てサポートステーションの人数も含めてになりますが、合計62名で実施しています。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、今度は161ページですけれども、子育て短期支援費ということで、扶助費的委託料ということでやっているわけですけれども、子育て短期支援事業のキッズシェルターとそれからすくすくやぎハウスのほうは知っているんですけれども、子供の育ちを応援する会とそれから養徳園は市内じゃないと思うんですけれども、それから宇都宮乳児院のほうも宇都宮なのかなと思うんですけれども、そういうところに委託をしているということになるわけですか。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 そのとおりでございます。

NPO法人子どもの育ちを応援する会は市内でございまして、社会福祉法人養徳園はさくら市、宇都宮乳児院は宇都宮市というお見込みのとおりでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 その内容をちょっとお聞かせ、聞いておりますか。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 保護者が一時的にお子さんの養育が難しいときに御病気でとか、出産とか冠婚葬祭とか、あと育児疲れといういろいろな理由で、一時的に家庭でお子さんを見ることができないときに1日単位でお子さんをお預かりしている事業となります。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そういのでさくら市とか、宇都宮のほうまで委託をお願いしているわけですか。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 宇都宮乳児院は名前のとおり乳児院なので2歳までがお預かりできるんですけども、逆に市内でゼロ歳児をお預かりするのが難しいという法人もございます。あとはほかの方の予約状況によって空きがないということもあるので、そのときには市外を御紹介しているところですよ。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 あと養徳園のほうでは、短期でも預かるわけなんですね。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 お預かりは1日単位で大丈夫ですので、今現在おおむね7日まではお預かりすることが可能となっております。

○金子委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

中村委員。

○中村委員 182ページなんですけど、不妊治療費助成補助なんですけど、助成が17件受けられたようですが、妊娠に至った方は何名ぐらいいますか。

○佐藤委員長 係長。

○青木子育て相談課長補佐兼母子保健係長 令和6年度の数は上がっているんですけども、これまでの過去の数字というところでやっています、妊娠率につきましては、統計的には平成28年から令和5年まで取っているんですけども、平均しますと28.7%という形になっております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 本当に30%切っているんですね。世の中大変なんですね。厳しいと思います。これ1人につき3回ぐらいの補助金が出るんですか。

○佐藤委員長 係長。

○青木子育て相談課長補佐兼母子保健係長 1人の子供を産むまでに5回までの助成。

〔「5回までなんです」と言う人あり〕

○青木子育て相談課長補佐兼母子保健係長 5年度
というか、1年度1回で5回までという形になっ
ております。

○中村委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。

○松野委員 161ページ、子育て支援費の上段の児
童虐待防止対策（40事業）なんです、児童虐待
防止啓発SOS相談カードというものを作ってい
らっしゃるということなんです、どのような場
所で配布して、実際どのようなのぐらい相談件
数とか実績というのを伺いしてもよろしいでし
ょうか。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 SOSカードは子供が相談し
たいときに相談できる電話番号ですね。私たち子
育て相談課もそうですし、夜間、休日は児童相談
所の番号、あと189という児童虐待対応ダイヤル
が記載されています。

カードは、夏休み前に市内の全小学生・中学生
に学校を通じて配布しております。

また、カードを通じて直接子供から相談に来た
という実績は、把握してはいません。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 その相談窓口の方というのは、基本的
に専門家の方が全て対応されている。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 本市の児童家庭係においては
家庭相談員とそのほか正職員が対応しております。
職種は保健師だったり、保育士だったりがありま
す。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 180ページです。

母子手帳アプリが予算、決算が倍になっている

んですけども、令和5年度、33万円が66万円に
なっているんですけども、その理由は利用者が
増えたということなのか、分かれば教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○青木子育て相談課長補佐兼母子保健係長 こちらの
理由は、母子手帳アプリの利用料ということで、
事業者にお支払いしている金額なんですけれども、
母子手帳アプリのほうは令和5年10月からスター
トしまして、令和5年度は半年分だったんですけ
れども、令和6年度は1年分という形で倍になっ
ているということです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、逆に使用料なので、そのアプリ
の登録状況とかはどうですか。

○佐藤委員長 係長。

○青木子育て相談課長補佐兼母子保健係長 令和6
年度末の時点の人数、登録者数でいきますと
1,397名という形で、令和5年度末と比較します
と426人の増となっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 子育て相談課としては、いい成績かど
うか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 今現在ですと、母子手帳交
付時にアプリの案内をしております、そういった
方々についてはおおむね登録はいただいている
という状況ですので、数としては緩急調に伸びて
は来ているのかなという認識ではおります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これちなみに拒絶なさる方、携帯を持
っていない方は別として、アプリを入れたくない
という御家庭もあるんですか。

○佐藤委員長 副主幹。

○尾坂母子保健係副主幹 母子手帳の交付時の面接

の際に母子手帳アプリの周知をさせていただくのですが、アプリを入れたくないという声は、今までには聞いたことはありません。

〔「了解です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○林副委員長 160ページで、子育てサポートステーション運営費（30事業）の中で、おひさまルームと発達支援室の運営というところでお話があったかと思うんですが、発達支援室について詳しくこちらに掲載していないことから、発達支援室について教えてください。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 おひさまルームでよろしかったですね。

〔「おひさまルームと発達支援室」と言う人あり〕

○三嶋子育てサポートステーション所長 発達支援室おひさまルームはですね。

〔「つながっているのか、それについて」と言う人あり〕

○三嶋子育てサポートステーション所長 はい。お子様と保護者の方が来ていただいて、1時間保育士と一緒に遊ぶところです。相手は保育士なので保育士とたっぷり一緒に遊ぶというプラスこれは個別なんですけれども、グループになりますと少人数になりまして3組から4組の保護者の方とお子様と一緒に来て、1時間の時間をグループ遊びという形で一緒に共に遊ぶところです。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 おひさまルーム発達支援室という続けた名前だということは理解しました。

では、おひさまルーム発達支援室では、発達に課題を持って悩み始めた方、初期の段階の方が伺い、集団の中で我が子の関わりなどを理解しつつ、

アドバイスをいただける場所という理解で。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 障害を持たれた方もいらっしゃいますし、本当に発達に心配のある方も保護者の方もいらっしゃいます。なので、そこで相談をしながらそこで1時間を共に過ごすというところもあるんです。いいでしょうか。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 そういう発達に何らかの悩みや課題を持っていらっしゃる保護者の方が気軽に行ける居場所という関わりなのかな。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 そういうところですか。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その場合、適切な療育につながるようなことになっているのか伺います。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 そこから言語相談につなげたり、作業療法相談につなげたり、そこからまた国際医療福祉大学のほうのリハ専につながったり、あとは児童発達のほうにつながったりというケースもございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 皆様の受け止める場所だということろを理解します。その中で先ほど伺った言語と作業については、予算を取った枠の中で消化しているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 そのよう

です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その場合、ニーズとしては多岐にわたるかもしれないんですが、あくまで予算はこの

決められた予算内で消化しているという理解でよろしい。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 予算の中で消化しています。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 161の児童虐待防止対策費（40事業）の報償金が令和5年で増えていますよね。3倍ぐらいになっているかな。これは結構市の状態が悪くてこういう回数を増やしたのか、それとも自主的に出席者が増えているということで多分支出していると思うんですけども、それだけ開いた回数が多いということなんですか。報償金の事業のお礼とその上の謝礼と3つあるんですけども、これのお金が令和5年で増えているんですね。その説明してください。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 報償金の増えた分については、親子関係形成支援事業というものを令和5年度も予算は取っていたんですけども、令和6年度から本格的に5回講座を始めましたので、その分の増加とあとその下、要保護児童対策地域協議会の実務担当者の研修会の講師謝礼ですね。5年度継続して研修会は実施していたんですけども、5年度は児童相談所の職員をお願いしていたので、その分は経費がかかってはいませんでした。合わせたものが増額となっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 昨年度のだとペアレントトレーニングというもの、これが親子関係に変わったんですか、それとはまた別。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 ペアレントトレーニングと同

じ意味合いではあるんですけども、国のほうの使用している事業名を使って親子関係形成支援事業というもので載せております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 5回やった実績としてどのぐらいの参加というか、効果はどうだったんでしょう。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 5回開催しまして、連続講座なんですけれども、大体10人前後の参加がありました。効果は始めたばかりなので、また今後出るか、まだ。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何となく受けていらっしゃる保護者さんが気持ち的に変わっていく様子とか、そういった話というのは、課としては情報収集していないんですか。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 こちらも関わっている保護者の方に受講を勧めてはいるんですけども、そこまでの反応は、定期的にお会いしたりはしているんですが、そこまで事業の効果というところまでは把握はできておりません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 最近、某テレビ局でドラマをちょっと見ちゃったものですから、1時間で話ができるかということで、ただ一応確認は毎回面談する中でこういうトレーニング、講座があるけれども、受けてもらえないかということで受けてもらって、10人前後受けている中で一生懸命対応していくということですか。親子関係を改善していくためのプログラムということだから、面談でその状況は確認していると、一応理解でいいですよ。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 やはりよくドラマみたいに効果が如実に保護者の方が変わられるというのは、

なかなか難しい状況ではと考えております。積み重ね積み重ねで、そういった講座も受けていただきつつ、日々の相談に当たる職員が丁寧に丁寧に関わり続けることによって改善に向かっていくということもありますので、この事業だけというのではなくて、トータルで寄り添った上での相談支援を実施しているというふうになっています。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 今度こそ最後にします。

子育てサポートステーション運営費（30事業）の160ページの何度も同じところを聞いてすみません。言語相談員の謝礼と作業療法士相談員謝礼の差があまりにもあるんですが、この積算する根拠とおひさまルーム発達支援室は、医療の専門職が常時いる場所ではなく、保育士さんが緩やかに皆様の相談を受け止める場所というところは、理解するところではあるんですが、そこの方に対して、来た方にこんなあるよというふうに言うかと思うんですが、その場合どの人に言語でどの人に作業なのかと、医療従事者ではないから適切に効果の部分まで説明できるわけじゃないんじゃないんですか。そういった場合なぜに積算の根拠、これだけ差があるのか教えてください。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 言語相談のほうは、各保育園、市内の保育園と認定こども園さんだったり、幼稚園さんだったりというところに広く周知をしているところではあるんですが、なのでケースも入る可能性はたくさんあります。ただ、作業療法士指導相談謝礼としては5というところは、フリーの作業療法士相談員さんにお声かけをしているので、その方に毎月来てくださいます。ということは今までしていなかったみたいなんです。なので、5枠の中でお声をかけられれば、今

のところだと、発達支援室のおひさまルームを御利用されている方にお声をかけさせていただいているという形があります。なので、5枠というところが。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 今までの実績や前年当初でいくとそのようなやり方だったから現在こういうことだと。

○佐藤委員長 所長。

○三嶋子育てサポートステーション所長 それです。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時31分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎保育課の審査

○佐藤委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。担当課の皆様、お疲れさまです。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○北村保育課長 （議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 施行計画書のさっきの不動産鑑定のと

ころなんですけれども、移管先が土地を欲しいんで、課長の説明がのみ込めなかったんで、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 当初は有償の貸与というところで、事業者のほうとはまとまっていたんですが、その後有償貸与となりますと、お金がすごくかかってくるという、手持ちのものにはならないということもありまして、この先、買うという選択肢もあるのではないのかというのが法人として検討事項として上がりました。その相談が市役所のほうにありまして、ただ一番肝腎なお金がどのくらいになるのかというのが分からないと交渉もできないので、その意味において今回我々のほうで不動産鑑定業務のほうを出して、あの土地の適正な市場価格を調べて、それでどうだという交渉をしたいなというふうに考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、それは移管先のほうの希望として今回そういうふうに手をつけてくれるのはいいと思うんですけども、市としては売却しちゃっても構わないものなんですか。それとも地代をいただいていたほうがよかったのか、経理的な面の考えとしてはあくまで移管先に合わせるのかどうかというのを確認したいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 2種類の考え方があると思うんですが、やはり市のまとまった土地を処分すれば、それなりにまとまった処分のお金が入る。ただ、一方で有料貸与ということであれば、長期間それなりのお金がずっと入ってくるというメリットもあるのかなど。両方メリットがあるのかなと思う中で、やはり処分して、この際市有財産から切り離すというところで、やはり一番大きいところとしては、市のほうのこれから建物とか、建物は事

業者のほうで建てますから、例えばその土地に対して何かの問題が出てきたとか、そういったところがあっても基本、もう事業者の所有権になっていますので、事業者の判断の中で全て対応されるというところがあるんで、簡単にいえば市はもう関係ない土地というふうになりますので、所有権が移り変われば、そういった意味で売却というのが望ましいのかなというふうにも考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解しました。

さっき利子補給があったじゃないですか。今回もしこれ売却になったら、そこの利子補給分はこの土地を買う分のもし銀行から借入れた場合は追加されちゃうのか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 今回利子補給分が金融機関との関係の詰めてきたものが役所のほうに出されて、それを踏まえて予算要求しているわけなんですけど、その土地を買う分については見込んでいないです。あくまでも建物を整備するところで必要になったお金で金融機関からの借入れのお金が来ています。

〔「上物だけ」と言う人あり〕

○北村保育課長 そうです。上物、建物ですね。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更のあった項目や新規事業を中心に説明してくださるようよろしくお願いします。

課長。

○北村保育課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。一番最後の307ページの幼稚園支援費というのは、これ全部基本的に認可園になっているんですけれども、この補助金はこのメニューは何でこっちになるんですか。幼稚園型とかあったからですか。全部後ろにあるんだ。失礼いたしました。幼稚園は今1個だけですよね。

〔「1個だけです」と言う人あり〕

○齊藤委員 その支援費ですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員 すみません。大丈夫です。今データを出してみなかったんで、あれです。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 幼稚園は1個なんですけれども、こちら1号、要は認定こども園にも一部幼稚園の部分の園児がいますので、一部認定こども園にも補助をしているものでございます。

〔「なるほど、分かりました。すみません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

松野委員。

○松野委員 150ページの2項2目保育園管理費の保育総務費（10事業）なんです、ごめんなさい、私制度がよく分からないので、内容をお伺いしたいんですが、報償費、報償金の中で保育園等芸術家派遣事業講師謝礼ということなんです、芸術家を派遣するというのはどういったところか、お伺いしてよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 民間保育園、公立保育園のほうに絵画ですとか、あとは芸術、らくりん座さんとか、そういうところの希望を取りまして園児の皆さんに見せる、保育士の先生たちにも参加をいただいて、芸術を味わっていただくというのをやっております。その謝礼としてお支払いするも

のです。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 その謝礼が75万5,000円、結構謝礼の中でも高額なんですけれども、内訳が分かれば教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 実施園、令和6年度ですけれども、17園実施しております音楽が5回、美術が3回、同じく美術で木工になりますけれども、こちらが3回、演劇が6回という形でこの金額になっております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 子供たちにそういった芸術を鑑賞して、見せる機会を与えるのは大切だと思うんですけれども、そうしたことを行うことによって子供たちにどういった効果が期待されたのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 そもそも様々な芸術等に触れる機会を提供することにより、子供たちの豊かな感性を育むことを目的とさせていただいているので、そういった理由で子供たちにはプラスになっていると思います。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 音楽ですとか、演劇ですとか、木工ですとか、そういったものを今まで派遣したということなんです、それはそれぞれの幼稚園で希望を取って、希望を取ったその希望に応じたものの講師を派遣しているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 松野委員の先ほどの質問に関し、これらの予算は全て国や県からの補助金ではなく、市の財源を使ってなのかどうか、教えてください。

さい。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 芸術家派遣事業の事業費に関しましては、子ども・子育て夢基金の事業を充てております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 156ページの上段の民間保育施設運営支援費というところの補助金で、保育補助者雇上強化事業の補助金なんですけれども、これを使って園のほうには充足されたのか、その内容と結果を聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 こちら利用した保育園が令和6年度におきましては17園ございまして、全部で33名の補助者に対して補助しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 採用された方は、この年度間いたりいなかったりというのはどうなんですか。お金を出しちやえば終わりなのか、ちゃんと終わってから出納を閉めてこの値段なのかというのは分かりますか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 そこまではすみません、確認はしていません。

〔「分かりました。後で調べておいてください」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すみません。149ページの民間育児サービス対策費の令和6年度の認定外3保育施設あるんですが、令和6年度受け入れた生徒というか、子供の数ですか、3か所教えてもらっていいですか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 3園ありまして、延べ人数ですみ

ません、お答えさせていただきます。

創造の森が196名、ABC International school 15名、アロハインターナショナルスクール6名、計211名でございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 利用施設費の積算根拠というのはどういうふうな、要するに子供1人当たりに対して時間とかになりますか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 こちら令和元年10月からスタートしています3歳以上無償化の制度に基づいて支給されているものでございまして、保育料というんですか、認可外なので保育料というのは適切かどうか分からないんですけども、保育にかかった経費として1人月3万7,000円を上限に支給しているものでございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 これ保育対策費が増の理由として認可外で受け入れた人数の増ということなんですが、毎年毎年大体受け入れる数が増えている傾向にあるのかどうか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 実はそうではなくて、令和6年、先ほど申し上げた211名なんですけれども令和5年度が164名、増えてはいるんですけども、実は令和4年度が405名で、令和5年度からは減っているような状態でございます。たまたま令和6年度がちょっと増えたという形で、やはり今待機児童がゼロなので、皆さん認可の保育園のほうに入っていることが現状というところでございます。

〔「分かりました。結構です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。全然どこを開いているか

分からない。広域利用、他県まで行って保育できるもののお金は、こっちから支払う支出で国庫は入るんですけど。いつも何十億円と使っているんですよ。他市に預ける場合の。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 それは施設の給付費の話でよろしいですか。施設にお金を渡すものに対して。

○齊藤委員 措置のほうの利用の分を出すものはこの課じゃないんですか。利用した分で払っているわけじゃないですか、施設だけ。俺、分かっていない。

○田中給付係長 予算書でいうと施設のところの給付費になるのかな。

〔「広域利用は保育課じゃないんだっけ。茨城県からお聞きしたんだけれども」と言う人あり〕

○田中給付係長 他市の施設をうちの市の園児が使用した場合には、市でその施設に支給をするんですけども、その後その分については国2分の1、県4分の1の交付金をいただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あまりにも遠いところに連れていかれると、そうすると支出は結構大きいという解釈でいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 公定価格ですので、全額決まっておりますので、地域の区分によって地価が高いとか、物価が高いとか、そういうところについては公定価格が若干高くなりますが、さほど遠いからといって高いとか、そういうものではなく、基本的に国が定められた単価で決めて給付をしておりますので、遠いから高いとか、近いから安いとかというものではございません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この価格は各園が1人当たりの園児と

かにつく公定価格の算入の話でいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 そのとおりです。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 156ページ、民間保育施設運営支援費（10事業）病児・病後児保育広域利用について詳細を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 こちらの費用につきましては、那須塩原市民が市外にある病児・病後児施設を利用したときに支払う費用となっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この病児・病後児の保育だから市内ではなく、あえて市外を利用した分だけという。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 副委員長おっしゃるとおり、具体名を出しますと大田原市にある国際医療福祉大学が行っているような施設を市民が利用したときにかかる費用を支払っているといったものがございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ごめんなさい。理解不足かもしれないんですが、市内ではないのか。市内の病児保育のところは別のページだったんですけど、これはあえて市外のところだけなので。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 市内の施設に関しましては、子ども・子育て支援補助金という補助金のほうで手当てしているような感じでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 市外の場合だけは負担金が出る。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 副委員長おっしゃるとおり、大田

原市から使った人数であるとかに基づいて請求が来まして、その分を那須塩原市から利用市町村にお支払いするというものになっております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 これの場合は補助なしで、まるっきり単費で払うんですか、広域利用、病後児・病児のほうは、負担金と書いてあるんですけども、さっきの広域利用で茨城県まで働きに行っているのは子供を連れて行って預けている利用者の負担金の話ですか、これは逆にその病児・病後児で福祉で使ったときに負担しているんですけども、これは補助なしですか。それは分かるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 こちらについては、基本的には那須塩原市民が例えば大田原市の施設を利用した場合は単費で出しているの、先ほど市内の施設が補助を出しているという話だったんですけども、病後児保育がある自治体から補助が、病児施設に補助が出ているというような形なので、那須塩原市民が使っている場合は繰り返しになりますけれども、単費になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となるといっぱい行かれたら大変なんですね。みんな同じ。ちなみに市内にもうちょっとたくさんあれば、補助金も出ますし、市内で預かれるという体制になるんですけども、その連れていく場所とか、タイミングが合わなくて大田原を利用されているということですか。

○佐藤委員長 係長。

○田中給付係長 市内2か所やっておりますけれども、市外になる。やはり2か所なんで、ちょっと大田原のほうを利用するとか、お医者さんがいるのかなと思うんですけども、市内で利用してい

ただければ、国3分の1、県3分の1の補助がございまして、おっしゃるとおり市内を利用していただくと非常にいいのかなと感じております。

〔「勉強になりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定することと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時29分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 本日の審査事項は全て終了いたしました。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

—————◇—————

◎散会の宣告

○佐藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時30分

福祉教育常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和7年9月18日（木曜日）午前9時59分開会

出席委員（8名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	林 美 幸
委 員	松野 真 弓	委 員	星野 健 二
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	中村 芳 隆	委 員	金子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教 育 部 長	田 代 宰 士	教育総務課長	宇賀神 晶 子
教 育 総 務 課 長 補 佐	小 池 雅 之	教育総務課 総 務 係 長	島 田 直
教育総務課 給 食 係 長	室 井 理 恵	教育総務課 学 校 施 設 係 長	菱 沼 大 介
共英学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	平 田 篤 史	西那須野学校 給食共同調理 場 長	大 木 聡
西那須野学校 給食共同調理 場 業 務 係 長	中 山 和 成	学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大 藏 裕
学 校 教 育 課 副 参 事	金 子 章	学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 支 援 教 職 員 係 長	高 野 幸 大
学 校 教 育 課 学 校 指 導 係 長	植 木 智	学 校 教 育 課 学 校 み ら い 係 長	渡 辺 英 俊
児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長	後 藤 千 津 子	児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 児 童 生 徒 係 長	印 東 歆 之
生 涯 学 習 課 長 (青 少 年 セ ン タ ー 所 長 兼 務)	伊 藤 隆	生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 青 少 年 係 長 (青 少 年 セ ン タ ー 所 長 補 佐 兼 務)	伊 藤 俊 彦
生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 係 長	佐 藤 竜 一	生 涯 学 習 課 文 化 振 興 係 長	戸 井 田 香 苗
黒磯公民館長	織 田 康	那 須 野 が 原 博 物 館 長	松 本 裕 之

那須野が原
博物館
学芸普及係長

多和田 潤 治

スポーツ振興
課 長

東 泉 秀 幸

スポーツ振興
課長補佐兼
スポーツ振興
係 長

関 谷 和 俊

ス ポ ー ツ
振 興 課 長
管 理 係

大 島 尚 恭

出席議会事務局職員

書 記 黒 沢 大 輔

議事日程

1. 開 会
2. 審査事項

[教育委員会事務局教育部]

- ・ 教育部長挨拶

[教育総務課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 6 0 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[学校教育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 6 0 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生涯学習課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 6 0 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[スポーツ振興課]

- ・ 議案第 5 2 号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
- ・ 議案第 5 9 号 那須塩原市ホースガーデン条例の廃止について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 6 0 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

- 佐藤委員長 皆さん、おはようございます。
散会前に引き続き、委員会を再開いたします。
ただいまの出席委員は8名です。



◎教育部の審査

- 佐藤委員長 これより、教育部の審査を行います。
初めに、教育部長から御挨拶をお願いいたします。
○田代教育部長 (挨拶。)
○佐藤委員長 ありがとうございます。



◎教育総務課の審査

- 佐藤委員長 ただいまから、教育総務課の審査に入ります。
担当課の皆さん、お疲れさまです。
教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○宇賀神教育総務課長 (議案第60号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 一番最後に説明した、三島の、国の採択ができなかったので予算を削減するやつで、決算にも関連しちゃうんですけども、実施設計まで多分終わっている状態なんですけれども、それってキープできるものなのかどうかを聞きたかったです。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらは、引き続きこの交付金については継続して申請はしてまいります。設計に関してもそのまま生きてはいくんですが、昨今の物価高騰により、光熱水費ですとか人件費、こういったものが上がっていますので、そのあたりはちょっと見直して、工事を発注する際はその手当ては必要なかなというふうには考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、ちょっとずれちゃって。
その部分のその増額というのは、あんな決算額みたいな額はかからずに、その出すときに実際にその分を加味して実施設計の金額とするということでもいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 はい、そのような予定でしてまいります。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 補正予算執行計画書12ページで御説明いただきました会計年度職員給与費、1501事業で、予定していた人数よりマイナス1だったので

と説明があったと思うんですが、この減額のマイナス1になった理由は、募集したのに来なかったのか、それとも2人で足りたから2人しか採用しなかったのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 当初、事務職員、そして用務員2人をフルタイムで予定していたんですが、この事務職員1人に対しては、会計年度を雇う予定でおりましたところ、役職定年の職員が配属になったものですから、事務職員の会計年度はまず必要ないというところで1人が減、フルタイムの用務員さんを要望していたところなんですけれども、こちらは、予算の兼ね合いですとか、あと勤務体系というところで、実際、フルタイムまではそれほど必要ないだろうというところで、パートタイムに切り替えてというところでの採用にいたしましたので、給与ではなく報酬という形の予算計上に切り替えました。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、当初の計画から内容を少し変更したというところで、人材としてはマイナスになっていないので、学校の運営上、子供に不利益はなかった、教職員等に不利益はなかったという理解でいいですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 議員おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 13ページのスクールバス運行費なんですけど、この委託料、当初の予定価格よりも下がった金額での契約になったということなんですけど、実際には燃料費も高騰している、人件費も高騰したので、この業者が下げたというその理由が分かれば教えていただけますか。

○佐藤委員長 係長。

○島田教育総務課総務係長 スクールバスの運行費につきましては、ある程度予算の目安になるものがほぼほぼなくて、下限額と上限額みたいなものが設定されておりまして、そのある程度上限のほうで予算を確保しているものですから、少し燃料費とかが上がっても耐え得るような形で予算をつけているものですが、それが入札によって下がったということになりますので、前回の契約よりは確実に上がっているというところで、燃料費も加味された計画になってございます。

○星野委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。先ほどの奨学金のところの説明で、多分、奨学金の基金とゆめみらい応援は、その篤志家から直接頂けるために設けたもので、奨学金はないので、その後、学校の施設は歳入超過って説明だったんですけども、これはどういうことですか。剰余金ではなくて歳入超過という表現なんですけれども、何か違うのかなと思います。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 剰余金のことです。

○齊藤委員 じゃ、いいですね。歳入超過と言ったから、あれ、何か入れたのかなと思って。分かりました。

もう1個、その奨学金のほうの基金というのは、これはいつも某病院さんから頂いているやつということですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 本当に個人で、実際に、本当に現金200万円をぼろっとカウンターに持ってきた方がいらっしやいまして、あと残りの5万円は、毎年5万円を寄附していただいている方です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この、じゃ、ゆめみらいと振り分けの基準は、奨学金に使ってくれということで、これでやっていくというだけですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 奨学金とこのゆめみらい応援給付金で、そもそも対象とする人材というのが違いまして、奨学金は、どうしても経済的に問題があって、大学や高校へ行くのにちょっと困難をするというような方なんですけど、ゆめみらいは、財力がある家庭で育てても、もちろん志的に、人間的に将来を見据えた壮大な夢を持っているとか、そういう意味合いでの採用となりますので、全く色が違う奨学金というか基金になっています。寄附金。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

じゃ、最後、学校給食のところなんですけれども、先ほど、教職員の負担だけ求めますということなんですけど、その一応理由をお答えください。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらに関しては、議員の皆さん御存じのとおり、本来であれば来年度から、国は小学校の給食費を無償化するというようなお話をいただいているところなんですけど、これ実は、何の情報もまだこの段階でないような状況です。ただ、確実に何かの動きはあるだろうというところがありますので、ここであえて保護者の負担を何かするという事は考えずに、ここは公費負担で保護者分は賄うというような考えでございます。

ただ、教職員はこれまでも自費負担になっていますので、上げた分は頂くという形で。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。もう1個。

今、10円と言っていたんですけども、10円で賄えるものなのかなって。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 福岡の給食のように、から揚げ1個とかそういうことにはならない、現状維持は本当にぎりぎり、栄養教諭さんたち、すごく頑張ってくださっております、メニューも、食材豊富に、栄養に偏りが無いような形でレシピも考えてくださっている、そこは問題なく10円で何とかやりくりしたいと思います。

○齊藤委員 分かりました。すみません。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 予算執行計画の273ページの……

○佐藤委員長 それはまだです。

中村委員。

○中村委員 先ほど13ページで星野委員から質問ございました、大原間小と高林小と塩原小中のバス運行費、これは2,979万5,000円が、見積りをして、実際に開通したのが安く上がったという答弁をいただいたんですが、これ総額で幾らぐらいの当初予算の金額か教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 この3校それぞれで申し上げます。

大原間小が、当初予算1,405万7,315円というところでしたが、1,100万円、こちらで契約。高林小が5,041万1,122円だったんですけども、こちらが3,498万円。塩原小中、こちらが3,668万6,102円、こちらが2,537万8,812円、こちらで契約のほうをさせていただきます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 細かく御説明いただきましてありがとうございました。

来年度予算で予算を組み立てていって、我々、1日目、議決をさせて予算取りをさせていただい

たという経過を踏まえますと、あまりにもこの金額が安いということ、これは精査をして、どのような積み上げの中で予算取りをされて、それで実行に移すかということは、まさに考えられていると思いますので、そういった面では、3,000万の中身を見ますと、当初、そのときに予算編成の中で、絶対欲しいと予算編成の中で要望があったものを、子供たちのためにという予算取りをされているものを考えますと、こういう結果がありますと、この3,000万、別のところに予算を回せる可能性もあるかということも考えますと、やはり私もこれ、決裁、議決をさせていただいて、こんなに余るものを、もうちょっとしっかりとした積算の中で予算取りをして、しっかり発注をさせる、委託料を決めていくという目安のものをしっかりとつくっておいて取り組んでいただければと、こう私は思っていますので、努力されて金額が下がったということは認めているので、今後、そういった面で、1年前、3,000万の予算、どこかから要求があったのがカットされて、この予算が編成されたという経過を踏まえますと、本当にもったいないという気もしますので、我々も、あまりにもこれアバウトにやられているのではないかという不信感を持ってしまいますので、その点、気をつけていただければと思っています。

以上です。要望ということでよろしいです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すみません、最後に、16ページの中学校施設整備事業費なんですが、新規としてこの空調設備を4校、1校400万ということで、これは業者は1業者ですか。また、その1業者にしたほうがこれは安く設計ができるというのも、その理由があれば教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 設計業務委託については、4本だとちょっと時間がかかるというところがありますので、2校ずつ2つの契約に分けてという予定となっております。

○星野委員 2つ。

○菱沼教育総務課学校施設係長 2つの契約に分けて発注する予定で考えています。

○星野委員 2校ずつ。

○菱沼教育総務課学校施設係長 2校ずつです。

○星野委員 業者は同じ。

○菱沼教育総務課学校施設係長 業者は別になると。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 よくこれも分からないんですけども、設計で、業者2つなんですけれども、この400万、当然、構造とかそういうものは全部違うのかなと思うんですけども、それも同じ、設計的には400万と、1校400万でできるというかね。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 ここで1校当たり400万というのが、2校をやった場合の金額として考えています。2校同時にやった場合で、1校400万という。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、確認。2校を同時にやれば1校400万でいいですよ。違う業者もそのような条件で。

そうすると、こちらから、変な言い方で、400万でやってくださいという形でお願いをしているということ。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 設計の業務委託については、予定価格は公表しておりませんので、入札に参加する事業者さんが見積りを行う。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 入札なんですよ。

○齊藤委員 聞いた中で、その値段でできるという
のがあるから、こう設計しているんじゃないかな
と。割引ですよ。2校やるならこの値段でいい
よという。

○星野委員 僕もそれは分かるんです。

○齊藤委員 でも、800万ですからね、2校やるか
ら。

○星野委員 言い方は言い方なんです。

○齊藤委員 特に1校ずつだったら500万
割引がないということだから。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 1つこれは参考まで、勝手に。4校を
全部やったらもっと安くなるんですかね、逆に。
それは設計者の能力もあると思うので。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 仮にやれば安くな
る可能性はあるとは思いますが、やはり期間も
その辺は変わってくることになりますので。

○星野委員 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補
正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきもの
とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第二分科会）を
決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、
審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた
します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更が
あった項目や新規事業を中心に説明をしてくだ
さい。よろしくをお願いします。

課長。

○宇賀神教育総務課長 （認定第1号について説
明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

松野委員。

○松野委員 576ページの1項2目の事務局費で、
ゆめみらい応援給付金の制度が始まったというこ
とですか。分からないので教えていただきたいん
ですけれども、これをちょっとホームページで拝
見させていただきまして、どのぐらいの募集人数
に対して、実際どのぐらいの応募があったのか、
まず教えてください。

- 佐藤委員長 課長。
- 宇賀神教育総務課長 こちらについては、2名を想定した寄附金を頂いているものですから、2名ということで募集をかけているんですが、19名ほど応募がありました。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 実際に2名だけ選考されたんでしょうか。
- 佐藤委員長 課長。
- 宇賀神教育総務課長 寄附金が、そうですね、2名分しかないので、2名の選定。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 先ほど御説明があったんですが、志が高く、例えば、ちょっとホームページを拝見しましたら、学業、スポーツ、また芸術文化の活動を大学等で継続する者ということなんですが、その活動というのは学業の一環ではなく、例えばスポーツとか文化芸術に特化した形ということでしょうか。
- 佐藤委員長 課長。
- 宇賀神教育総務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 そういった活動をされている方に対して、やっぱりこれだけの給付金というのを出していくということは、それなりに期待されているものと、例えば本市で活躍するのではなく、最終的に本市に戻ってきて、何かそういった得たものを活躍してほしいとか、そういった期待があつてこういったものをつくったのか、それとも、もうそういったものを頂いた方が自由に自分のやりたいことをやるようにという形でこういった基金をつくったのか、そういった期待をするものというのが何でしょうか。
- 佐藤委員長 課長。

- 宇賀神教育総務課長 こちらに関しては、正直、この事業に対しては、今、市の事業として実際運営しているわけなんですけれども、きっかけというのは、個人のその資産を有効活用して、こういった未来に羽ばたく活躍する人材を那須塩原市から輩出するような、そういうことを、那須塩原市に事務をお願いする形にはなるんですけれども、寄附金として寄附させていただくのでお願いできませんかということがきっかけです。なので、そういった思いというのは、当然、私たちが篤志家の方から受け継いでこういった形で運用しているわけなんです、その方は、当然、例えば成績がオール5とかそういったところにこだわるわけではなくて、何か目的を持って、ただ4年間、決められたことの勉強をすることではなくて、何か将来的に目指すものがあって、将来、那須塩原市に例えば戻ってきて、この方は、そもそも那須塩原市の住民の方ではないんですけれども、寄附をいただいているのは。ただ、那須塩原市をすごく気に入ってくださっているということで寄附金を頂いているものですから、そこで、やっぱり那須塩原市に何か将来に向けて恩恵を受けるような形で使っていただきたいなという意向を受け継いでやっているような形になっています。
- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。
- 齊藤委員 根本的なことでいいですか。事務局管理費と各学校給食センターの項目が、事務局管理費に給食センターのものが入っていたり、給食調理場の中には決算の項目が入っていなかったり、これは何年も続いているみたいなんですけれども、ちょっとこれ、何でこっこの事務局管理費であつたものと調理場のセンターで予算立てして扱うものがあるのかというのを、この数年間ずっとこのままだったんでしょうけれども、今さら聞いて

申し訳ないんですけども、ちょっとそもそもを
教えてもらっていいですか。

○佐藤委員長 はい。

○室井教育総務課給食係長 一応、事務局管理費の
ほうで管理しているのは、3調理場や塩原小中学
校の共通のものを管理させていただいておりまし
て、各調理場や塩原小学校の調理場と別のもの、
単体で行うものをこちらで計上している形にして
います。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 すみません、補足で。これ、
事務局管理費に入ってくるのは修繕料のほうだと
思うんですが、これ、セーフティーネットといい
まして、部内で幹事課の予算で、部内、いろん
なところが使える修繕の予算で、ここに収まってい
るんですね。なので、ここで例えばメープルとか
も入ってきているものですから、このメープルは、
うちの所管じゃないのはそれでして、部内で運用
しやすいような、主に修繕に使うものなんですけ
れども、そこについてはこの事務局管理費で一括
して予算計上していると。

例えば、スポ振の何か施設が壊れて、スポ振の
予算がなければこのセーフティーネットを使うの
で、スポ振の施設も出てくることもありますし、
ただ、ちょっと調理場がやはり修繕が昨年度多か
ったというのもあって、ほぼほぼ調理場で使った
という結果が、はい。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そのセーフティーネット自体は、各課
では対応できない、事務局で一括のほうが、予算
を流用というか、やりやすいからこういう体制に
しているので、すみません、何年もやっていて今
さら聞くのもなんなんですけれども。

○佐藤委員長 島田係長。

○島田教育総務課総務係長 これは、セーフティー

ネット自体は、財政課のほうで割り振られてきて
いて、基本的に各部の主幹課に置かれているもの
という形になりますので、教育部の関係ですと事
務局管理費に全部計上されているというものにな
ってございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ここにあるやつは、セーフティーネッ
トの中の予算計上は、そもそも、じゃ、のせてあ
るものを対応してやっているのか、年度内で急遽、
さっきみたいに補正予算を組んで上げるものって
あると思うんですけども、その辺はどのぐらい
の利率で、もう昨年度からやられているのはちゃ
んと上げて当初でやっているのか、その途中で補
正予算する割合というかはどうなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 これ、セーフティーネット
と言われるだけあって、もうほぼ100%です。

○齊藤委員 100%補正ですね。補正というか、壊
れたときに。

○宇賀神教育総務課長 はい、壊れたとき。

○齊藤委員 全然質疑になっていないけれども。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 273ページ、会計年度任用職員給与
費、15事業で、非常勤職員報酬、生活支援員等、
教育総務課、教育課とあるんですが、この教育支
援員等について説明をお願いします。教育総務課
じゃないよね、これ。

○島田教育総務課総務係長 この中に教育総務課分
も入ってございまして、生活支援員等となってい
る部分で、事務職員、事務補助1名と用務員2名
分が教育総務課分として入ってございます。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 探するのが大変で。

1個、292ページの小学校の管理費の中間辺りに、大山小学校が下水道の受益者の負担ということで259万上がっているんですけども、こちらの説明をお願いします。

292ページの中段辺りに、負担金、その他負担金で、表の上です。下水道事業受益者というのです。表の上にあるんです。学校の配当決算内訳の上の表です。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらにつきましては、大山小学校の汚水排水につきまして、現在は合併処理浄化槽、こちらで処理していたんですけども、新しく体育館等できる関係で、下水道につながる関係で、受益者負担金が発生したということになっています。通常、分割納付というのを個人の方とかはやられるんですけども、一括で納入した場合が20%で金額が安くなるというのもありまして、これは一括で納付したという形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 各所管に財政課から言われて、学校のごみも学校単位で出しましょうみたいに、こうなっているんですけども、これは市民の集めた税金から学校に配当して、それでこう払ってくれているという形のもの想定でいいということですよ。誰かが徴収して払うものではないという。

学校内から出るものですけども、受益者なので、使う人は千差万別じゃないですか。それは税金で賄って、宛てがってくれるということではないんですかねという確認です。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 そのおっしゃるとおりです。

○齊藤委員 何か言ったらうちだけ上げようという、そういうのはないということですね。

○宇賀神教育総務課長 それではないです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。

○松野委員 293ページなんですけど、2項1目小学校管理費の決算書なんですけど、黒磯小学校ほか消防用設備110万なんですけど、消防用設備というのはどんなものなのか教えていただけますでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 消防用設備ですと、感知器とか、あとは消防の火災報知機の大本の機械とか、そういったものの修繕になります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ちなみにこれ、前年度には計上されていなかったものなんですけど、新しく設置したものなのか、老朽化に伴って改修したものなのか教えていただけますか。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 こちらは修繕費になりますので、既存のある設備の修繕になります。毎年、消防設備については点検をしております、その中で不具合が報告されているものについて修繕しているものであります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 今、子供たちに対して安全性というのは確認できているということですか。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 はい、そのとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 防犯カメラなのか防犯システムなのか分からないんですけども、今、小学校に行くと、ひたすら校庭から職員室の中に、赤いパトライトがぐるぐる回っているんです。あれは、この中で何か決算って上がっていますか。それとも、もう

2年前とかに過年度でついているものを、何か昨年度でついたような気がするんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 昨年度つけたものになります。報告書ですと、小学校で言うと、296ページ、防犯カメラで、その中で設置した分になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 見ているほうからするとすごく不安なんですけれども、誰か何か危険があるんじゃないかって、逆に助けを求めているライトに見えちゃう。何校か行ったらみんな同じだったので、何か回っていましたよと言ったら、そうですねって先生方は言っていたんですけども、ああいう設定でよかったんですか。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼教育総務課学校施設係長 そうですね、今のところそういった運用をしています。

○齊藤委員 本当にこの辺についている。外の校庭から見えちゃうので、普通、コンビニだって、外にこう回っていたら、犯人がいるから助けてねっというイメージになっちゃって、その意識の浸透がうまくいかないと、逆に何かあったときに通報とかしてくれちゃう優しい方がいるんじゃないかと思ったんですけども、話し合った結果、職員室の外が目立つ、外から見えちゃうところにつけるという仕様でいいんですか、よかったんですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 実際、そのあたりは、現場の先生と調整して、パトランプみたいのを付けるとかは決めたと思うんですけども、あれは実際、カメラに映ったりして、誰か来ますよというのを職員室の先生に知らせるものなので、外の人に見えちゃうという、確かに議長おっしゃるとおり、ちょっと不安をあおっちゃう位置にある学校もある

のかなと。もう全然見えないところにある学校もあるんですけども。

○齊藤委員 波立、交通安全教室で行ってるので、校庭にトラックを置いた瞬間にパトライトが回ったりする。だから、何かあったんですかってやっぱり聞いちゃうので、外から見えたほうがじゃなくて、この中でこの人たちが分かればいいんだら、外に映さないほうがいいのかなどというふうに思ったので、それがちょっと。意見にすればいいかな、これ。もう一回確認してください。外から丸つきり見える。高林小も見えたような気がするんですけども、ちょっと見ていってください。

○宇賀神教育総務課長 はい、ありがとうございます。

○齊藤委員 何か変な質疑になっちゃった。でも、聞いた。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
中村委員。

○中村委員 292ページの中で、学校配当分決算内訳表を見させていただきましたが、これは17校の内訳なんですけど、これは各小学校で当初、このぐらいの需要費と役務費と備品購入費で上げてくださいますよという形の予算取りをされてという結果、こういう決算内容が出てきたのかどうかをちょっとお聞かせください。

○佐藤委員長 係長。

○島田教育総務課総務係長 議員おっしゃるとおりでございます、学校から予算要望が上がってきまして、ある程度そのほぼほぼ90%、95%に近い形での決算になってございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、大体、ある程度、学校児童の人数とかいろいろなものを、校舎の築何年ですよとか、そういったものを考慮した中での算定を入れて、それでこういうふうな形をされてい

るということですね。

○佐藤委員長 係長。

○島田教育総務課総務係長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 私もこれをずっと見ましたが、うちは東原小なものですから、一番予算が少ないので、かなり先生、校長先生がいじめられているのかなんていうふうに、そんなものをちょっとと思って、いつも予算がないのでということで、あれ、こんなこともやっていないのなんていうことをよく言われたものですから、それにしても、児童数が一番少ないわけでもないのに一番少なかったというこれは印象を受けたものですから、予算取りが下手なのか、それとも要望が少なかったのかどうか分かりませんが、こういった面で確認をさせていただきます。分かりました。結構です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 あと1個だけいいですか。

先ほどの防犯カメラに関連していると思うんですが、警備という項目が小中学校それぞれあると思うんですけれども、どのような警備を今されているのかお伺いしたいと思います。どういう依頼をしているのか。

○佐藤委員長 係長。

○島田教育総務課総務係長 警備につきましては、それぞれ学校ごとに業者は違っているんですが、基本的に、本庁舎とかと同じように、セコムとかそういうところが入っております、基本的には同じように、最初に出勤してきた職員が解除を解いて、最後に出る方が警備をかけるというような形になっております。異常があったときにはその警備会社に来て、その異常を確認していただくというような形になってございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この委託料に、小学校だと、黒磯小学校ほか16校で246万というのがあるんですけども、これは通常のその異常があったときに駆けるための予算の執行ということでいいんですか。それともその某企業のスイッチのための警備という項目でしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○島田教育総務課総務係長 どちらも含めた形になります。機械委託料自体に、その施設全体の機械の設置、また、異常があったときに駆けつけるといところも含めて、まるっと委託しているものでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

先ほどのくるくるとこれの差は、夜、いないかいるか、上中下の安全性の確認と、いないときのセキュリティーと分けて、厚くセキュリティーという安全対策をしたという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 実際、このシステム自体、関連しているわけではないんですけれども、そのとおりでありまして、教職員の先生方が在籍している時間帯は、教職員の先生方が子供たちを守る。いないときは、委託業者、セコムとかにお願いしているという、すみ分けをしている。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

では、最後、スポットクーラーです。体育館に置いていただいたんですが、あと西中で試した気化式はどうだったのでしょうか、お伺いします。

○佐藤委員長 係長。

○島田教育総務課総務係長 今、スポットクーラーと気化式冷風機につきましては、9月末まで入れ

ている状況でして、また、気化式冷風機につきましては、今年度初めて導入したというところもありまして、今後、来年度予算に向けては、どちらがいいのか、根本的な解決としてはやはりエアコンを入れるしかないかなというところなんですけれども、一時しのぎの分としてどちらがいいのかというのを学校に聞きながら、今後ちょっと検証していきたいなということを考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一応、いろんな人に言っているんですけども、スポットクーラーのスポットの部分の前に扇風機を置くと涼しくなるんですけども、多分、扇風機はなくて、スポットクーラーだけ出していると、そこにみんなわーっと集まって、5人ぐらい集まるともう終了みたいな感じになっているので、宛てがっているのにはちょっと無駄な予算のような気がしちゃっているんですけども、一応そこも踏まえて、エアコンがついていくなれば別にいいんですけども、その間、例えば、じゃ、つく学校から2台取り上げたら、それをどこかに持って行ってあげたらいいんですけども、その予算を削って、なくしていっちゃうと結局2台のままなので、体育館が使えないという話は結構出ていたと思うんですけども、その辺は聞いていますか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 もちろん、その台数が少ないというのは私たちも実感して分かってはいるんです。ただ、予算の兼ね合いで、どうしてもそういった形で今の現状の対応となっておりますが、実際に、先ほども御説明した空調設備の整備、こちらに関しては、設計したら翌年度工事、これは2か年で完成させる形のサイクルをできれば4校ずつしたいというふうに考えておりますので、その4校で使わなくなったものについてはそっちに

6台回すとか、予算は現状維持を確保して、できるだけ暑さ対策というところには考慮した対応をしてみたいと考えております。

○齊藤委員 あまり聞くと決算じゃなくなっちゃうので、大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すみません、これを教えてください。

291ページの危険物取扱者試験講習会ってあるんですが、学校の先生の危険物というのはどういうのを扱うんですか。また、これを、講習をしなければならぬというのは、何か決まりというのか、そういうのがあるんですか。

○宇賀神教育総務課長 今、すみません、確認していますので。

○星野委員 いいですよ。時間は、後で大丈夫です。今すぐじゃなくてちょっと教えてもらっただけだったので。

すみません、いいです。大丈夫です。

○宇賀神教育総務課長 確認してみます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

林委員。

○林副委員長 すみません、学校の整備で、普通教室を優先に順次、クーラーの設置をしていただき、追って専門教室になるということは理解しているところではあるんですが、図書室についてなんですが、クラスに居場所がない子供等の居場所にもなっていたりするんですが、図書室については、特別教室とみなすのか、普通教室と同等とみなすのか、皆さんと討議したいと思っておりますがいかがで

すか。

○佐藤委員長 副委員長から討議の議題が出されましたけれども、ほかの委員の皆さんの意見を求めます。

○齊藤委員 決算だから。

○林副委員長 その他。

○齊藤委員 その他でそのままいったほうがいいと思います。

○林副委員長 じゃ、その他にします。

○齊藤委員 言っていることは分かるけれども、決算でもないよというのがあるので。

○佐藤委員長 その他でいいね。じゃ、討議じゃなくて、その他でいいですか。

○林副委員長 はい、その他で伺います。

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

教育総務課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時37分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。

◇

◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。よろしくお願ひします。

課長。

○大藏学校教育課長 （議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、補正予算執行計画書の教職員ネットワークシステム管理費と、ICTも含めてでいいと思うんですが、よく調査をされて、そして全部対応した結果、この剰余金というか不用品額が出たという解釈で、多少、もうやばいんじゃないというやつも含めてちゃんと対応なさったのかどうかというのをお聞きしたいんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校教育課学校みらい係長 まず、教職員ネットワークシステムは、こちらは学校の先生方が使う端末の入替えによるもので、不用額が生じた原因といたしましては、競争入札の結果というところが主な結果になります。

小中学校ICT事業費についても、こちらはプロポーザルで電子黒板等は選定をしておりますが、こちらにも競争によって安く入れていただいたというところで、電子黒板については、既存のものが544台ありまして、544台に対して540台の更新ということで、ほぼ全台の更新をしております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、教職員のほうは、全部、全教員なんですか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校教育課学校みらい係長 現在、これまで運用していた端末が、5年前に導入したものでございます。それが880台ありまして、今回調達するのは、予備機を入れて900台を調達しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 はい、分かりました。

予算書のほうの、ありましたよね、健康診断の業務委託なんですけれども、一応確認なんですけれども、その債務負担行為にしなければならぬ理由をお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 やはりこの業務は、年度が明けてすぐ健康診断の業務に移らなければならないということで、前年のうちに業者を決めたいということで債務負担行為を設定しているものでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 こういうのって特殊だと思うんですけども、業者というんですか、病院とか、ちょっと

と聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 保健衛生事業団という事業団になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 会社とかで言うと、バスで来るような、宇都宮市とかから来る、そういった解釈でいいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

学校医みたいな先生が聴診器とか当てる業務とはまた別ですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 またそれは、学校がやる健康診断もありますが、これはまた別で、その事業団がやるものになっております。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 今の関連なんですけど、そうしますと、児童生徒の診断の種類をちょっと教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 健康診断の内容ということでよろしいですか。

そうしますと、基本的な、身長、体重、血圧、尿検査と、それとあとは視力と聴力の検査、あとは心電図、血液検査と、あと医師による問診になります。

申し訳ありません。今、教職員のほうを見てしまって、ちょっと訂正します。

心臓健診と血液検査、あとは腎臓健診、あとは小児生活予防健診という、この4項目になります。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。

そんな中でこの間、新聞紙上をにぎわした大田原市でどうのこうのという事案が発生しましたね。それもこういう中で発生した事案なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○大藏学校教育課長 私は新聞報道等でしか伺ってはおりませんが、委員のおっしゃるとおり、この小児生活予防健診、この中での肥満とかということだったというふうには伺っております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと小児科の予防健診は地元のお医者さんを那須塩原市も使って、また別な角度で健診はされるということではなくて、もう一括で頼んでしまうんで、そういうものではないという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○大藏学校教育課長 こちら子供たちの行う健康診断については、これ学校医を基本とした、いわゆる医師会から推薦があった方に委嘱してお願いしている形になります。

○中村委員 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、教職員と児童生徒は、これ別か、そうしたら。俺、それさっき確認したかった。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 そうですね、内容はちょっとまた分かれておまして、そうですね、子供、児童生徒の場合は、その学校で診るものもまた別にありますので、そのときは耳鼻科とか眼科とか歯科とか衛生事業団では診ていない。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ごめんなさい、理解していない。1,900万の中に、今言った医師が学校へ来てやる

ものと、その何だ、健康何とか団がやるのが全て合算してここに入っているんですか。児童生徒だけ。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 別になります。これはあくまでも衛生事業団がやる委託事業になりますので。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、さっきの多分課長が言っていた事件というものは、多分ここじゃない。だけれども、さっき一緒だと中村さんに言っちゃったんで、違います。この委託で起きた事件じゃないですか。別な学校医……

[「学校医は別でやるという話」と言う人あり]

○齊藤委員 やるという話。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 学校医にお願いしてやる検診が内科検診、それから眼科検診、それから耳鼻科検診、歯科検診の4つとなります。多分、中村委員のおっしゃった部分は、こちらの内科検診の話。

[「この残高の1,900万のそれが全部そうなんだろう」と言う人あり]

[「それは別です」と言う人あり]

[「別なんですか」と言う人あり]

[「これは血液検査とかそういった別のですね」と言う人あり]

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すみません、続けてその債務負担行為でこの1,900万という、いわゆる積算根拠なんです。これは学校数、それとも生徒数で。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 これは1人当たりの単価で計算されている人数でして、最終的には実績に

応じて変更契約を結ぶので、本当に実数に基づいてお支払いする予定となっております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうすると、一応この1,900万というのは全児童生徒ということで、現実には受けられない生徒さんもいるので、そのときには補正ですけれども減額という形で支払うという形でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 委員のおっしゃるとおり、変更契約をして、その金額に見合った金額で減額をして、あとは増やしてお支払いする予定となっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、教育相談費の学びの多様化のところなんですけれども、一応この先の流れですなろの場所をこれに変えていくということなんです、そのタイミング、時間的なスケジュールで、多分あすなろをやりながらこの工事に入っていくと思うんですけれども、その辺はどうなっているのかも含めて詳細を聞きたいと思います。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 まず、あすなろの、現あすなろを使っている生徒さんの対応についてなんです、この後、来年度このお子さんたちは、同じようなハートフルスペースふれあいをつくる可能性がありますので、こちらとの要は合流した活動を入れていきます。あすなろの子たちがふれあいのほうに行って、一緒に交流活動をしてやっぱり慣らすというか。そうすると、このあすなろの教室は、その平日空いたときに実はこの学びの多様化を希望しているお子さんの体験入室というような形であすなろの雰囲気だとか、建物の雰囲気を味わっていただくとか、あとは模擬授業というこ

とで進めていきます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今の課長の説明だと、3月末までにそういうものを取り入れてやっていくという形でよろしいですか。

○大蔵学校教育課長 はい。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この予算には載っていないんですけれども、これに伴って懸念される事項、その行き方の交通の便も含めたときに、この3月までに来年度これを始めるのに当たってふれあいに行く手段がどうしても確保できない人たちのために、もし何か提案があった場合には、また補正を組んで良好な関係で成り立つようなところまで考えているのかをちょっと聞きたいんですけれども。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 あくまでも現段階ということで……

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○大蔵学校教育課長 お話ししますが、一応あすなろお子さんがふれあいに、もし移るとなったときには、まず1つは自分の力で、保護者送迎でということがあるんですが、この後、個別面談を希望するお子さんたちもやっていく中で、送迎が必要になった場合には、例えば今まであすなろにいられていたもので、あすなろに来ていただいて、あすなろからうちの公用車を使ってふれあいまで送迎するというのを今検討している段階です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 はい、分かりました。じゃ、よろしくをお願いします。一応検討になるみたいですよ。

じゃ、今度実務なんです、Wi-Fi環境設定するんですが、今回の学びだけになるんですけれども、そういった例えばメタバースてきなシミュレーションも取り入れたそういったものに対応

するぐらいのちゃんとしたしっかりしたWi-Fiの環境を整えるつもりなのかどうかをお聞きしたい。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 現時点で分教室プリズムのWi-Fiのアクセスポイント増強については、学びのほうを中心としたタブレットを活用するというのがありますので、通常の学校のレベルと同等のものということなので、特別にちょっと環境を強化するという事はない状況です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 通信的な障害をちゃんと担保できるのか心配なんですけれども、その場で僕、何となくやるイメージがあったんですけれども、そこに集まって、ただする環境でのWi-Fiの授業を見るとなると、当時コロナ禍で休んだ子が学校の授業の先生を背中側から見ていたというイメージがあるんですけれども、そのためだけになっちゃうんですか、このWi-Fiの環境整備というのは。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 授業でICTを十分活用できるように環境整備することを考えており、従来の学校と同様となるよう事業者と協議しながら工事を進めていく予定です。ただ、特別最高級とかそういうのはないですけれども、十分対応できるようなレベルの状況を考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 デジタル教科書系のパソコンに入れなければならないものとかというのは、これは大丈夫ですか。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 デジタル教科書については、指導主事の先生方や事業者と打合せしながら進めております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 教科的にはどの辺の教科を、例えば特別教科、美術とか、技術とかは不可能に近いかと思うんですが、あくまでもどういったものを学びたい人たちが来るために想定しているのか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 これ学びの多様化学校に入ってくるお子さんがどの授業を学ぶかということで、
〔「自分で例えば高校とか、進学をしたいという答弁を教育長がされていたので、一般質問で、はい」と言う人あり〕

○大蔵学校教育課長 こちらにつきましてはあくまでも今まで、これまで三島中学校に通っている通常の生徒さん、同じ全教科を学ぶことを想定しています。

よって、技術とか音楽とか、こちら学ぶ教科ということで学ぶことになっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何かイメージが湧かないんですけれども、音楽とか技術というのは何かリアルさがないと、ネット環境だけでどうやるのかなと思ったんですけれども。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 それでは、特別の教育課程を編成するという事で、通常ですと大体年間中学生だと1,015時間ぐらいの授業を行うことになっているんですが、学びの多様化学校については、1年生については825時間で、2、3年生については840時間の授業を実施することを今、文科省のほうに申請中です。

じゃ、現時点分はどうなっているんだということになりますと、それぞれ各教科によって年間の時間を例えば140時間のものを70時間で半分を実施するとか、そういった形で各教科によって今、文科とやり取りをしているところです。

その中でやっぱりどうしても学習の遅れなんか

が起きているお子さんがたくさんいらっしゃると思いますので、教科を新設して補充学習じゃないですけれども、その子に応じた学習を進められるような時間というものを含めて、また総合的な学習の時間があると思うんですけれども、そこにつきましてはメープルとか、あとはほかの例えばホースセラピーなんかも使いながら、ちょっと体験的なそういったことを入れながら計画を今策定しているところです。それを全て含めて840と825としている状況ですね。

この授業については全てオンラインでやるというのではなくて、実質的に先生によって先生が直接授業をするということで考えています。その中でICTを使うときにタブレットを使います。動画を視聴しますなんていうことが出てくると思っていますので、その際に使うICTの環境を今あすなろのほうで求めているということになります。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○林副委員長 じゃ、関連してその他で聞こうと思ったんですけれども、関連して聞いてしまうんですが、学びの多様化学校のそもそもの対象者は前回の教育長の答弁にもあったように、不登校児の方が進学をしたいと思っている方が、ほぼ皆さん、進学したいと思っていられるということを考えているとおっしゃっていたんで、全ての皆さんが対象なのか、それとも進学をしたいと思っている、深く学びたいと思っている子が対象なのか伺いたします。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 進学をしたいという方は一部であって、対象は全てなんですけど、この全てにちょっと条件がありまして、もちろん不登校児童生徒であるということがまず1つと、あとは不登校

傾向相談室とか適応指導教室とか、こういったものを利用している生徒さんが対象となります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その中でもさらに学びたいけれども、学べない何らかの理由があった方が、学ぼうという意欲のある方が利用する。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 委員のおっしゃるとおりで、そうなります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更があった項目や地域事業を中心に説明してください。よろしく申し上げます。

課長。

○大蔵学校教育課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 今説明いただきました一般会計歳入歳出決算一覧表の中で7番、10番の切れ目ない支援体制整備充実事業補助金の歳出充当先が市政報告書の273ページとの説明がありましたが、こちらさっき総務課のを聞かせていただいたんですが、生活補助支援員というのがあるじゃないですか。その説明をお願いします。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 生活支援員は、市の採用、市採用として採用しておりますが、主な業務といたしましては、学級等に入りまして児童生徒の補助に当たっております。具体的に言いますと、例えば学級対応先生が授業を進めているときに、例え

ば教科書を開くのが遅くなっているとか、今どこをやっているか分からないといったお子さんに、今ここだよとか、この辺やっているよなんていう支援を行うもので、勉強等、計算とか漢字とかを直接教えるのではなく、あくまでも支援的な立場で。時には泣いているお子さんをなだめたりと、そういった役割をしております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、対象者はどなたにという加配の1人ではなくて、クラスの中にいる補助という生活の全般を見るという感じの解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

〔「はい、了解しました。続いて伺います」と言う人あり〕

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 284ページ、学校指導総務費、40事業で、発達支援ウェブ相談の積算根拠について教えてください。

〔「申し訳ありません、何ページになりますか」と言う人あり〕

○林副委員長 284ページ、学校指導総務費、40事業、学校教育課の中の下から1、2、3番目の委託料、その他委託料の下にある発達支援ウェブ相談12万2,100円の積算根拠、実績、何件を、何人だったのかな、実績。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 令和6年度の実績は37回で受けています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この37回は同じ人だったのか、ばらばらなのかというのが分かれば。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 同じ人というのは、その相談を受ける側、それともする側。

〔「相談する対象となる」と言う人あり〕

○金子学校教育課副参事 発達支援ウェブ相談については、国際医療福祉大学病院のほうで実際に支援を得ているお子さんが対象になってくるんですね。そのお子さんについて学校でどういうふうに支援をしたらいいかということについて、ウェブ上で担当の先生と向こうでその支援をされている作業療法士さんだったりとかという方と対応させていただいているという形になります。

それについては、保護者の了解を得た上で必要に応じて実施するという事なので、すみません、37回のうち、何名が2回目なのか3回目なのかちょっと分かりませんが、多くても年間でとか、2回までぐらいで、ほとんどは1回でその支援に基づいてその学校で支援されている場合が多いかなと思います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、効果としては、その医療に適切に受診しながら、学校の環境調整の指導というアドバイスをいただきながら実施されているという形ですか。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 副委員長のおっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて、その下のところ、スクールカウンセリング、こちらの実績を教えてくださいと、どなたがしているのか。

〔「時間かかりそうだったら後にしましうか」と言う人あり〕

○大蔵学校教育課長 調べてからお答えします。

○林副委員長 じゃ、また続いて別な項目を伺います。

287ページ、教育相談費、100事業の中でも同じようにスクールカウンセリングとして項目が別にあるので、こちらも併せてなぜ違う項目であるのかなというところも思ったので、対象者というか、どんな人なのかなというのを分かれば教えてください。後でもいいです。

続いて、伺います。

288ページ、宿泊体験館管理運営費、10120事業の中で、利用者食事用賄い材料のこちらの内容について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○印東児童生徒係長 こちらにつきましてはメープルを利用する児童生徒の昼食と、あと宿泊のときの夕食、朝食などを提供するものの材料費になってございます。こちらについてはメープルの職員ですとか、あとは同伴するその指導者なんかも一緒に食事を、その児童生徒と一緒に食事を取る関係で、そちらの部分について含まれているというように額になっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ありがとうございます。

先ほど歳入の別ページで確認させていただいたんですが、こちらは国の補助を受けての材料という理解でよろしいんですか。そこに載っていなかったでしたか。これは市の財源なんですか。

○佐藤委員長 係長。

○印東児童生徒係長 市の財源でございます。

○林副委員長 市の財源、ありがとうございます。私の勘違い。

じゃ、続いて伺います。

その下にあるボランティア活動保険について伺います。

○佐藤委員長 係長。

○印東児童生徒係長 こちらにつきましてはメープルの活動、宿泊体験ですとかの関係でボランティア

アで参加してくださる方などの参加する中でけがとかされた場合の活動保険になってございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ごめんなさい、ちょっと理解不足で。そのメールの活動にボランティアして参加する方がいらっしゃるところですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○林副委員長 じゃ、そういった方はどういった経緯からボランティアにつながっていくか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○印東児童生徒係長 今までのハートフルスペースに関わっていらした先生方ですとか、ボランティアとして登録して下さっていたり、あとは宿泊体験なんかでは国際医療福祉大学の生徒さんなんかボランティアとして大体年1回ぐらいですかね、参加する時があるんで、そのときの活動保険に入って参加していただくという形になっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 はい、理解しました。

最後になります。298ページ、小学校スポーツ活動支援費、70事業、補助金スポーツ等振興事業、16校の内容について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 スポーツ振興事業につきましては、陸上等の大会ですね、そちらについての借上げバス送迎ですね。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 16校ある中でスポーツの内容が陸上というところでいいですか。市の陸上競技会に行く前の夏休み後に練習している陸上に限るといいます。

○佐藤委員長 植木係長。

○植木学校指導係長 スポーツ等となつてございますので、定期演奏会で合唱ですとか、そういった

ものも含めたものになります。スポーツですと小学校ですと、やはり大きな大会なんかもございますけれども、それ以外でも文化会館なりでやるような合唱コンクールとか、そういったものの送迎です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 あくまで送迎に関する補助という理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 送迎に関するものです。

○林副委員長 理解しました。

以上で終了です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。齊藤委員。

○齊藤委員 287じゃない、290ページ、ちょっと待って、違うぞ。失礼いたしました。あつた、284でした。

下段なんですけど、水泳の授業とプールの見直しをして、民間に事務所を借りているんですけども、全体よりも多少金額が昨年度よりも決算上がっている理由についてお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 民間のプール、2か所市内にございます。その中で、やはり昨今の人件費ですとか、あと温度を一定に保つというので燃料の高騰、そういったものについての増額になってございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 年間で、多分2回だけになっちゃったんですね。それで時間が2時間ワンセットで、最初の1時間だけしかインストラクターがついていないという実情みたいなんです。全員が覚えられないまでの時間が確保できない中、あとは周りの先生でプール水泳が教えられる人と、我々みたいな見守りでプールの側に立つ人たちがいるんです

けれども、そのインストラクターが値段が上がっちゃったということですか。それとも、ボイラーとか使用料をまとめて上げられちゃったとか、その辺をちょっと。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 一番大きいところはやはり人件費、インストラクターの方の人件費が大きい。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、なおのこと2時間使えなくなっちゃったという解釈になりますよね。1人の時間が上がったということですよ、時間は別として。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、バスのほうも、これ200万ぐらい上がっちゃっているんですけども、これもう普通に燃料費ですか、昨年度より。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 バスのほうにつきましては、ドライバーの分ということもあるんですが、やはり燃料の高騰というのが大きな要因です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。そうすると、かつてのプールを維持管理していくより、結構この金額が上がってきて、4,000万ぐらいまで上がってきている、毎年通常の経費になるんですが、今のところまだ全校でプールを維持管理しているよりは全然経費は浮いているということを確認させていただきたい。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 このところの導入に当たりましては、やはり全学校プールの老朽化というのが一番大きく、現状に水を張って授業をすればいいとなりますと、路面のコーティングしますので、

けがをしやすくなるというのを考えますと、やはりプールを改修しながら維持しなきゃならない。それに伴うコストを考えますと、やはり安全な環境の中で時間も十分、気温も左右されずにできるということで現状の形というのがベストと考えて実施しています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、経費としては浮いているというような、そこを言っただけならば。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 経費としては浮いてございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 さっきの教職員の健康診断のメンタル相談みたいなのがあるんですけども、これは全員ちゃんと受けているんですか。比較的金額が安いんですけども、全員受けているんじゃないかと、受けた人が受けているだけなのか、そこちょっと確認します。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 相談については、メンタルのペーパーのそのメンタルチェックをしまして、それで要注意というか、高ストレスの人に対してはこの相談の案内をそれぞれ個別に出してございます。その案内を受けた教職員の中から希望があった先生を、こちらでお送りしているという形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 10款の298ページの小学校でいくと2項2目小学校教職員ストレスチェックでしたね、それを聞いたかったということで聞かせていただきました。

じゃ、その件なんですけれども、例えばスト

レスの聞き方が抽象的であった場合、原因は不特定でありながら、これ逆に言うと生徒児童で言うと不登校になる原因で学校の内部であったりとかということが、例えば先生は一生懸命やっているのに、うちみたいな保護者からの圧力だったり、そういったことが原因でストレスを受けてしまったとかというのもこの辺からは発見できるようになっているんですか。ちょっと具体的に申し訳ないんですけども、そういうのも量れるのかな。最近眠れないとか、抽象的なあれなのか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 おおむね抽象的な内容で、仕事の悩みとか量とか質とか人間関係とかというような聞き方のちょっと項目になっていますので、先ほど言った高ストレスというふうになった場合には自分から申し出て、専門医に受けるんですが、そこでは多分吐き出されるのではないかと思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 要は今、先生方がすごく大変なのを結構耳にしている中の一つに、やっぱり保護者の圧力がすごいと聞いているんですね。それを分かっているのと教職員も不足しているのに、これをただやっているだけみたいになっちゃうとすごくもったいないなと思ったんで、基本的に最終、もう一回確認したいんですけども、このチェック事態は全員にやらせているのかだけ確認させてください、小中含めて。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 委員おっしゃるとおり、全員で実施しております。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 1件です。すみません、304ページの中学校教育推進費という中の委託料、学級満足度

アンケート等関連検査実施、この委託先とこの検査の内容を伺います。どのような検査を。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 これは先ほどの言葉でWEB Q Uという言い方をしたものなんですけど、委託先はN T Tの関連会社になるということで、内容的には子供たちにいろいろ質問項目がございまして、例えば1つ例を挙げますと、担任の先生に何でも相談できますかとか、学級の雰囲気についてとかいろんな質問項目の中で子供たちが学級の中での要は満足度とか意外感とか、それを測れるものになってきまして、この子ちょっとメンタル的に学級の中で疎外感があるとか、承認されていないとか、そういうのが出て反応されるもの、それを見て担任としてはこの学級をどのように経営していくかという一つの指標になるものにあります。

○星野委員 そうしますと、報奨金の中で学級満足度アンケート活用研修会講師謝礼というのは、N T Tの方への分になる。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 すみません、そちらはまた別でございまして、このQ Uのほうを開発推進している方、主に大学の先生になるんですけど、こちらの方をお招きして、実際に昨年度は各学校に行って、授業を見ていただいたり、先生方に研修をしたりということをして昨年度は行っています。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、最後にそのアンケートを今行った中で、決算で450万という金額なんですけれども、こういう検査を行って行って、クラスがどうか、いろんなそういうふうなよくなっているという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 このアンケートは年2回実施

しておまして、前半、夏休み前に1回取りまして、その様子を各校で分析をして、後期に向けてそれがよくなるように改善図のように学級担任を含めて、学年も含めて学校全体で分析をして、学校全体で支援を取り組んでいる状況なものです。ですので、よくなるように努力しています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。

○松野委員 分からないので教えていただきたいんですけども、299ページの2項に小学校教育振興費ですね、小学校遠距離通学支援費ということで今対象児童が9名いらっしゃるということなんです。この遠距離通学の定義というか、どのぐらい距離を取る子が対象になるのかというのを教えてほしいです。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 小学校につきましては4km、中学校につきましては6km以上のお子様は遠距離というふうに定義しております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そうしますと、遠距離通学費の通学費なんです。これいわゆる保護者が送迎するときのガソリン代が主な通学費の内訳なんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 委員おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時43分

再開 午後 1時50分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

では学校教育課のほうの……

教育部長。

○田代教育部長 先ほど、学校教育課の決算の中で回答できなかった点につきまして回答させていただきます。

まず、284ページの学校指導総務費の中のスクールカウンセリング126万3,950円でございますが、こちらはカウンセリングでも発達検査のWISC検査という発達検査をするための予算ということで、

その検査をする、カウンセラーの人が検査をして、その後の説明をするということで223名の相談を受けた、検査をしたということでございます。

一方で、287ページの教育相談費の中のスクールカウンセリングは、児童生徒サポートセンターが所管しています、いわゆる普通のスクールカウンセリングということで439件、延べ439人の方がこちらを利用したということになっております。

以上でございます。

◇

◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

執行部は議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○伊藤生涯学習課長（議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、各公民館の水光熱費の話です。2、4、6、8公民館。

〔「8施設です」と言う人あり〕

○齊藤委員 8施設なんですが、公民館は17あるんですけども、この8施設だけで大丈夫だったんですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 8施設については、全部精算分としまして取りあえず9月補正をしないと間に合わないというふうなところの補正予算でございます。現在、また各公民館ですね、施設のほう、電気料金の補正があるかどうかを確認をしております、必要があれば12月においても、残った施設においても12月補正で補正予算をかけるというようなことも考えております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 要は急いでお金が足りないということですね、緊急事態。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 どう見ても稼働率が上がっているので、どこも多分補正かかりますよ。未来の話になっちゃいますが。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 実際にどれぐらいかかるか、光熱費なので、例えば水道代とかというふうなものとかを含めての最終的な調整になりますので、そこはまた公民館のほうで調整のほうをかけて、おっしゃるように足りないというようなことであれば12月補正をとということになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 公民館に屋根貸しをしている太陽光パネルは、自家消費分の公民館はなかったでしたっけ。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 屋根貸し分については、担当課が設置したものですので、売電になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、全然課が違うんで関係ないと思うんですけども、その売電の効果と自家消費で電気代減らしたほうがいいのかという話みたいなのはやっていったほうがいいのかかなと思ったんです。例えば、自家消費にしておけば電気代がここまでかかんなかったんじゃないかというのがあったんです、そういう効果検証みたいなのは時間があつたらする予定はございませんか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 すみません、先ほどの発言。一部公民館については、環境課で入れた、要はネイチャーポジティブ課で入れた太陽光パネルのほかに新たに今度はパネルを設置して、蓄電池を設置するというふうな部分でやっている公民館もございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それ3つぐらいの間やっていますね。
〔「そうですね」と言う人あり〕

○齊藤委員 だから、それが出てくると効果が分かるんで、その検証は後にしていかなと、これかかるだけかかっちゃうんで思ったんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 どのぐらい売電されているかというのも含めて、今は売電のほうはカーボンニュートラル課のほうでありますので、その相談をしながら、後は先ほどのほかの3施設については検討していきたいと思います。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ついでといたらあれなんですけれども、さっきほら伐採のあれがあったけれども、いつも私は言っているんですけども、きれいな伐採

をお願いしたいんですね。あちこち伐採しているのはあまりひどい伐採で、私のところへ業者から電話があつたんですよ。やっぱりせっかく那須塩原市の環境とか、何、景観とかそういうのもあるし、きれいな伐採をよろしく願いいたします。ついでで。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 ちょっと子供たちが走り回るところに影響も出てきますんで、そういったものも含めて皆さんが見ていて魅力ある伐採にしたいと思います。

〔「よろしく願いします」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきもの

とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や、新規事業を中心に説明ください。

課長。

○伊藤生涯学習課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 332ページ、文化振興費、10事業、補助金、この内容なんです、それぞれこちら団体によって分けている補助金の内容が違うんですが、どのような形でこういった内容になるのか教えてください。内訳ですかね、団体ごとに出す補助金の率が違うというのか、申請なのか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 係長のほうから説明させていただきます。

○戸井田文化振興係長 文化振興費の補助金について御説明申し上げます。

文化協会、那須野の大地・子ども郷土芸能といった内容でよろしいでしょうか。

○林副委員長 はい。その子細が聞きたいんですね。

○戸井田文化振興係長 こちら文化協会、那須野の大地・子ども郷土芸能発表会運営費につきましては、それぞれ個別の補助金要綱がありまして、その要綱に従って金額を予算の範囲内で定めております。

それ以下の場合なんです、郷土芸能を保存する補助金で支出しているものとして、昨年度は5団体に申請交付させていただきました。こちらは同じ補助金の要綱に基づいて支出しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 こちらは一律皆さんに、こういった補助金ありますから申請しますかというふうに声をかけ、手挙げ式で補助金の申請をしたものが受けるということですね。

○佐藤委員長 戸井田係長。

○戸井田文化振興係長 そうですね。交付申請をお願いして出しているんですが、郷土芸能に関する補助金につきましては、一応内申という形で文書に御案内を差し上げております。

○林副委員長 続いて伺います。

その隣のページ、333ページ、文化財保護費、20事業の、こちらも同じように補助金の一律に、こちらは3万円ずつ出ているかと思うんですが、こちらもどのように補助金の規定があるのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 補助金21万の内訳は、3万円というのは補助要綱で決まっている金額、ちょっと確認してすぐお答えいたします。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

これらの後世に残していく事業かなど、保存す

るために必要で補助金充てられているのかなという
ことだと思うんですが、3万円では足りている
のか、足りていないのかと聞き方が正しいのか分
からないんですが、これらで保存している団体は
皆様からの御意見はないのかを伺います。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 幾つかの団体からの、やはり
これではというようなところも話がありますので、
市以外の補助金について、県のと、あとは国で
やっている補助金とかというふうなものも探して
御紹介をしているというのが現状でございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、御案内を差し上げていますが、
市以外の補助金の申請はそれぞれの団体にお任せ
をしているという意味になりますでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 そのとおりでございます。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 それと3万円が一律上限なの
かというようなことに関して、今、係長のほうか
ら答弁させますので。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 申し訳ありません、こちら
の補助金なんです、市指定の無形文化財の継承
のために団体に交付しております。補助金の名称
は那須塩原市文化財保存事業費補助金というもの
でして、さっき議員がおっしゃったとおり、保存
すべきものとして補助金を交付しております。

古文書等幾つかメニューがあるんですが、その
うちの一つ、文化財保護・保存団体育成事業とい
うことで、この意味においては各団体3万円とい
う予算で交付しているものです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

ちょっと私が聞き漏らしていたらすみません。
334ページの日本遺産魅力発信推進事業費、30事
業の中で、もうちょっと詳しく教えてください。
何かをすと言っていたと思うんですけども、
聞き漏らしですね。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 それでは、改めて説明させて
いただきます。

まず、内諾前の補助金を、那須野が原開拓日本
遺産活用推進協議会に交付しております。この
協議会というのは、御承知のように、本市、大田
原、矢板、那須で構成している協議会ございま
す。R6年度で実際に行った事業について再度説
明させていただきます。

まず、那須野が原デジタルスタンプラリーとい
うふうなものを開催しております。これはスマホ
のアプリを利用したスタンプラリーでございます。

2つ目、パンフレットを当初作ったんですけども、
それがなくなってしまったので、その増刷、
5万部を増刷しております。

続きまして、那須野が原演劇をこの協議会で行
おうというようなことで、脚本を制作しておりま
す。その費用でございます。

続きまして、フォト&カードラリーというふう
な事業を展開しております。これは構成する文化
財を巡って、例えば青木家であれば青木家の写真
を撮って、その写真を博物館等に提示させて、文
化財カードというふうなものを配布するものでご
ざいます。こちらのカードで行っております。

続きまして、もう一つが御朱印事業というふう
なものを行っております。こちら内容的には日本
観光振興協会というふうなところで、こちらは日
本遺産のオフィシャルパートナーシップ企業なん
ですけども、日本での日本遺産体感する旅行と
いうのをこちら全国展開しております。そのき

っかけとして、当御朱印を押す場所、博物館、青木邸ですね。あと大田原の民俗資料館、矢板武記念館、那須歴史探訪館のほうに行けば御朱印がありますので、それを押して回るというふうな事業を行っております。

こちら協議会で行っているというのはこの5つの事業でございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この700万という額は、ほかの市町と一緒にやるに当たって、割り当てられた、決まったお金なのか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 じゃ、係長のほうからちょっと。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 まず協議会の負担金という形で那須塩原市から700万円一括で支出しております。歳入のほうで補完をしますけれども、案分して負担金というお話ししております。那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会負担金ということで、お手元の歳入の資料にも記載しているんですが、合計で44万3,000円、3市町から頂戴しております。

○林副委員長 了解しました。

続いて伺います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 342ページ、青少年センター運営費で、こちらの減額した理由について伺います。巡回指導の人がいたということだったんですけれども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 こちらのほうの事業としまして、少年指導員さんのほうですね。こちらに市内の見守り活動といいますか、そういうところをやっているんですが、令和5年度の

人数に比べまして、指導員の数が人数が減ってしまったというところがあります。

そういったところから踏まえまして、1回当たり幾らということで報酬をお支払いするんですが、活動の回数そのものがちょっと減ってしまったということで、こちらのほうも下がったという形になります。

以上です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その指導員の数が減ったというところで、見守りや指導に対しての効果という、そこには影響がないのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 そうですね。人数ということで申し上げますと、令和5年度が107人、令和6年が101人ということで、減ってはいるんですが、活動そのものとしては、会として、指導員会として大変、市内各地回っていただいておりますので、そういったところの影響はないものというふうに考えております。

○林副委員長 じゃ、最後になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 342ページから続く343にかけての青少年健全育成費、20事業の子ども会育成会連絡協議会の補助金の効果について伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 こちらは補助金ということなんですが、まず大きい補助金ということで交付させていただきました、そこからさらに各子ども会、単位のほうに、いろいろな事業の支援という形で、例えばお金をまたさらに出したりとか、あるいはその育成会全体で、例えばなすしおばら博でやる子どもフェスタ等で事業を展開していただいておりますので、効果としては十分にあるのかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて、そのなすしお博に充てたところでは一部理解したところではあるんですが、現状、子ども会育成会の市内の状況について、細かくどこに幾ら割り当てたというのは分からないかと思うんですが、何か課題などをお伺いしたいんですが。活動状況などが分かっていると思うんですが。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 一度、各子ども会さんのほうから、そういった市のほうに活動ということで、会ではどういった活動をしますという形での情報も入っております。なかなか伝え聞いている中では、子ども会単位で、例えば人が少なくなっているとか、活動するにはどうしても先送りになってしまうんじゃないかというおそれとかという話は聞いております。そういうことも、これらのこういった活動支援を通して、補填ができていけばいいのかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この補助金の効果としては、一定の成果を得られているというような回答だったかと思うんですが、その辺の課題解決に対しての何らかのサポートは今後考えていくのか。今後という未来の話になっちゃうから、現状では何か団体を育成するための何か策はあったのかを伺います。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 まず、子ども会育成会自体が昔は各自治会1つぐらいあったんだと思うんですけども、それも急速になくなってしまって、私の時代の頃に比べれば、びっくりするほど子ども会育成会が少なくなっちゃう、これは少子化の影響だと思うんですけども。

そうしますと、子供たちがまずどうしても少なくなってしまうものですから、子ども会育成会

自体も縮小せざるを得ないなというようなところがございます。

中に、どうしても集まってやりたい、PTAとはまた別に子ども会というものをやりたいというふうなものもありますので、それぞれその皆さんが地区の中で集まっていたら、改めて子ども会育成会というものを結成していただければ、その分、ながらも皆さん集まって子ども会育成会をつくりましょうというふうなところまでは、ちょっと市のほうもできないんですけども、もしそういった方が、やりたいというふうな方がいるのであれば、そういった方に対して、そもそも子ども会育成会って何というふうなところから助言なりをして、多分お金もなかなか集まらないというふうなところもありますので、あとどういった事業をすればいいのかというのがありますので、

ちょっとしたおもちゃの備品とかそういったものがありますので、そういったものを貸付けをしながら、そういったものを含めて、会の運営のほう協力はしていきたいなと思っております。

現状、新たに子ども育成会をつくるというふうな、その育成までの、ちょっとその部分の手伝いというか、そこまでは現在できてない状況でございます。やりたいというふうなことがもしあれば、それを積極的にサポートするというふうなところが今の現状かなというふうに考えております。

○林副委員長 ありがとうございます。

私からは以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 じゃ、332ページで文化振興費の中のふるさとアシスト派遣事業、これを7団体かな。ちょっと具体的にどんなのをやっているか、ちょっと聞きたいんですが。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 報償費のほうでよろしいですか。派遣の報償費の内訳というのがありますが、よろしいですか。

○金子委員 どういう団体をあれしたかということ。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 係長のほうから、では答えさせていただきます。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 昨年度のふるさとアシスト7団体につきましては、ジャンルで申し上げますと、室内楽、箏曲の7団体さんに協力をしていただきまして、小中学校とか小学校で交流をしております。それ以外にクリスマスホールコンサートで博物館での公演を行っております。その際は箏曲の団体さんに御出演いただきました。

○金子委員 室内楽はどんな楽団ですか。

○戸井田文化振興係長 オフィスエンタグラマさん、アンサンブルc o z yさん、黒磯チェンバーアンサンブルさんにご出演いただいております。

○金子委員 地元ですね。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、332ページから333ページにわたって、文化振興費のほうから一番下のほうで2万円の補助が出ていますけれども、これはいつから2万円になったんですしたっけ。ちょっと、分からなければあれだけでも。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 補助金の中の一番最後、子ども疎水太鼓とか関谷子供囃子保存会とか太夫塚の保存会のほうの2万円というような形の。

○金子委員 そうそう、みんな2万円、2万円っていうのね。前、1万8,000円。

○伊藤生涯学習課長 ちょっと帰って調べさせてください、今は無理です。すみません。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 334ページ、日本遺産魅力発信推進事業について先ほど聞いてましたね。これはいいです、すみません。

そうすると、336ページ、黒磯文化会館管理運営費の中で、中段に文化振興公社運営費というのがあるわけなんですけれども、それと同時に以前は自主事業運営費というのがあったと思うんですね。それはなくなっちゃったんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 自主事業運営補助金は令和7年に廃止となっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ということは、もう自主事業何にもやらなくなったということですか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 補助金運営委員会の御指摘を受けまして、自主事業は保護者の運営努力でもって運営すべきものであるためということで廃止になっております。なので、自主事業につきましては市からの補助なしで運営されております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ということは、自主事業運営費としてはもう一切なくなって、自主事業は勝手にやってくれということですね。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 自分たちの施設管理的なもの、あと自主事業の2点に分けていたものなんですけれども、ただ、市のほうの内部のほうで、その分のほうの廃止をして、施設の管理を含めた形の中で新たな市の補助のほうで、自助努力としてはあれなんですけれども、その中で節約をしながら、そこで自主事業に対する経費を生み出してほしいといふような形での自主事業補助金は廃止というようなことでございます。

○金子委員 分かりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 337ページのハーモニーホール管理運営費なんですけれども、7,751万7,143円に対して大田原がどのくらい出しているかは分かりますでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 細かい金額は係長のほうから、去年のハーモニーホール全体の事業費の中の6割は大田原市のほうで、残り4割を那須塩原市のほうで、それであとの4割分がこの金額というようなことで、今、割り返します。

○金子委員 じゃ、それは後ですとして、340ページ、博物館収蔵資料収集のほうで、一番下のほうに書画骨董等費ということで、これのもし明細が分かればお願いします。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 書画骨董等費なんですけど、これは博物館で収集する資料の購入に充てた費用になります。まず、歴史関係の資料では鳥瞰図を中心に買っているんですが、パリ万博鳥瞰図、あと日清戦争の錦絵、日露戦争の錦絵、あと日露戦争の画報、それと松方正義、山県有朋の書簡、手紙ですね、3通ということで、松方展に使うための資料を主に購入してございます。

あと、自然資料購入につきましては、次年度の海竜展で使う標本を中心に購入をいたしました。

あと文学資料としましては、立松和平の「三斗小屋宿史」という遺筆原稿、これを購入してございます。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今、ちょっと聞き逃しました。松方さんと山県さんのは軸ものか何かで。

○松本那須野が原博物館長 いえ、書簡ですので、手紙です。

○金子委員 それで、いつも錦絵がずっと毎年続いていますけれども、これ聞いていいのかわからないんですけども。錦絵に限ってやっているわけなんですよ。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 特に錦絵に限ってということではなくて、今回ちょっと展示で使うのが結構ありましたので、それで錦絵にちょっと偏ったところがございます。ただ、博物館、特に錦絵も中心に集めているんですけども、幅広く収集はしております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、343ページですけども、343ページの青少年健全育成のほうで、一番下のほうで、さっきのちびっこふるさと探検隊。これ新座市のほうへ行くのですか。こっちへ来てあれしたのかということと、あと何人ぐらい参加しているかちょっとお聞きしたい。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 昨年度のちびっこふるさと体験隊につきましては、那須塩原から新座市のほうに訪問するという形で、借り上げバスのほうをお願いします。人数につきましては36名となっておりました。

以上です。

○金子委員 それで結構です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すみません、取りあえず3件、317ページの公民館の運営費なんですけど、講座の公民館の運営協力員謝礼ってありますけれども、この公民館運営協力員というのはどういう方がなっているのか。

それと、あとこの委員の方の謝礼、お幾ら謝礼として払っているのかをお伺いいたします。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 公民館運営協力員、今回、黒磯地区のほうが多かったんですけども、公民館のほうに、公民館の活動を支援するというので、その公民館の担当地区の中で、そういった方でそういった協力員という方を、協力員制度を設けまして、そういう方に協力をいただいて、運用活動をやるよといったようなものでございます。

それと、協力員の謝礼なんですけれども、1人当たり1万5,000円、年額で、謝礼をしているというような状況でございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 その協力員のなる基準的なものってあるんですか、こういう方というの。それとも、その公民館の中でいわゆる地域的によく気がついて、どんな方とかがそういう方になるんですか。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 特にその辺は、各公民館でもしかするとちょっと状況違うかもしれないですけども、大体、各自治会さんの単位とかそういったところに選出をお願いしているというような状況かとは思いますが。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、それに対して人数は別に制限はしていない、特別。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 各公民館で一応人数のほうは制限する形で、定員何名でという形で一応やっているのが現状かとは思いますが。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すると、各公民館で人数は全然違いますよね、当然。それは各公民館が全部決めた例えば人数で、マックスの人数を協力員として置かれるという形でいいんですか。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 そういう形だとは思いますが、一応合併前、旧黒磯市のときのその制度ですか。そちらのことを引き継いでいるような形で、公民館の活動に協力をいただいているというふうな状況でございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ最後、先ほど言ったように合併前というんで、これを見ると黒磯地区の方は協力員がついていて、西那須のところはついていないんですね。これ、統一を図ろうとは思わないですか。もっと言うならば、この協力員は、例えば実績として1年間どんなような公民館に対してアドバイスしていたのか、もし実績があれば教えていただきたいと思います。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 それぞれの公民館の内容までは把握はしてないんですけども、一応うちが把握している限りでは、各公民館の祭りであるとか、そういったイベントのあたりに協力していただいているというのが活動内容の実態かなとは思っております。

○星野委員 じゃ、この公民館にいる協力員は必要であると、そのような認識でよろしいんですか。例えば西那須は正直言っていない。でも、黒磯にはつけている。那須塩原として、合併前からこういうふうになっているんですけども、もう20年もたっているんで、一つの中で統一的に、変な言い方ですけども、黒磯地区の協力員の方についてはもうつけない。逆に西那須のほうにやってみるという、そのような今後のことはどういうふうに考えていますか。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 大卒の考え方なんですけど、ちょっと地域によって違うかもしれませんが、黒磯のほうとするのは公民館の協力員、西那須のほう

でしたら、当該公民館にコミュニティの団体がそれ担当しているような状況のほうもありまして、そのコミュニティの役員さんが同じような役割を各公民館では果たしているような状況でございまして、地域の皆さんがそういった形で協力がもらえるという形であれば、多少、形に違いはあるにしても、そういった形での協力を今後もらえていければというようなところでございます。ちょっと個人的なあれになりますけれども、いただければなと思っております。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 実は、私、合併前の公民館にいまして、協力員というのは全部いるものだというふうに思っておりました。いろんな、公民館の職員だけではちょっと対応できなかったものから、特に運動会とかそういったものでは重要な役割を果たしていただいているなと思っております。

ただ、黒磯はその当時、コミュニティというのはなかったものですから、そういったものを全て公民館の職員が請け負う、業務でやらなくちゃならなかったということで、職員だけではとにかく足らなかったんで、協力員をお願いをして審判してもらおうと。公民館の祭りであればいろんな雑用をやってもらえるかなという中で、非常に重宝していたわけです。

多分、西那須、塩原においてはコミュニティというものの制度のほうがありましたので、そちらのほうで同じような、役員さんはやっていただいていたのかなというようなものもあります。

この協力員制度については、ちょっとこれから公民館のほうともこの内容を検討いたしまして、どうしようかというようなのはこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうですね。1つ、今、西那須はボランティアのほうでコミュニティをやっている。こちらは同じようにボランティアでやっていただいて、こちらは1年で1万5,000円出して、西那須のほうは出してないという、こういうバランスがあるんで、ちょっとそういうところも含めて、今後考えていただければなと思います。

あと、もう一つなんですが、先ほど林委員のほうからあった日本遺産の件で、今でも700万も使っていくと言われたんですけども、時間がないので1つだけですが、スタンプラリーに関して成果だけ教えていただきたいと思っております。これ、回るんですよ、いろいろ回って、スタンプで。もしあれでしたら成功なら成功だけでもいいです。分かれば、大体どれくらいの方が、こんなような感じでスタンプラリーに参加していたというのは数が分かれば。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 ちょっと具体的な数についてちょっと今すぐ回答ができませんので、正式には日本那須野が原デジタルスタンプラリー。先ほども出たとおり、スマートフォンを利用して、QRコードを読んでという形になりますので、これをこういうものを集めていくんですが。

数については処理をしているのか、もしくはアンケートなりで把握しているのかについては、ちょっと戻って資料見てみますので、また改めてお答えします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

中村委員。

○中村委員 すみません、公民館の施設管理の中なんですが、ずっと見させてもらいましたが、館内清掃の欄がございまして、公民館大小あると思うんですが、公民館の館内清掃というのはどのような方法で、業者さん、委託で大体やっているんで

すが、どのような形でそういうふうを決めておられるのか。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 その他の委託料等が清掃の委託なんです、館内のワックスがけであるとかガラスの清掃とかやっている内容でございますが、当然、見積書を徴取するような形で、見積りもさせていくような形で実施していると当館の中では思っています。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、生涯学習課のほうでそれぞれの公民館の見積りを取ってされているという考えでよろしいですね。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 各公民館それぞれでというような形になります。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、館長さんがそれぞれの形でやられているというんですね。了解しました。

そんな中で小さいところは8万6,000円ぐらいで、大きいところ120万もすることで、結構まばらなものですから、仮に四十万とかという、小さいところより大きいところのほうがあるのは確かに分かるんですが、かなり随分あれがあったものですから、似たり寄ったりのような公民館、片方で四十万で十何万ぐらいですか。というようなのがあったもんですから、そういったものをしっかりといろんなものをやられているのは分かるんですが、どんな方法で入札して決めているのかなと思っただけです、ちょっと聞いてみようと思っただけなんです。

そうしますと、面積が広いから、三島とか西公民館は120万ぐらいかかって、小さいところは8万6,000円ぐらいでやっているところありますよね。平均すると三、四十万ぐらいできているも

のですから、そんな感じでよろしいという判断なんです。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 おっしゃるとおりでございます、面積だったりとか、あとは中には圧縮保存用ネット、ただ電気の交換ができないというような公民館も中にはありますので、そういったところの範囲、建物の造りですね。全てこういった差が出ているというような状況でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 では、ないようですので討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号について原案のとおり認定

すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時36分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第52号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第52号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に、ではよろしくをお願いします。

課長。

○東泉スポーツ振興課長 (議案第52号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 ちょっと早かったのもう一回言ってもらえますか。教育委員会がなぜ市長にしないと

いけないみたいな話、もう一回言ってもらえますか。

○東泉スポーツ振興課長 はい、分かりました。すみません。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 地方自治法第244条の4におきまして、普通地方公共団体の長以外の機関がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求につきましては、普通公共団体の長が当該機関の最上級行政長でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする規定されております。

よって、現在、教育委員会と規定されているところを市長に改めるものでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 聞いた感じだと別に変えなくてもいいんじゃないかというふうに感じたんですけども、今の表現。それをわざわざ長に変えなくてもいいようなニュアンスに聞こえて、それをわざわざ長に変えるって聞こえるんですけども、そうじゃないですか、今の言い方だと。そこを説明してもらおう。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 地方団体公共の長が当該機関の最上級行政長でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものという規定がありますので、現在、教育委員会になっていますが、それは教育委員会じゃなくて市長に対するものとしなければいけないというところなんです。

○齊藤委員 当該あれの長でなくても……

○佐藤委員長 部長。

○田代教育部長 今回、分かりやすい例で言えば、私ども公民館の減免をしなかったことで審査請求が来て、その後、減免対象にしたということで、

したんですが、異議申立ては取下げにならないで、ただ却下になったという御報告を議会の初日にしたと。こういう案件があったと思うんですが、まさしくこれがそういうことでございまして、減免の決定をしたのは教育委員会ですけれども、この審査請求については市長に対してしなければならぬというのが地方自治法の決めでございまして、今の決め方では教育委員会が決定したものを教育委員会に異議申立てをするというような規定になっているので、地方自治法上、それは具合が間違っているというのが分かったんです。それなので、今回の条例改正に合わせて、そこを手直しをしたというのが今回の改正の理由でございます。

です。で、本来、例えば今までの規定であれば、こういったものを教育委員会が決定した事項に対して教育委員会に異議申立てをして、教育委員会がそれをするという、その行為自体が地方自治法上、瑕疵があるという形になるということかと思っておりますので、今回そこを改めるというようなことで、これは総務の行政担当とも調整をしまして、こういう改正をしなければならぬというようなことで今回、議案として上げさせていただいているという次第でございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 分かりました。

そうすると、最終的な決定権は市長に変えるということになるんですけれども、それ以外の流れはこれまでどおりということですか。

○佐藤委員長 部長。

○田代教育部長 要は、その手前まで何事もなければ、私ども教育委員会の施設は教育委員会が決定をするんですけれども、今回の、例えば使わせないよとか減免しないよとかというような形になったときも、異議申立ての行き先が市長であるというようなことでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 先ほど利用料がインセンティブにつながるように、参加者の促進につながるような工夫をしていただくこともできるというような説明を受けたかと思うんですけれども、じゃ利用料が増えるような新たなアイデアとか、そういうのというのは受託される側の裁量によって自由にどんどんできるという解釈でよろしいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 委員おっしゃるとおりでございまして、例えばの例で申し上げますと、平日の午後の体育館の利用などは非常に少ない状況でございます。そこに関して、使用料につきましては上限は決まっていますが、指定管理者の受託者の裁量によって下げることができるんですね。

そうすると、今では全く使っていない時間帯を利用料金を下げることによって、ゼロから100でなくて50になりますけれども、少しでも利用者が増えて利用料がアップするですとか、そういったことはできることとなります。

○林副委員長 すてきですね。了解です。

○佐藤委員長 ほかに。

星野委員。

○星野委員 すみません。じゃ確認なんですが、そうしますと、利用料金制度になると設備の修繕については今までどおり30万以上と以下でしたっけ。そういう形で考えていいんですか、設備の修繕に対しては。

○佐藤委員長 係長。

○大島スポーツ振興課管理係長 設備修繕、恐らくすみません、指定管理者のほうの内容の話になってくると思うんですけれども、今回、まだどこになるとか、決定、なったという結果としてお伝え

できないんですけれども、公募の内容としては30万以上の修繕については市のほうで協議の上、対応する。そこは協議によってやりますよという形で整理はしております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 まだ分からない。もしかしたらその内容によっては、例えば20万という線も出るんですか、30万は変わらないんですか。

○大島スポーツ振興課管理係長 30万という線は変わらなくて、それについては指定管理料の中でやっていただくという形で整理をしています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 利用料金制度で今、指定管理者がいろいろな制度を導入するんですけれども、説明があったとおり、例えば0.5から1.5までと幅を持ってというのは、ある程度そちらの範疇の中で指定管理者が行っていくんですが、ほかの例えば塩原の施設とかでは赤字が続いちゃっているんですね。結局、利用料金制度というのは本当は行政は絶対、提示した金額以上は出さないんだけど、最終的に足りない、どこかでは補填していると。結局生ぬるい利用料金制度をやっているんですが、この体育施設の場合は売上げがあるという解釈でいいんですか。それととんとんなんですか、実際は。今の懐事情というのはどうなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 現在、契約している指定管理料につきましては、とんとんになるようなことで計算してやっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、例えば歳入があって、1,000万だったとします。これからいろいろプロポーザルなり何なり指定管理者をやります。その管理者は幾ら幾らでやるという、いわゆるプロポーザル

しますよね。通ったときに800万しかかからなかったと、実は1年間、一生懸命頑張った。じゃ、200万は補填する内容で今後取り組んでいくのかというのが聞きたかったんです。

○佐藤委員長 係長。

○大島スポーツ振興課管理係長 200万減ったので200万そっくり補填するということではないんですけれども、指定管理者が通常どおり一生懸命業務を行っているにもかかわらず、いかんともし難い理由によりまして収入が大幅に減った場合には、その辺はちょっと協議をして、ある程度までは補填するような流れで進めたいと思っています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 せっかくいい制度なのに、やる気はあるんだけど、駄目だったら払ってもらえるみたいになると、結局やらんでも最低限のもらえる金が入ればいいだろうってなっちゃうので、そうすると、せっかく市は頑張ったのに、相手側に変な意味で利用されちゃうみたいなのはよくないので、変えるからにはしっかりとうまく流してもらえないかということ自体は、そういうつもりでやって、これから申込みをするという解釈でいいんですよね、この条例の変更は。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
部長。

○田代教育部長 先ほど齊藤委員の御質問に、私、一部ちょっと間違った回答をしてしまいました。使用の許可については教育委員会が行います。ただ、使用料の決定は市長が行う。また、使用料の減免も市長が行う。使用料の還付も市長が認めるというような形が正しい今回の改正後の形でございます。

あたかも私、先ほど、全て教育委員会がというような趣旨の発言をしてしまいました。申し訳ございません。改正後の9条、10条、11条のとこ

ろを御覧いただければ、全て主語は市長はということになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。大変失礼をいたしました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは議員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第52号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第52号については原案のとおり可決するものと決しました。

—————◇—————

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第59号 那須塩原市ホースガーデン条例の廃止についてを議題とします。
執行部から議案説明を簡潔にお願いします。
課長。

○東泉スポーツ振興課長 (議案第59号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
林副委員長。

○林副委員長 説明がありましたホースガーデンの利用者の市外は増加しているが、市内は低下していたという理由は、想定される理由がありましたら教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 市外の利用が増えているというところでございますが、やはり料金として市内の民間の事業所と比べれば当然安価でございますので、一部観光的な目的でも利用されたのではないかというふうに考えております。

一方、市内でございますが、過去の資料を見ますと、やはりコロナ禍で一旦落ち込んでしましまして、そこから復活してない、回復してないような状況にございますので、なかなかコロナ禍前までに戻っていない。乗馬をするというようなところ、意識がなくなってしまったのかなというふうに感じております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 先ほど、この前の条例の前のときのお話であったように、受託している団体がもっとたくさん来て下さいみたいな案内をすることができれば、この低下はせずに維持できたのか。もしくは、それは受託している団体がすべきだったのか市がすべきだったのか、どのように考えるのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 委託しております市としては、ホームページ等で周知をしていたところでございますが、なかなか行き届かなかったというふうに感じております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 それは受託している業者だけではなく、市のほうにしても努力が足りなかったという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 ほかに。

金子委員。

○金子委員 コロナ禍で大分沈んでしまったのを元に返すことは可能だと思うんだよね、ちょっと時間かかるかもしれないけれども。特に、ほかの面ではいろいろ回復しているけれども、これについてはまだ全然回復してないんだけど、やりようによっては回復できるような気がするのね。私は直接やってないからその辺の事情分かんないけれども、でも回復する可能性十分あると思うんですよ。

そして、あんなすごい施設を仙台育英が置いていってくれたわけで、それで今、造ったらそれこそ10億超えるぐらいなすごい施設、そういうのを生かさないう手はないと思っているんだよね。あれが終わりになっちゃったら、じゃどうするの、あれ。ただ、ほったらかしにしておくのってあまりにももったいな過ぎるという問題があったり、それからお客さんが増えれば、それはやっていけるのかという問題があったり。

それから、私は乗馬が意外と子供たちの、特別な子供も多いけれども、セラピーの効果というか物すごくあるということで、それこそ10年前ぐらいですか。あれ始めるときに、それをいろいろ検討した上で、わあ、これはいいということで始ま

ったことなので、それは簡単にそれをやめてしまうということは物すごく残念に思っているんですよ。

だから、それを有効に使えば一番いいんだけど、そういう廃止する段階で、どういうふうな形でじゃ廃止した後なるのかということ、私ちょっとまだ分からないのね。

今言ったように、ちょっとよそに部分的にはやらせるんだとか、そういうのは今やっているのと同じふうになってしまうか、その辺のところもよく分からないんだけど、その辺の、乗馬だけをじゃやめるのかという、その辺のところもう少し説明してもらえないかな。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 まず、施設につきましての跡地利用という話かと思えますけれども、それにつきましては現在検討中でございます。

で、継続する事業につきましては、乗馬だけではなくて、乗馬をする以外にも馬のお世話をしたりですとか、あとは厩舎の掃除をしたりですとか、そういったものをセットしたメニューとして、今やっている乗馬教室として、子供たちを対象に継続したいというふうに考えております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 その継続実施というのは、今、委託するところはもう同じようにできるということなんですか、今までと同じように。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 同じような内容で継続していただけるように今、協議中でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そして、その委託するところでは賛成というか、そういうふうな形でやっていくという意思でいるわけね。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長　そういう方向で協議をさせていただいております。

○佐藤委員長　中村委員。

○中村委員　指定管理に年間2,300万かかっている中で、直近の6年度ぐらいで利用料金、幾らぐらいかかっているか。

○佐藤委員長　課長。

○東泉スポーツ振興課長　令和6年度の歳入が123万4,250円になります。

○佐藤委員長　中村委員。

○中村委員　2,300万円、指定、年間かかるという施設にしまして、100ちょっとでしょう。非常に民間企業としてはまずあり得ないようなことは、これ行政主でありますから、市民が利用しているサービスとして提供されたということの確認しますが、ホースガーデンにつきましては平成27年、肝煎りで前々、前の市長が副市長とともに、こんな行政でやっているホースガーデンは日本一番、日本に一つしかないんだという触れ込みで始めて、あのとき議会でも本当に5分ぐらいで予算が否決されそうになったという案件でございまして、そのときに中を取って、あそこにサッカー場の施設を造ってとなったところで、皆さんで賛成多数で決めたということで、あのときに前の前の市長は再任として、消滅するような話まで出たぐらいで、非常に議会でももめた物件でございました。

ただ、やはりそういう夢といろいろ希望がありましても、10年間経過した中でそういう経過があれば、やはり、みんな乗馬クラブが全然ないんであれば、これはやむを得ないと思いますが、ある施設もありますし、お互い那須が、那須町のほうにも行けば、結構馬には乗れますよという施設が結構ありますので、ばか高いんですけども、そういったものを考えれば、民間のものは民間に任せてもいいというのが、私は個人的に思っております。

ます。

これで二千何百万かけて今、1,400万ぐらいでもかけてもよいというぐらいの施設であれば、ある程度行政サービスの中で、市民に親しんでいただけるということも考えればやむを得ないという面もあると思いますが、新しいそういった専門の方が、そういった方が、ひとつ受け入れてやってくれるというのであれば、それはそちらのほうで安心して任せられるのであれば、そういう手もあるかなと思いますので理解はします。

○佐藤委員長　ほかに。

林副委員長。

○林副委員長　今の中村委員のほうから、そのかかった年間の全体像から売上げの部分の何%かというところまでは確認しました。

じゃ過去に、この10年間でしたっけ、ここの中で見直しを検討されたことはなかったのか、料金の利用料やこの全体的なお金の使い方について、これでいいんだろうかという議論はされてきたのか。

○佐藤委員長　課長。

○東泉スポーツ振興課長　利用料金についての見直しの議論、特にはしていないと思います。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　それは何でしなかった。

○佐藤委員長　部長。

○田代教育部長　一度決めた使用料を、例えば見直すというのは、やはり今回も市全体の中で受益者負担の公平ということで、また物価上昇等々を鑑みて大々的に見直したということがございますので、始まってすぐ、例えば5年とかで、先ほど中村委員のほうで民間企業であればというようなお話がありました。当然その赤字が続くようなことであればもちろんその料金を値上げするとかというてこ入れというのはもちろん考えるとは思わん

ですけれども、こういう形で始まって、いきなりその料金を値上げするぞという検討をなかなかしづらい施設であったというのは確かかと思えます。

ですので、そういった利用客が伸びてはいないけれども、やはりそういった馬との触れ合いを目的にやっていくというようなことベースにやっていく以上、特に公的機関である市がやっていく以上、その民間と同様の値段にするとか、今のもとの金額を何倍にしようというような議論は正直なところしていなかった、できづらかったというのが正直なところだと思います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 それらのこの利用者からの声などは反映されてきたのかお伺いします。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 直接事業に反映したというところではないんですけれども、いろんな声をいただいております、今回この継続するに当たりまして、そういった体験者、それから体験者の親御さんもそういった有益であるというようなお声をいただきましたので、学校の団体利用については継続したいというところにつながったものがございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この10年間の価値としては、費用の部分に関しては課題が残っていたかもしれないが、この10年間にレガシーとして、価値として残したから次の第2ステージじゃないですけれども、新たな次の第2幕に移るといような理解で、大切なものだという理解で次に進むということでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 議員おっしゃるとおり、本当に学校の団体利用増えていますし、子供たち、それから親御さんからよい御意見をいただいてお

りますので、そこだけは続けていきたいという思いでございます。

○林副委員長 はい、理解しました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これを廃止ということだけを聞いて、私は反対という、それだけでは中身がよく分からない。今日もまだはっきりとは分かったわけじゃないんだけど、反対ということで、一応事務局には、討論するかしないかは分からないけれども、一応討論を申し込んでおきますと言って申し込んではあるんです。

ただ、まだするかしないかは決めていませんよということで、今それで聞いているわけなんですけれども。

その移動してほかでやるということが、私はそのセラピーということを非常に重要視して考えているものですから、そしてそれをやっているところは日本国中でもめったにないところで、あちこち調査は前もしたんですけれども、本当にそれはすごいことをやっていて、那須塩原市の私は2つの誇れるあれだと思って、1つは、リンツとの交換留学制度、それからこの乗馬のホースガーデンは、もう那須塩原が本当に誇れるもので、定住促進にもものすごく役立つものだと思って今まで考えていたものだから、それをただ廃止するということになったら絶対反対しようというふうな気持ちでいたんですけども、それがちゃんと継続されるということであれば、また考え方を変えなくちゃなんないというふうに思って、まだ討論の決定まではいっていないんですけれども、その辺のところ、ちゃんとそのセラピーまであれして、移行できるのかどうかということはどうなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 ホースセラピーという形で継続するものではございませんが、大きい意味

で、馬と触れ合うことによって、子供たちが体であったり心であったりがよい方向に向かうというように目的を考えますと同じような意味なのではないかと思しますので、継続して実施することによりまして、そういった効果が得られるというふうに考えてございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、場所だけ変えるというふうなぐらいの考え方でいいのか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 当然、今やっております乗馬教室の場所を変えて、業者さん、今市内で馬に関わる業者さんと委託をして、そちらでやっていただくというようなことでございますし、今は青木1か所でございますけれども、市内に幾つか教室がございますので、数も増やせるんじゃないかというふうに考えてございますので、そういうことで考えてございます。

○金子委員 大体分かってきたような気がする。

○佐藤委員長 いいですか。
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。

これホースガーデン条例という1つの見出しがついた条例を、今回その理由によって廃止しますという提案なんですけれども、今後、その民間の方に委託をして、出来高ですよね、実績で今後やっていく予定だというときに、その新たな条例的なものというものはなくてできるものなのかを聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今回の条例の廃止につきましては、施設、箱物の廃止の条例でございまして、今後事業を続けていく場合には、特段条例は必要ないというふうに考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、逆にその受け手の施設によって、これは未来形になっちゃうんですけども、受け手の施設によっては、今度はお馬さんが近くにいるので、僕、現ホースガーデン施設では、大規模校の子供たちは1回も行ってないんですよ、馬が対応し切れなくて、1日70人しか対応できないという、ポニーまで入れてですよ、だったのが、そういったものが解消できなければ、結局続けたとしても行けない学校が生まれてしまう。

例えば、クラス別、学年で100人いたら行けないんですよ。そういったのもしっかりと今度は解消にしていただければ、多分馬の運搬が要らなくなる分、連れてくればいいじゃない、引っ張って、言い方悪いんですけども。だから、その辺までやっぱり業務委託に盛り込んでいただかないとちょっと厳しいんじゃないかなと思います。

全員に平等に引き馬だったり、馬の世話ができるという担保を取らない限り、各学校から申し出た人たちだけを受け入れるとなっちゃうと、ちょっと趣旨が変わっちゃうのかなと思うんで、その辺に関しては、今後煮詰めていく予定はあるのかお聞きしたい。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 業者さんにつきましては、複数ということが増えますし、実際その業者さんがもう馬を持っている、その施設に行きますので、当然今よりも馬の数が増えますので、それを学校さんにきちんと説明をしまして、ぜひとも使っていただきたいということで説明しながら、業者さんとも共有してまいりたいというふうに思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 箱物で条例でやっていたときは、そこで全部対応できたんですけども、今度子供たちがその施設に行って体験をさせてもらうものになると、ちょっと見方が変わるのかなとは思って

で、バスも多分2台、2台ないとこれね、2台でもぎりぎりになっちゃうんです。だからコストがかかるわけですよ、この車で連れてくるのにね。

なんで、そういったところもしっかりと管理してやっていただかないと、バスは、ただ市のバス1台しかなくて出せないとか、来れない理由が複数重なると、それ何もできん、勘案してそこでまたやったんですかという話になってしまうし、セラピーの話は別としたとしても効果がある中で、できれば子供たち全員、那須塩原の子は1回は馬に触ってもらいたいみたいな気持ちに切り替えてもらえたほうが、今後発展していくんじゃないかと思うんですけれども。

そういった意味も込めて、今回、箱物をただ消しますけれども、つなげていきたいという話を逆に少しでもしてもらったので、そういったことは全て勘案して、今後内容を詰めていくと考えてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 場所が2つに分かれまして、今まである学校から青木に通うよりも近くなるようなところもございまして、そういったところも加味しながら協議してまいりたいと思えますし、バスに関しましても、市のバスだけではなくて当然借り上げバスも準備しますので、そちらも含めて続けていきたいと、そのように思っています。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すみません、ちょっと条例から外れちゃうんですけれども、一応今後という。

これ、今までのホースガーデンのこの2つの事業で、もしお客さんなりがけがをした場合、こういう保険的なものというのはどちらが掛けてますか、市が掛けてたか、このホースガーデンの指定

管理者のほうが掛けてますか。

馬ですからもしかしたらけがもされる可能性もありますよね、ごめんなさい、これちょっと条例から外れちゃって。

というのは、今後、小学生とかも行ってそういうようなことするとき、やはり何か事故があったというときに、今度どのような形でその保険とか、ごめんなさい、条例からちょっと外れちゃうんですけれども、参考までに聞かせていただくと、どういうふうにしていくのかなど。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 申し訳ありません。

保険につきましては、受託者が加入して事故処理に当たることとなっておりますので、今後も引き続き、受託者のほうで。

○星野委員 今後、小学生とかがそういうふうな、馬に乗れる場合というのは、今後は行政が今度入ってくるんですか、保険。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今の形態も指定管理じゃなくて業務委託になっていますので、業務委託という形は引き続き同じですので、当然、今のままでいくと受託者が保険に入ることです。

○星野委員 はい、分かりました。

業務委託だと受託者なんだね。

○佐藤委員長 ほかに質問ございますか。

副委員長。

○林副委員長 その当初の経緯がまだちょっと全てに対したわけじゃないですか。そのいただいたんですよね、いただいた方への説明などはしなくて大丈夫なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 仙台育英さんからいただいたものですが、今のところ仙台育英さんには説明する予定はございません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようでしたらここで議員間討議を終了したいと思いますが、他に質疑ははございませんかということ。

ないようですので、議員間討議、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第59号 那須塩原市ホースガーデン条例の廃止については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと……

〔「棄権です」と言う人あり〕

—————◇—————

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を

予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○東泉スポーツ振興課長 （議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
齊藤委員。

○齊藤委員 地域おこし協力隊のことなんですけれども、ちょっと課が違うんですけれども、3年たって終わっちゃった子が、次に地域おこしでは使えないから業務委託か何かで継続してやるという例が、前提で変えた中で出てきませんでしたっけ。

要は、この子、この今度募集するのは、初期メンバーとしてその3年間従事していたということなので、その国の100分の100の制度を利用して、地域おこし協力隊として今回予算上程ということでいいですかという質疑なんですけれども。大体分かりますけれどもね。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今回募集するのは、地域おこし協力隊として3年間はお願する予定でございます。

○齊藤委員 ということでもいいですね。

○東泉スポーツ振興課長 はい。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、費用も結局頂けて、その縛りが、地域おこし協力隊がこれをやれって言って縛って、しかも、皆様の肌に合わないとかやるなという風潮が今までこう数年間続いてきたと。それをおこし協力隊と似たようなニュアンスでもっと自由にできる制度を、たしかこの間企画か何か

で言っていたんですね。多分二、三人地域おこしを辞めるんだけどそのまま継続してやるという話で。

〔「委託」と言う人あり〕

○齊藤委員 委託でいたのなかな。その費用がやっぱり同じく国が出るという話があったような気がしたんですけども、その制度的にやってくればいいと思うんですが、その縛り自体はそのスポ振の皆さんの思いがってだけになっちゃうと、どこの、実は他市でもこれやめちゃうんですよ。なので、その縛りはどんなニュアンスでいるかというのをちょっと聞きたいんですけども。

縛りというのか、僕もどこを言っているのか分からないんですけども、それ以上はやらなくていいですか、せっかくやろうと思って勢いに乗ってやっていたのに、誰々さんそこまではやらなくていいですよみたいな、要は行政からの押さえつけがあって全然結局地域おこしとしての実力が発揮できないんで、そういったことになってしまうとこれが幾ら100分の100でももったいないんじゃないかなと思ったんですけども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐 実は、スポーツ振興課の地域おこし協力隊も令和7年7月から委託型に切り替えている方が1名いるんですね。

○齊藤委員 ああ、いるんですね。

○関谷スポーツ振興課長補佐 その方が、かなり有能な方で、部活動の地域移行に関して、クラブの立ち上げとか、学校とクラブとの橋渡しとかかなり良好な関係性を構築してくれた方なので、その方が来年の6月いっぱい任期満了になってしまうと、これまで構築してきたその関係性が、じゃあ、あしたからこの人ですよとってすぐ継続できるようなものではないので、今年度中に新たに1名、会計年度任用職員の身分として雇って、勤務して

いただいて、そこに委託型の選任の方がサポート役で二人三脚で業務を継承していただいて、その方が任期満了で退任された後、独り立ちできて、また地域移行が今までどおり推進できるように引き継がせたいということで、今回新たに予算要求しているものになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃそこが目的であれば、そんなにある程度の規則がありながら、あとは自由に滑走でやってくれということで、とにかくプラスになるような人事ということでいいですね。はい、分かりました。

そうじゃないと、途中でやめたとかいうと何でというようなになってしまうので、今はいいと言ったんで、そこは気にしてやってみたいと思うんですが、大丈夫ですか。

○佐藤委員長 課長。

○東京スポーツ振興課長 現在のスポーツ振興課所属の地域おこし協力隊とは非常によい関係でありますので、そこは大丈夫です。

○齊藤委員 分かりました、期待しています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）の決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。なお、説明に当たっては金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

じゃ、よろしくをお願いします。

課長。

○東泉スポーツ振興課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松野委員。

○松野委員 344ページの6項1目体育振興費のスポーツ振興費、20事業なんですけど、ちょっと分か

らないので教えていただきたいんですが、非常勤職員報酬で、スポーツ推進審議会委員とスポーツ推進委員、各7名、50名といらっしゃるんですが、これはどういったことをされている方なのかというのと、あとどういった方たちがそういった委員でやって頂いているかお聞きしてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 まず、スポーツ推進審議会委員でございますけれども、スポーツ振興課で行う市のスポーツの計画ですとか、補助金ですとか、そういったものの御意見を頂戴するものでございまして、スポーツ関係団体の長ですとか、学校長の代表ですとか、そういった方が委員になってございます。

一方、スポーツ推進委員でございますが、こちらにつきましては、市でニュースポーツを普及したいと常々思っておりまして、そのニュースポーツを推進していただくという形で、実際に出前講座などで各地に行っていただいてニュースポーツを普及していただけるような方々でございます。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そのニュースポーツというのは、例えばどういったものなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 ニュースポーツいろいろございますが、市でも大会を行っておりますポッチャですとか、最近少し始まりましたモルックですとか、そういったニュースポーツを普及しているところでございます。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そういったことに特化した方がいらっしゃるということなんですか、実際にこういうポッチャとかそういうニュースポーツに特化した方がいらっしゃるということでしょうか。

- 佐藤委員長 課長。
- 東泉スポーツ振興課長 常に研修をしまして、そういう、ほかから講師を招いてそういった研修を受けた方が各地に出向いて教えているというような状況でございます。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 常にそういった研修を受けてニュースポーツというものをきちんと理解した人たちが委員になって、そういったものを広めていくという認識でよろしいでしょうか。
- 佐藤委員長 課長。
- 東泉スポーツ振興課長 順番としましては、委員になっていただいてから研修を受けてという形になります。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 もう一つ伺いしてよろしいでしょうか。
347ページですが、6項2目体育施設費なんですけれども、その中の備品購入費でキャッシュレス決済端末機を4台購入されていることなんですけれども、この4台というのはどちらに設置されているんですか。
- 佐藤委員長 係長。
- 大島管理係長 4か所ということで、まず青木のサッカー場、黒磯運動場、あと西那須野運動公園と三島体育センターになります。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 その4か所というのは、なぜその4か所だったのでしょうか。
- 大島管理係長 ええと、あの、委員長すみません。
- 佐藤委員長 どうぞ。
- 大島管理係長 基本的にこの4か所につきましては、まず窓口で受け付けをしている、そちらで申請を受け付けして料金の支払いをしている、かつ利用の多い施設となっております。
- 松野委員 それは利用者からの意見もあって導入されたということですか。
- 佐藤委員長 係長。
- 大島管理係長 利用者からの御意見もございまして、市としても先般デジタルのいわゆるキャッシュレス決済とかそういうのを普及していこうということもございまして、今回導入をして入れたというところですか。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 ちなみにそのキャッシュレス決済なんですけれども、クレジット決済のほかP a y P a yとかどういったものが利用できるんですか。
- 佐藤委員長 係長。
- 大島管理係長 おっしゃるとおりです。
例えば、楽天P a yとか、いわゆるP a y P a yとか、あとはちょっといわゆる使う方はいるかというのがあるんですけども、いわゆるi P a yとか、ああいったものを使えるような形です。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 実際に導入して利用率というか、実際に利用者からの感触というか、それはどういった感じでしょうか。
- 佐藤委員長 係長。
- 大島管理係長 すみません、利用者からという声は把握はしていないんですけども、決済している金額で申し上げますと、大体全体の使用料の、そうですね、10%前後は、今利用料としては10%ぐらいはその、いわゆるキャッシュレス決済でお支払いをいただいているという実情です。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 まだ10%程度ということなんですけれども、それはまだキャッシュレス決済ができるんだよということの周知が行き渡っていないからなんでしょうか、それとも利用される方の年齢層と

かでやっぱりそのぐらいの利用率なんですか。

○佐藤委員長 係長。

○大島管理係長 我々、体育施設で申し上げますと、基本のお支払いいただくというのは窓口のみの状況でして、そういった方でお支払いいただくときにキャッシュレス決済はできますよということで、当然窓口でお伝えしていますし、そういったことで告知しておりますので、払われる方の、どこ何で払うかという選択の結果なのかなと思っております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 利用される方の年齢層はちょっと高めだったりとかしてキャッシュレス決済にあまりなじみのない方が多いからやはり10%ぐらいにとどまっている感じはないでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐 利用の内訳を見ますと、個人利用のトレーニングルームですとかあぁいったところは、キャッシュレス決済は比較的多いかと。体育館とかグラウンドとか複数人でシェアして使うようなところは、なかなか割り勘とかがしづらいという事情があって、なかなかキャッシュレスが伸びない理由の一つかなというような、ちょっと肌感覚ですけれども、そんな分析をしているところです。

○松野委員 ありがとうございます。理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 歳入の部分で、プールの利用と施設の利用が増えたという歳入のですね、あれの理由は何と、どこにあったのかというのは。

例えば、小学生が利用しているからその分上がったとか、そういうことも入って、あくまで一般の方の利用者で増えたのか、その辺ちょっと聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○東京スポーツ振興課長 やはり先ほどもホースガーデンのときもお話ししましたが、コロナ禍で一旦落ち込んだんですけれども、そこからまた盛り返しているということではないかというふうに考えています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その小学生とか使うやつはカウントしていないんですか、授業で使うやつ。

○佐藤委員長 課長。

○東京スポーツ振興課長 学校が授業の一環でプール使っていることにつきましては、当然お金頂いていませんので、人数には入っていない。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、出た単価をその料金で割った人数が全て利用者ということで計算しているということでしょうね、その入っていないということは、利用単価で人数は出てくるということですよ。

〔「単位で出てくるということですね」と言う人あり〕

○齊藤委員 そうそうそうですね、でそれが増えているということですよね、そうするとね、はい分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 総務費の中のレガシー事業推進費なんですけれども、これは国体が終わって、東京オリンピック・パラリンピックが終わってつなげていくのに、こうやって取組があるんですけども、総括、どうだったでしょうかという、そのレガシーが継承されたのかどうか、事業行った結果。93ページですよ。

○佐藤委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐 レガシー事業なんですけれども、事業としてはブラインドサッカーの

体験教室ということで、市内の4校で子供たちにその視覚障害者の理解とかスポーツに触れ合う機会、こういったものを実施しまして、小さいうちから、お子さんのうちからそういう機会を設けることで、その成長につれて障害者への理解とかそういう自然に身につくようなものとしては、地道に活動を続けていくしかないかなと思っているところです。

バラスポーツの体験教室として、今回は、令和6年度は1月28日に東原小学校にパリパラリンピックの長距離ランナーの唐澤剣也さんとガイドランナーの小林光二さんに来ていただいて、講演をいただいたという活動になっておりますので、それも小林光二さんが本市出身なので、那須塩原市ならではの取組かなと思っております。

ただし、東京オリンピック・パラリンピックも開催から大分たちまして、パリパラリンピックも開催しましたので、この事業費としましては、令和7年度からは科目としては残さずに、スポーツ振興費の中で事業の継続という形で実施しようと思っているところでございます。

○齊藤委員 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時56分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎散会の宣告

○佐藤委員長 本日の審査事項は全て終了となりました。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 執行部何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を散

会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時57分

福祉教育常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和7年9月19日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	林 美 幸
委 員	松野 真 弓	委 員	星野 健 二
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	中村 芳 隆	委 員	金子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼福祉 事務所長	板橋 信 行	社会福祉課長	福田 正 樹
社会福祉課長 補 佐	小田 由起子	福祉政策係長	吉村 明 倫
地域福祉係長	井上 芽久美	地域福祉係 副 主 幹	田端 政 昭
障害福祉係長	荻原 直 美	西那須野庁舎 担 当 主 幹	添谷 弘 美
生活福祉課長	高根沢 寿 夫	生活福祉課長 補 佐 兼 生活支援係長	若目田 治 之
保 護 係 長	大森 義 智	保護係副主幹	梅田 千 尋
高齢福祉課長	佐藤 裕 之	高齢福祉課長 補 佐 兼 高齢福祉係長	金山 富美恵
介護管理係長	山田 慎太郎	介護認定係長	君島 栄 三
地域支援係長	平山 隆 美	国保年金課長	江連 宣 仁
国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	横山 純 一	国保年金係長	人見 栄 作
西那須野庁舎 担 当 副 主 幹	江連 真由子	健康増進課長 (黒磯保健セ ンター所長、 西那須野保健 セ ン タ ー 所 長)	亀田 康 博

保健予防係長 阿久津 宏 介

健康増進係 大 島 圭 子
副 主 幹

出席議会議務局職員

書 記 黒 沢 大 輔

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

■予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
- ・議案第61号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

■決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

[生活福祉課]

■予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

■決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[高齢福祉課]

■予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
- ・議案第63号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

■決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

[国保年金課]

■予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
- ・議案第61号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- ・議案第62号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

■決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

[社会福祉課]

■予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

■決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 佐藤委員長 皆さん、おはようございます。
散会前に引き続き、委員会を再開いたします。
ただいまの出席委員は8名です。
それでは、次第により本日の審査に入ります。

◎保健福祉部の審査

- 佐藤委員長 これより、保健福祉部の審査を行います。
初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いします。
○板橋保健福祉部長 (挨拶。)
○佐藤委員長 ありがとうございます。

◎健康増進課の審査

- 佐藤委員長 ただいまから、健康増進課の審査に入ります。
担当課の皆様、お疲れさまです。
健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

- 亀田健康増進課長 (議案第60号について説明。)

- 佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
齊藤委員。

- 齊藤委員 1ページのほうの健康づくり7万円なんですが、国からの補助金ということで事業の推進に充てるというんですけども、この補助率とかその内容をもうちょっと詳細をお聞かせください。

- 佐藤委員長 課長。

- 亀田健康増進課長 まず、補助率ですが、2分の1になります。

内容なんですが、講習会に係る消耗品費、テキスト代とかです。あと、食材費、これは調理実習を行います。また、通信運搬費、郵送代になります。こちらの合計額が14万というところで、補助率2分の1で7万円の交付金となっております。

- 佐藤委員長 齊藤委員。

- 齊藤委員 その14万は課内でそういうのを事業を推進していくための計画を立てて推進をした結果、採択されて頂いたお金という認識でよろしいでしょうか。

- 佐藤委員長 課長。

- 亀田健康増進課長 委員おっしゃるとおりです。

- 佐藤委員長 齊藤委員。

- 齊藤委員 新型コロナウイルスのほうの基金を積み上げるというんですけども、元利的に合計今幾ら残っているか分かりますか。

- 佐藤委員長 係長。

- 阿久津保健予防係長 細かい金額で申し上げますか。

- 齊藤委員 分かれば。

- 阿久津保健予防係長 今回の補正予算のところ

令和7年度期首残高となります。こちらのほうが4億4,902万2,923円が最新の残高となっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第61号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田健康増進課長（議案第61号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星野委員。

○星野委員 この返還金なんですが、実際に何名の方の予算要望で、実績は何名だったのか、教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 交付申請では8,600人で申請しましたが、実績は7,966人になりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第61号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替えて審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更のあった項目や新規事業を中心に御説明してください。それでは、よろしくをお願いします。

課長。

○亀田健康増進課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 133ページ、自殺対策強化事業費（140事業）のその他委託料、メンタルチェックシステムこころの体温計について、詳細を教えてください。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 自分でできるメンタル面のセルフチェックになります。今、どなたでも携帯をお持ちになっているので、QRコードのほう

からアクセスしていただくと、ウェブ上に簡単なアンケートはあるんですけども、日頃の予定が予定どおり行っていますかとかそういうのを答えていくと、ある程度あなたの今のストレス度と周りの環境とかというところがちょっとかわいらしい絵で判定というのが出てくる形になっています。

それが全てではないんですけども、これの主な目的としては、チェックをした後に、相談先へというところのリンクが用意してあります。何か自分で思い悩むところがあるときには、そのリンク先へ、携帯の中からぽつとつながるようにというところでの相談先の案内。

自殺対策の計画を立てたときに、私たちのほうで周知がまだ足りない、自殺対策というところの相談先を皆さん知らないというところが問題になりましたので、その周知の方法の一つとしてこちらを用意させていただいております。

今年度に関しては、市内の高校生と市内の中学生に全員配らせていただいて、周知を図っているところです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ありがとうございます。理解いたしました。

その紙の状態で配布しているだけなのか、その他何らかのホームページに張ってあるとか、常にごく目につくようなものになっているとか、そういったことはやっているのか、伺います。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 ホームページ上に設定しておりますので、那須塩原市 こころの体温計と入れていただければ出てくるような形になっております。あとは、この紙というところになるんですけども、その2点、周知としてはそこぐらいかなとは思っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 そうすると、高校生のところの目に触れるという場合もホームページと配布したときだけ、しかも今現在は目に触れられないというところなのか、伺います。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 自殺の多い夏休み明けというところを見据えて、夏休み前に配らせていただいておりますので、そのときだけというか、そのときから持っただけという点では、この紙が配られたときというところとホームページ上ということになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 分かりました。

続いて、伺います。

175ページの健康づくり推進費（10事業）、健康ポイント事業運営費、このアプリを入れた後の導入後の効果について伺います。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 導入後の効果というところでございますが、まずアプリ方式の前、令和3年から5年の3年間やっていた歩数計を配布しての健康づくり事業やっていたんですが、そのときはやっぱり歩数計を配るという関係上、500人が上限だったというところがあります。

今回このアプリを導入しましたところ、現在登録者数が令和6年度末2,361人まで増えているというところで、まず多くの方に御利用いただけるなという点が大きな効果と考えてございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 前回からアプリを導入した後は増えたというところで理解しました。

続いて、伺います。

172ページ、保健衛生総務費（20事業）、報償費、保健センター診療所管理医師手当2人（黒磯・西那須野）、この2人である理由を教えてください。

ください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら保健センター診療所管理医師手当2名（黒磯・西那須野）となっております。こちらにつきましては、黒磯保健センター及び西那須野保健センター、こちらが診療所として登録をしていることから、各1名ずつ、その診療所を管理する医師、これを登録する必要があります。

現状は、こちら黒磯地区医師会、西那須野地区医師会、それぞれの会長に充て職ということでお願いをさせていただいております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ちょっと私の理解不足ですみません。

保健センター診療所に管理医師が必要であるから、それぞれに充て職があつて、そこにお金が充てられているという理解でよろしいですね。

私、ここが診療所で休日当番の医師なのかと思って聞いてしまったので、ごめんなさい。理解しました。

その下の休日在宅当番医手当61日というこの61日の理由について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら休日在宅当番医手当てとなります。61日とございますが、基本的に休日在宅当番医、これは日曜日及び祝日、そして年末年始こういった日数の中で、休日とは言え、当番医を当てて診療所を開けていただくという期間になっています。

このうち全体でいくと細かい数字で申し訳ございませんが、日曜祝日そして年末年始七十何日あるんですけども、このうち那須塩原地域、那須町と診療所を一緒にしておりまして、那須町のほうでも年間で10日程度開けていただきまして、差引き61日を那須塩原市の診療所、こちらを開けて

いただくことで対応しております。

ということでの61日間、報酬が2万1,000円掛けさせていただいて128万1,000円というのがこちらの歳出予算の決算額となっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 那須町と那須塩原市で休日を分けて、那須塩原市の分を割り当てたということを理解しました。

この日数は限られた休日の中で開けていた手当てというところは理解したところなんです、那須町と那須塩原は1診療所ずつ開けているという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 那須塩原及び那須町で合わせて、例えば日曜日に1か所のイメージです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その状態で現在足りて、休日当番の受皿として不足はないのかを伺います。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 不足はございません。特段の診療所側からとても手が足りていないとかこういったお話は上がってきていないということと、今、両地区で合わせて1か所となった経緯につきましては、診療所サイドのほうから、医師会サイドのほうから医療ソースの観点もございまして、合わせても問題ないのではないかとということから、今に至るという状況になっております。

○林副委員長 理解しました。

私からは以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 177ページの生活習慣病予防対策費で、報償金の中でいわゆる推進相談員、これが増になったということなんです、その増になった理由についてお伺いします。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 高血圧というところがコロナを機会に、少し私たちのほうから呼び出しのところから少し外していたところがありまして、健診を受けられて結果相談をお返ししますよというときに、個別の相談を健診の結果と引換えに行いますよという形で呼び出しをさせていただいているんです。その呼び出しの人数を血圧のところを増やしたものですから、その分、栄養士さんのところを增強させていただきました。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 分かりました。コロナによってということ。

○大島健康増進係副主幹 コロナ前は血圧とか、高脂血症とか本当にいろいろすごく人数を呼び出ししていたんですけども、そのときには集団教育とか感染のところをあまり考慮されていない形での健康教育を行っていましたので、そのときはあまりかからなかったんですけども、今、1対1の御相談というところでやりますので、人数のところ少し必要になってきたということです。

○星野委員 何名増員になったんですか。

○大島健康増進係副主幹 呼ぶ対象者のほうは299人増加しております。その前が大体同数なので、約倍というところでお呼び出しをしているような形になります。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 分かりました。

続きまして、178ページの風しん追加的対策抗体検査ということで、6年度は何名ほど抗体検査に来られたか、分かりますか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 風しんの追加的対策、こちらで抗体検査を実施した件数は287人となっております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 これは年々増えている方向ですか、それとも変わりなし。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 風しんの追加的対策につきましては、対象者が昭和55年からの方なのですが、こちらの対象者の方につきまして、当面の期間、抗体検査と接種を推進をさせていただいていたんですが、令和6年度は最終年度となっていて、こちらのほうも接種勧奨等させていただいた経過もございましたところから、令和6年度については、抗体検査及び接種数については少し増えているという状況がございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 173ページのところでちょっと教えてほしいんですけど、夜間診療と公的病院の受診が上がったから上がったという説明があったんですよね、さっき。

それで、これは診療を受けた後に精算されて決定した額ということでいいんですよね。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらの説明の中で、行政事務組合負担金と、もう一つ、公的病院等支援、こちらは補助金ということでございまして、公的病院等支援補助金についての御質問だと思うんですが、こちらにつきましては、各医療機関の小児、周産期、こういったところの病床数を基に前年度の利用患者数、こちらの3市町合併で支出している補助金ございまして、患者数の配分で金額をはじいているというところで、どうしても割合ではじいておりますので、少し前年度増減というところが出ているものとなっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その割り方は人口割とかそういう計算

ではなくて、那須塩原の人が通ったとかじゃなくて、那須地区で全員通ったところを何かで割っているという解釈なんですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら患者割の考え方につきましては、病院の利用者の中から基本的には那須町、那須塩原市、大田原市、ここをまず分けまして、その他の方々、それぞれのやはり利用実態に即したところで補助金を出していくというところで、那須塩原市利用者数、これの割合で掛けさせていただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

夜間救急診療のほうなんですけれども、昨今、診療を受けたところで多分払っているということだから問題はないと思うんですけども、言い方悪いんですけども、大した状況でもないのにお電話をして病院まで救急車で運ばなきゃならないという話を聞いていたんですけども、そういった事例みたいなというのは報告なしで、たまたま請求されたのを市は払っちゃっているみたいな感じなんですか。それとも、状況はそういう話とかは聞けるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 夜間救急診療、こちらにつきましては、基本的には事務の一時的な部分を広域行政事務組合、こちらのほうで執っております。

基本的にはクレーム、こういったところはもちろんそこに落とされていった中でより具体的なもの、市、町に直結するものについては報告があるところではあります。

現状のところでは何か大きな差し障りがあるという認識はありません。夜間急患ですので、一般の診療が終わった中で時限的ではありますが、駆け込みで入ってくる方、この中にはやはり大小の

方々いらっしゃると思うんですが、適時適切な対応が取れているものと把握しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

先ほど言った医師群の輪番制も結構大変だから下りたいという病院の話も聞いていたりする中で、この夜間診療と休日を併せた中での対応だったらちょっと聞きたかったというだけだったんです。すみません。理解いたしました。

続きまして、174の新型コロナウイルスの接種費なんですけれども、単純に接種された方の人数は聞けるのかな。書いていないよね。その辺は大丈夫でしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら新型コロナウイルスワクチン接種費につきましては、令和5年度まではこちらのほうで特例臨時接種、いわゆる無料での接種費を計上しておりました。

令和6年度に計上させていただいたのは、令和5年度までに実施した事業の残務処理の部分になります。ですので、令和6年度に実際に実施したのは、今度は定期接種のほうに切り替わりまして予防接種費にお金が入っているわけですが、あくまでこちら残務処理ということですので、接種件数、これについての費用というところというよりは、最終的にこのときに払わざるを得なかったものを扶助的委託料等で計上しているにとどまっているものになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。じゃ、予防接種費のほうに飛びます。

今のところだと数は出ていますか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら新型コロナウイルス感染症定期接種に関しての件数でよろしいでしょ

うか。

○齊藤委員 はい。

○阿久津保健予防係長 こちらについては4,475人の接種を行いました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 任意の接種ということなんですけれども、特段、令和6年度からはそういうシステムが変わったよという周知だけで、極端な話、ワクチン接種を勧めているみたいな、そういう啓発に関してはどうだったんですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 流れから申し上げますと、令和5年度は無料の特例臨時接種、令和5年度は定期接種、これが10月から3月において、いわゆる高齢者のインフルエンザの接種のようなものと同じイメージで推進しております。こちらについては、予防接種法上、A類、B類というものがございまして、A類はいわゆる小児接種、努力義務があって接種をするもの、社会防疫を図るものがございます。コロナ、インフルにつきましてはB類というほうに定義されまして、これは個人防疫、個人の重症化のほう、こういったものを目的に行われるものとなっております。

ここにつきましては、こういった観点もございまして、何か大々的にキャンペーンを打って周知をするというよりは、しっかりと医療機関、こういったところにポスター等を配布させていただきまして、接種御希望の方については漏れなく接種をいただける体制を整えるというところで実施をしておりました。

もちろん広報ですとか、広くみるメール、こういったところにつきましては、最低限やらせていただいた上で、目につく場所には情報がある状況にしておいたというのが我々の体制となっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。書いてあったのによく見なかったの、すみません。4,475人、書いてありました。

あともう一個、子宮頸がんワクチンのほうなんですけれども、上は定期接種で、多分2回目から3回目の人は1回目打った後の回数だと思うんですが、任意の接種のところでHPVと書いてあるのが、これが1回目のことなんですかね。

HPVと書いてあって、任意予防接種の状況、表です。ページ179の中段の一番下の表のHPVが4と書いてあるんですけれども、帯状疱疹の下。上と何か違うんですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら任意予防接種の状況の中のHPV、4となっております。こちらにつきましては、HPV感染症に係る予防接種費助成というものがございまして、これは任意予防接種についての助成となるんですが、キャッチアップが始まる前に御自身の費用で接種をされた方、こういった方が一定数いらっしゃいまして、この方については自費で接種をされているので、そこについて費用助成をするという制度がございまして、そちらを利用してのいわゆる償還払いのような形で支出をさせていただいた方々となっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今、条件はどうなっているんですか。年齢的には同じ構成のままですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら少し制度、分かりづらくて申し訳ないんですが、HPVの流れから御説明させていただきますと、HPV、平成25年に定期接種が始まったんですが、そのすぐ後にちょっと健康被害等が多くマスコミ報道等ございまして、そこから長い期間、積極的な接種勧奨が差し

止められた時期というものがございました。

こちらのほうが主流となったのが令和4年度というところで積極的接種勧奨が再開となりまして、令和4年度からこの段階からキャッチアップ接種というものが始まりました。このキャッチアップ接種というのは、積極的接種勧奨を差し控えた時期に対象者であった方につきまして、既に対象からは外れているんですが、接種ができますよという体制を整えたものです。

こちらで問題となってくるのが令和4年度からキャッチアップが始まったんですが、令和3年度までに積極的接種勧奨を差し控えていた時期のために接種対象の時期を外れて、それでも接種をされた方というところは接種されたので、ここについては市のほうで助成をして工面をしましょうと。手続が任意接種の費用助成上、制度化させていただいて実施をさせていただきました。

こちらについてはやはり令和4年度以前に接種をした方ということで、この制度を見聞きした方が申請を上げてくるという状況ですので、年間において多く申請があるものではないのですが、キャッチアップは令和6年度でひとまず終了しておりますので、令和6年度終了の中で、そういった情報を見聞きして申請を上げてきた方が4名いらっしゃったという状況となっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

前は17歳までに終えればゼロというのがあったじゃないですか。その間、キャッチアップかけるまで受けなかった人は当然年齢が上がっていきまいますよね。対象年齢としては打つ年齢制限というのはあるんですか。1回目って。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 なかなか推移が長いもので申し訳ないんですけれども、キャッチアップとい

うところで申し上げますと、平成9年に……

○齊藤委員 後でもいいですよ。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 申し訳ございません、キャッチアップの条件、年齢的な上限の部分につきましては出生年が平成9年の方、令和7年度時点ですと28歳なんです、令和6年度で制度終了ですから、昨年時点までが対象となっていってしまっているということになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

あと2つぐらいなんですけれども、女性のみならず、男性も打てると報道で見たんですが、そういう異性の方で接種されたという報告はあるのか、もし教えられたら聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 HPVワクチン、こちらの男性接種につきましては、依然として定期接種化はしていないものでして、ただ、国の分科会のほうではその制度の承認に向けて議論が進んでいるというところがあります。

市町村の中では、基本的にやはり接種の費用助成が起こったものについては報告があるんですが、それ以外、任意で行われたものについては報告がありませんので、どれくらい打たれたかという情報は入っておりません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございました。

最後なんです、先ほど説明があったとおり、キャッチアップ行くために不安であった時期、平成25年、26年の頃は一旦、体調に異常がある報告が事例が出たので、接種を差し控える、市としては勧めなかった。

今、勧めるようになったんですけども、例え

ば御相談に来たときというのは、市の制度の説明の姿勢としては、受けたほうがいいよという言い方をしているのか、結局は選ぶのはその御家庭、御自身だと思わすんですけども、どういった体制をしてきたのかということをお聞きしたいんですけども、キャッチアップが始まってからですが。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 キャッチアップ制度が始まってからということで申し上げますと、もちろんこちらは積極的接種勧奨が再開となっております。こちら積極的という言葉があるんですが、いわゆる努力義務を再度広く伝えることができる状況となっておりますので、基本的には国の方針としては、接種をしたほうが自身の努力の範囲内にはなりますが、そういうものであると。

HPVももちろん、そのほかの小児の接種同様、社会防疫を図るものとなっておりますので、広く接種をしていく中で社会的にそれを防疫していくというところの観点で、例えばそこに絶対あなた、接種してくださいということはないですけども、こういった言葉の中で接種の勧奨をさせていただいているということになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

あと最後、その他保険料の予防接種事業賠償補償、これは何があったのか、お聞きしたいんですが、32万円。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら178ページの役務費、その他保険料32万円よろしいでしょうか。

○齊藤委員 はい。

○阿久津保健予防係長 こちらにつきましては、予防接種事故賠償補償ということで、例年なんですけれども、予防接種の接種の際に何か事故等があったときにこういった保険で補填をするというた

めの保険料になりまして、実際何か賠償したとかそういったものではなくて、単に事前の保険料という名目になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。だったらそう書いてもらいたいですけれども、この書き方だと何かあったと聞きたくなくなっちゃうので、何とか掛金とか何か、次年度以降はそうしてください。

以上です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 聞き漏れがあったので、続けて聞きます。

172ページの先ほどお伺いした保健衛生総務費（20事業）の休日在宅当番医手当て、現在の状態で不足はないという回答だったかと思うんですけれども、年末年始に関して小児の受皿としては不足はなかったのか、伺います。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 6年度は9連休ということもありまして、インフルエンザが大流行したというところで、実は年末年始だけは物すごい人数で、診療所がパンクしたという状況になってございました。

特に大田原地区なんかは小さい診療所なので、駐車場が30台程度しか入らないもので、交通渋滞引き起こして警察が出るような事態にもなっておりますので、現在、その解消に向けての対応を広域医療部会で検討しているところでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ありがとうございます。

対策をされているということで安心したんですが、受皿としてどうしても小児から成人までいるかと思うんですけれども、小児の受診が断られる場合が多いということ伺ったので、小児を診る体制をどうにかしてもらいたいかなと思って、意見

です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

松野委員。

○松野委員 すみません、175ページの1項2目予防費の健康づくり推進費なんですけど、その中の中段の健康いきいき21プラン普及啓発リーフレットというのはどういったものか、内容を教えていただいてよろしいですか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 健康アプリのCMということで、がん検診のお申込みを各世帯に取るときに同封させていただいているチラシ1枚になります。今年度は健康アプリのCMということでさせていただきました。一昨年度は歯科関係のCMというか、広報ということでさせていただいております。

うちでつくっているプランのほうの中にとって1つずつ順番に毎年、せっかくのがんを受診される年代がいられる世帯、比較的うちの中では一番大きな広報の機会ですので、そこにプランの推進するべきところを毎年載せさせていただいているものになります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そうすると、毎年、リーフレットの内容は変えているということですね。

○大島健康増進係副主幹 変わります。そのときによつてというところもあります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 毎年変えている内容というのは、どのような形で決定しているのでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 プランにのっかって今年決めるというところは課内の会議でありますけれども、あまり偏らないようにとか、今回に至っては新しいアプリというものが出ましたので、そう

いうところを広く勧めていこうというところで決めています。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。

そういったリーフレットを目にして、実際にそういう目にしたものを実践したりとか、そういった効果というものは実際現れているのでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 今年に関してはアプリのCMをさせていただきましたので、1月にがん検診の申込みがかかるんですけども、1月の登録者数がとても増えたという実感はございます。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 すみません、続きまして、次の質問させていただきたいんですが、177ページの1項の予防費で、生活習慣病予防対策費の中の中段よりちょっと下なんですけど、健康診断で集団健診、個別検診で骨粗鬆症、肝炎、歯周病というのがあるんですけど、これは毎回でなくて、節目健診みたいな形で健診ができる年齢というのは決まっているのでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 そのとおりです。骨粗鬆症検診に関しては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性でございます。

あと、肝炎ウイルスに関しては、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳、66歳、71歳という年齢の方が無料で受けられるというだけで、一生のうちに1回は受けられますので、その間の年齢の方も自己負担いただければ、集団のほうで受けられるような体制になっています。

歯周病に関しては、令和6年、新たに20歳、30歳が加わったところではありますけれども、加えて40、50、60、70というところで決められた年齢

の方に受診券を送付して受けていただいているような形になります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 女性に限られている理由というのは。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 骨粗鬆症に関してなので、女性が多いからというところでありまして。やっぱり費用対効果の関係になります。女性のほうが多いし、転んで骨折してしまうというところが女性が多いというところなので、そのようになってございます。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 例えば男性の方で男性は受診できないのかという、そういったことというのは今までにあったのでしょうか。そういった要望というのか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 ないこともないんですけども、御自身で受診していただければ、整形外科のほうで骨密度というものは測れますので、そこが心配だということであれば、整形外科のほうをお勧めするような形になります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そうすると、市の助成でやるのは、あくまでも男性の方に関しては自費で受けていただくという感じで、納得は皆さんいただいているのでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 そのとおりです。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 あと1件ほど、先ほど林副委員長がお話していた「こころの体温計」なんですが、これは私も実際アクセスしてどんなものかやってみたんですけども、どのぐらいの子たちが実際利用しているか、アクセス数というのか、そういったものというのは把握はしていらっしゃるのでしょうか。

うか。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 毎月、委託しているアプリ会社からアクセス数という報告がこちらに来ております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第2号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更のあった項目や新規事業を中心に説明してください。

それでは、よろしくお願いします。

課長。

○亀田健康増進課長 (認定第2号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

○中村委員 恥ずかしながらちょっとお聞きしたいんですが、特定とつくものはどういう健診を指しているのかを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 健康診査の前に特定とつく理由でございますが、こちらはメタボリックシンドロームの予防を主眼とした健康診査の内容になるというところで、国のほうで特定健康診査という定義をしてございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

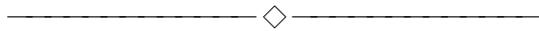
○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第2号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第3号の説明、質疑、討論、
採決

○佐藤委員長 次に、認定第3号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更のあった項目や新規事業を中心に説明してください。お願いします。

課長。

○亀田健康増進課長 (認定第3号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 大変お恥ずかしいんですが、後期高齢者医療特別会計のこの決算については市民全体と

して捉えていいのか。国民保険なので、国保対象とか社会保険対象とかその辺の決算に関しては基本的なことを聞きたいんですけども、いいですか。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 75歳以上の後期高齢者全員が対象となっております。

○齊藤委員 じゃ、保険も切れちゃうということですね、分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この特別会計の原資となるものはどこになるのか、お伺いしたいと思います。原資というか、支払ってもらうものもあるけれども、多分助成というか、補助金等をあてがってやっていると思うんですけども、介護なら介護の特別会計とか基金とかあるのは分かっているんですけども、原資はどうなっているのかなと聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 県の後期高齢者連合から、こちらの審査実績に応じまして交付金、雑入なんです。雑入として歳入しております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 後期高齢者の新しい心電図が増えたというのがあるんですが、後期高齢者になる人口が増えていくということでの人口増に関しての対応として、医療を受けさせる体制としてはしっかりと周知されていたのかどうかをお伺いしたいと思います。パンフレットも含めて、後期高齢者になった方々への医療に関しての健康保持。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 後期高齢者の健診の受診券は全員に郵送しております、対象の年齢の方へ。そこでパンフレットとかを同封しておりますし、

集団で受けるならこちらですよ、個別で受けるのであればこの医療機関ですよということで、全員に今のところお手紙という形で周知しておりますので、高齢者に関しても周知が足りないと言われると、これ以上の周知はないなというところです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 出したことに対しての受診率というのはここで出るんですか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 後期高齢者の健診の受診率、令和6年度34.17となっています。これでも過去5年間最高というところになっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 クーポンはお手紙で行っているけれども、受けに行けないという理由が結構あると思うんですけども、今言ったとおり、後期高齢者デビューした人たちは多分まだ行けると思いますが、元気な先輩もいらっしゃるんですが、そういったところに関して何か分析されていますか。

例えば年代別で来ていない人たちが70代は受けているのに、90になったら急に下がっちゃうとなると理由が分かるんじゃないかと思ったんですけども、そういったものはやられているのかなというのを聞きたかったんです。やっていなければやっていないでいいので。

○佐藤委員長 副主幹。

○大島健康増進係副主幹 後期高齢に関しては、今のところ、どちらかというと健康増進分野ではその手前の人たちの分析に今、手を取られておりまして、すみません、そうならないようにその下の年代の方の分析を進めているところでございます。

○齊藤委員 分かりました。大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

〔「委員長」と言う人あり〕

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 発言の訂正がございます。

先ほど後期高齢者年齢76歳以上と言ってしまったんですが、75歳以上に訂正させてください。

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第3号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

生活福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高根沢生活福祉課長 （議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 今、説明があったシステムの改修自体は、例えば、国の指示でやりなさいというものなのかどうか確認させてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 おっしゃるとおりです、今年の4月24日に厚労省通知のほうでこうい

ったシステムの改修ということで、毎年ではあるんですけども、改修費のほうは市の補正で対応してございます。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二

分科会)を決算審査特別委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

じゃ、お願いします。

課長。

○高根沢生活福祉課長 (認定第1号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 最初、130ページの行旅人の話なんですけど、人数に対してあてがっているという話なんですけど、これ、例えば扶助費に関してのこの人数とかって分かりますか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 令和5年度中が対応した件数が39件であったのが、令和6年度が21件の18件減少しております。

○齊藤委員 39の18。

○大森保護係長 39の21件の18件の減でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これって、極端な話、身寄りがなくて、どなたが市にやっていたらいるのかというの分かりますか。死亡届とか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 警察であったり病院から依頼があって市で火葬するところでございますが、死亡届とかも死亡診断書を頂いて市のほうで対応しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは、基本的には別にその生活の水

準は抜きにして全部対応しているということでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 生活の水準に関わらず、身寄りのない方で連絡がありましたら対応しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 となると、この支出に関しては、そういった例えば生活水準が高い方が身寄りがなくてお亡くなりになった場合のこの支出した分は、市としてはまた歳入として戻せるものなのかどうかちょっと聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 預金であったり現金がある場合は、こちらで対応した費用に充てさせていただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 次が133ページの生活困窮者自立支援事業なんですけど、委託料で学習支援であったり生活困窮の自立支援事業をやっているんですけど、これのその対象みたいな人数は言えそうですか。いっぱいありすぎる。

○若目田生活福祉課長補佐 学習支援と自立支援相談ということで、学習支援のほうは令和5年度が51名で、令和6年度が26名で減ってはいるんですけども、そのような状況になっています。

生活困窮のほうなんですけれども、相談実数としまして、令和5年度が148件で、令和6年度が161件ということになっています。

委託先のほうについては、学習支援のほうがサクスードという事業者と、自立支援相談のほうは社会福祉協議会のほうということになっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 社会福祉協議会に関しては年度当初に委託ということで一括で支給されていると思うんですけども、こういった事業は、例えば指定管

理者みたく別な事業ということで、別計上として
こういうふうに対応しているという解釈でよろし
いですか。委託されているという話なので。支出
に関して。それとも、社会福祉協議会に委託を受
けていて、そこから誰かを呼んでやっている分の
支出なのかどうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 こちらは一般会計から
の支出ということで、こういった事業を社会福祉
協議会のほうに相談業務ということで委託してい
ます。主に人件費、社会福祉協議会の中で生活困
窮担当の職員と相談員、5名いるんですけれども、
そういった方の人件費、あとその他の事務費とい
うことで支払っているような状況でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

さっきの課もそうだったんですけれども、書き
方が分からないので、多分、書いておけば俺聞か
ないかなと思うので、さっきも何か補償と書いて
あったから払ったんですかと言ったら保険で支払
ったと言われて。すみません。

あと、生保は170、これの保護の開始と廃止の
世帯数とあるんですが、却下件数と廃止件数の内
容、例えば生活水準が上がったためというのと、
あと例えば違法をしたので却下するとか、そうい
うのがちょっと分かれば教えてほしいんですけれ
ども。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 却下件数につきましては、新たに
新規に申請された方で保護の該当しなかったとい
う場合に却下になっておりますので、預金が基準
よりも多く持っていたですとか、そういったケー
スが大半を占めるような状況です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それ1年に1回やっているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 保護の申請に基づき、それぞれ調
査をしまして、それに基づき対応している件数で
すので、その都度申請があった、新たに申請があ
ったその都度調査をして、保護開始であったり却
下であったり、そういったものを判断しております
ので。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そのときって、すごい負担をかけてや
っていると思うんですけども、その資産等とか
というのはくまなく見ている、本人が理解してい
なかつた物件が登場したりとか、そういったもの
が例えばその申請した後に出てきちゃった場合と
かを気づくことができるのかどうかというのをち
よっと含めたかったんですけれども、そういうの
は大丈夫ですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 申請時であったり、原則14日以内
に開始または却下の判断を下すことになっており
まして、最長30日までは延長できるんですが、大
半が14日までに判断しておりまして、それまでに
預貯金であったり資産の調査が終わらなかった場
合には、現状、その時点で保護を要する状態であ
れば保護を開始しております。ですので、その後
に発見されたものにつきましては、金銭、預貯金
とか、あとは保険の解約返戻金とか多額のもの
が発見された場合には返還になったり、返還した上
で保護廃止になる可能性もございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、廃止のほうはどうでしょうか。
廃止件数。これは例えばお亡くなりになったとか
そういうことだとは思いますが、内容を
ちょっと教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○高根沢生活福祉課長 令和5年度ですと、死亡に

よる廃止が62件、県外、市外等の転出が14件、また、収入増によるものが9件が主な理由となっております。そのほかにもありますが、主なものはその3点。

失礼しました。今申し上げたのは令和5年度でしたので、6年度の数字を改めて申し上げます。死亡によるものが53件、他市等転出が15件、収入の増によるものが9件となっております。失礼しました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 先ほども言ったんですけれども、それを、調査は一番最初にやると言っていたんですけれども、頑張っているいろいろ相談して働きだして、結果として収入がという、そのチェックはいつやっているんですかと聞いたかったんですが。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 働き始めて収入がある世帯といいますか、方については、毎月、収入申告書というものを提出をさせていただいておまして、それに基つきまして、要否判定といたしまして、保護を要するか要さないかというのを判断しておまして、経常的に保護を要しなくなった場合であっても、一旦、保護停止という形で、急に廃止にするのではなく停止で3か月程度様子を見て、その後も保護を要さない状態であると判断した場合には、その時点で、3か月程度見た上で廃止といった対応を取っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その働いているという認識自体は、本人を信用するというでしかはかれないのか。

○佐藤委員長 副主幹。

○梅田保護係副主幹 基本的には本人の収入申告以外に、年1回、課税調査という税務の調査を行うことと、あと本人に対して収入資産報告書という1年間の報告を義務づけておまして、それで報告

を受けて、その結果足りないものとか、申請したときの預金の口座の状況とかを確認して、本人の申出から足りないものがあつた場合は各ケースワーカーが個別に金融機関調査とかを行っているので、年1回の裏づけ調査というのを実施しているような形になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは義務でやっているということですか。相手には絶対出してもらおうという。

○梅田保護係副主幹 出してもらいます。義務です。

○齊藤委員 じゃ、大丈夫です。すみません、聞くだけになっちゃった。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 133ページ、生活困窮者自立支援事業費、15001事業の中で、その他償還金を返したところで、さっき説明があつたんですが、ちょっと私の理解不足なので、もう一度、この2つの返還金についてももう一度教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 こちら、まず上段のほうの生活困窮者就労準備支援事業費補助金のほうですね。こちらは令和5年度にのほうに当初申請するわけなんですけれども、実際、6年度になって精算した場合に、過不足があつたりとか、少なかつたり多かつたりとかということで、その精算によって返還するものになります。

こちらについては、主な内容としましては就労準備支援といったものがあるんですけれども、こちらが社協のほうに委託した人件費とかになるんですけれども、こちらが当初見込んでいた人数よりも少なかつたというのと、ちょっと人が集まらなかつたというところがありまして、それによって171万4,000円ほど多くなつてしまったので、そ

の分を国に返還したということになります。

そのほかにも学習支援事業なんかも、入札差によって、実際よりも、申請した額よりもかからなかったということで、その分を返還しているような形になります。

もう一つのほうの生活困窮者自立相談支援の返還金のほうについても、こちらも先ほどと同じように令和5年度に申請したものが多かったために国に返還するというものになりまして、こちらは障害者就労支援ということで、こちらは市のほうに、課内のほうに4名の相談支援員さんがいるんですけども、5年度のほうは4人いたわけではなくて、1人減とかような形になったためにその人件費が少なくなったことによって、約100万円弱のほうを返すということになりました。

あとは、住居確保給付金ということで、生活困窮者の中で住居を失うおそれのある方に3か月分の家賃を支給する事業になっているんですけども、その当初予定していた件数よりも少なかったということで、70万円ほど超過したために返還するといったような内容になっております。

○佐藤委員長 林委員。

○林副委員長 理解できました。

その準備していた予算よりも執行された分が少なかったんで、その差額をお返ししたというところで理解をしたところなんですけど、では、なぜに準備していたものが使われなかったのか、それは必要なかったのか、対象者がいなかったのかを伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 対象者ということで、例えば住居確保給付金なんかは、令和4年度のほうは結構人数が多かったということで、それを見込んで予算を組んで申請するわけなんですけれども、実際にはそこまでいかなかったということで、

見込みがちょっと甘かったといえればそれまでなんですけれども、それもちょっと読めないところがありまして、実際見込んでいたよりも申請する方が少なかったということで、その分を返したような形になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、これらの制度に対して、制度にたどり着かない人などはないのかを伺います。こういった制度があるのに対して、活用することができない、氷山の一角の下に埋もれている層はないのかを伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 こちらは福祉部局全体で誰一人取り残さないということでやっているのもありまして、うちのほうでは社会福祉協議会のほうでこの相談業務をやっているんですけど、先ほどのこの自立相談支援の中で来た場合にはそういったところへつないだりとか、あとは、やはり高齢のほうの地域包括支援センターとかほかの団体とかのほうから情報も、あとは地域のほうから持ちながら、なるべく取り残さないような形でやっているような状況でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 聞き漏らしがあつてごめんない。

相談支援員が1人減になったというところですが、これは必要ないから減にしたのか、それとも何らかの理由で1人足りなかったのかを伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 こちらは減にしたわけじゃなくて、ちょっと仕事がちょっと続けられなくなったということで、ちょっと自己都合で辞めたというところで、その期間空いてしまったということは、ちょっと足りないところが、募集したんですけども、その時期に募集の方が来なかつ

たということで、ちょっと相談支援員さんの空白の期間が生まれてしまったので、こういった減額になったということです。

- 佐藤委員長 林副委員長。
- 林副委員長 じゃ、現在は足りている。これ。
- 佐藤委員長 課長補佐。
- 若目田生活福祉課長補佐 今、4名ということで、人数足りているというか、うちのほうで要望している人数のほうで相談のほうをさせてもらっているような状況です。
- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星野委員。
- 星野委員 すみません、130ページのさっきの
行旅人ですが、令和6年度は21人でしたっけ。
21人ですよ。これは全て火葬されたということか。
- 佐藤委員長 係長。
- 大森保護係長 全て火葬した人数でございます。
- 佐藤委員長 星野委員。
- 星野委員 中には献体というあれもありますよね。
献体のほうにということ。過去において、那須塩原市ではそういう例はあったのかどうかお伺いします。
- 佐藤委員長 係長。
- 大森保護係長 生活保護を受給されている方で献体登録されている方がいらっやいまして、お亡くなりになった場合に、そういった献体ということで病院のほうに運ばれるという方もいらっやいますが、その件数は特に含んでおりません。
- 佐藤委員長 星野委員。
- 星野委員 そうすると、本人がそういった献体を希望するという、分かるようになっていればいいと思うんですけども、普通考えるとなかなか分からないのがどちらかというと現状かなと思うんですが、そういう場合って、例えば仮に大学病院

のほうからそういう要請が仮にあった場合とかというのはどちらのほうにいくんですか。

- 佐藤委員長 係長。
- 大森保護係長 献体の場合は基本的に事前登録が必要になっておりますので、お亡くなりになった後に献体というような手続というのが難しいような状況ですので、そういった事例はございません。
- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。
認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 異議がないものと認めます。
よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。
生活福祉課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時02分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、高齢福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

高齢福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤高齢福祉課長 （議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星野委員。

○星野委員 すみません、8ページの高齢者自立対策の生活支援の中で、配食サービスということで、1食当たりが値上げとなったので、1食当たり幾らの値上げと何食分なのか、この6万8,000円の積算根拠をお伺いいたします。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 50円の値上げになってお

ります。月2,024食になりますので、その6か月分という形で計上をさせていただいております。ですので、そのような算出根拠になりまして、1食当たり現在850円ですので、850円の内訳のところ、主に食料費、お野菜とかキャベツとか、そういったものの値上げの部分と、人件費、最低賃金の値上げの部分とガソリン代ですね、燃料費という部分を換算しまして、50円相当の値上げ分という形で850円に50円を加算させていただいて、1食900円という積算の根拠になっております。ですので、6か月分ということになりますので、ほぼ2,000食、一月2,000食になりますので、10月1日からの配食を値上げするという形になって、2,000食掛ける6か月という形になりますので、1万2,000食という形になっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 4ページ、繰入金のところなんですけれども、先ほどの説明ですと一般会計からという言葉があったんですけれども、間違いはないですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員 このシステム的な話なんですけれども、一般会計を繰り入れなければいけない理由。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 こちらにつきましては、介護保険の特別会計に対します一般会計からの繰入金という形になっております。こちらの件につきましては、介護保険制度に基づきまして、それぞれ介護保険の事業につきましては負担割合というのが決まっております、こちらの内訳というところでございますと、介護給付費という介護保険のサービスの提供の事業費ですとか、あとは事務費ですね、それと国から補助金もらったものとかにつきましても、一度、一般会計の中に歳入を受けた上で、こちらのほうで受けた上で一般会計に繰り

出しているという形になります。

それぞれの事業負担の負担の比率に合わせまして市の負担額というのが決まっておりますので、そちらの金額につきまして、そちらのほうを繰入れしたものににつきまして使わなかったものですね、令和6年度の事業費の決算に伴いまして、償還という形で繰入れをしているような形になります。

以上です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 大体流れは分かるんですけども、介護には財政調整基金あるじゃないですか。その兼ね合いと一般会計の繰入れのその関係はどういうふうに捉えたらいいですか。要は、自走はできないんですか。一般会計を入れなきゃできないのかどうか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 財政調整基金に関しましては、使い切らなかったその介護保険の特別会計の決算剰余金のほうを積立てをするような形になっております。基金条例のほうがございまして、その条例の中で使える用途というものが決まっております、使えるものに関しましてが介護給付費、それと地域支援事業費と申しまして、介護サービスの提供に必要な金額で不足が生じたときだけこちらのほうを使うような形を取っているような形になっております。

です。単年度の会計の中で、それぞれの国、県、市、それと介護保険料として被保険者の方が支払う保険料の中から支払うべきその負担割合というのが決まっておりますので、その金額に合わせてこちらのほう、歳入、繰入れ、繰出しの処理をしているような形になりますので、不足が生じたときだけ、そちらの先ほどお話あった財政調整基金につきましては活用するよう形になりますので、御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 今、説明したとおりなんですけれども、法定負担分として、一般の給付費だったり事業だったり、国、県、市の負担があって、大きいところでいえば、その市の負担分が補正されていると。あとは、事務費、あとそういった国庫補助事業というのに対してそれも法定されている中で、市の持ち分であったり、そういうのが全て決まっている中で、財政調整基金の積立て自体は今、係長のほうから申しましたとおり、保険給付費であっても保険事業費であってもやっぱり用途というのが決まっています、だから、事務費にそれを使っていいよとかそういう性質のものではないということでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 要は、国からもらうその事務局的な窓口の予算は一般会計で行くことという考えで持たばいいということですよ、そうすると。だから、法的にきたお金は全て一旦、一般会計に入り、それをこちに繰り入れて使って、消化した分の余りがもう一回繰り出して返ってくるということでいいですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 すみません、今の内容で、すみません、私のほうでちょっと説明のほう少し間違っているところがありまして、理解不足です。

介護保険の中で、直接特別会計のほうに国・県、それと介護保険料分として入ってくる、介護保険の1号被保険者の方の保険料が入ってきて、歳入として入ってくる分がありまして、それとは別にこちら一般会計の歳入の部分の介護保険特別会計の繰入金に関しましては、市が負担すべき負担分について、介護保険というのは2か年で一応精算するという一応ルールになっていまして、要は今、令和7年度ですけれども、令和7年度の事業費に

ついてお金の不足が生じてはまずいので、ある程度の金額の見込みを立てた上で国とか県、市に対しまして歳入の金額を先にもらうだけもらってしまおうんです。

そちらのほうの決算をした上で、今回の部分につきましては令和6年度の決算ができましたが、完了しましたので、それに伴って、これはごめんなさい、これは6年度の話なので令和5年度ですね、5年度の決算に伴って市からもらい過ぎていた金額についてを、要は特別会計のほうから戻ってきた金額という形で御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何となく、2年で先に入れておいて、使い終わった分を返しているという話なんですけれども、さっき、それはその構造上分かったんですけれども、根本的にはじゃ一般会計からも支出をしているという解釈でいいということですね。40歳過ぎたらたしか1号だけ、で払っているんですけれども、税金で行くと全体の応分の負担だから年齢が関係ない人も公費として入ってしまっているという解釈があったので、その該当とする受益者的な部分で勘案すると入っているんですかという、それを聞きたかっただけなんですけれども、入っているとされても仕方ないということで、一般会計を使っている以上はということですね。了解いたしました。

これ実際は、どのぐらい見込みが合っていたかというのは分かりますか。例えば8,000万円も返すので、随分多くもらっていたことになるんじゃないのかということになると思うんですけれども。例年こんなものですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 資料を確認するお時間をいただいてよろしいですか。

○齊藤委員 無理しなくてもいいので、後で教えてくれれば大丈夫です。すみません、後で大丈夫です。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第63号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第63号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○佐藤高齢福祉課長（議案第63号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 25ページ、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援事業費、第1号訪問事業、1001事業、負担金の訪問型サービスB、訪問型サービスDのこの金額は、何件に対する金額でしたか。聞き漏らしていたらすみません。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらにつきましては、サービスB、サービスDそれぞれ1件ずつを計上してございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

その下の通所の2001事業の通所型サービスBは何件なのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 通所型サービスBにつきましては、2件を計上しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ありがとうございます。

これらは、追加の補正なので追加としての予算が措置されたという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらにつきましては、当初の差額分の補正かけたという形になります。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第63号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。よろしくをお願いします。

課長。

○佐藤高齢福祉課長 (認定第1号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松野委員。

○松野委員 すみません、170ページの1項2目高齢者福祉費の高齢者福祉総務費で、高齢者デジタル教室というのを新しく始めたとお伺いしたんですが、新しくそういった取組を始めた理由と、実際そのデジタル教室というのはどういったことをやっているのかと詳細を教えてくださいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 デジタル教室は、基礎編と応用編という2つのコースがありまして、1コース3回という形で実施をしております。1コース20名の高齢者の方を集めまして、電源の入れ方。

〔「それはスマホとかですか」と言う人あり〕

○金山高齢福祉課長補佐 スマホです。スマホで電源の入れ方、そして文字を入れてメールの送り方、そういう基本的なところと、もう一つ応用というのは、その基本を卒業された方、そのところはもうできている方がSNSですか、そういったものを利用するという形で、あとはスマホから情報を得る、ネットにつないで情報を得るというようなそういう形が応用編という形で実施をしました。

初めは、今、全てが電子という中で、高齢者の方もそのデジタルの中の施策の中に遅れては

まずいというところで企画をした事業なんですけれども、そういった中で全体では延べ383名の方が参加してくれまして、基本編のほうは5か所で実施して15回実施をしておりますけれども、ほぼほぼ20名の定員は全て埋められたという形になっていますので、ニーズが高いもので、そういった目的で実施をしたものです。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 基本編とその応用編で、まずはスマホとかの基本的な使い方、そこから今度応用編としてSNSの利用の仕方とかそういったことを教室でそういったものを開いているということなんですが、例えば今、その高齢者がネット詐欺に遭ったりということとかあると思うんですが、そういったこととかも盛り込んでいるのか、この内容には。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 基本、スマホの使い方という形で、ネット詐欺とかというのは、ちょっとそこにはまだ触れていないような内容になっています。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。

実際に、やはり今、高齢者の方でもスマホを使う方多いと思うので、こういったものというのはすごく確かにニーズが高いと思うんですが、実際に受講された方が、例えばすごくスマホを使いやすくなったとか、いろんなSNSを活用できるようになったという効果というのはどのぐらい出ているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 事業実施した後、アンケートを取っておりますけれども、基礎編なんかですと1回20名につき5人の補助者が入っている形になりますので、丁寧でとても分かりやすかった

という方がいる反面、やはり参加している人には個人差がありまして、ちょっと自分には難しかった、そういった内容もありますので、やはり高齢者20人を集めて同じ教室の内容をやるというのは、少し属性からいうとちょっと難しいところもあったのかなとは思いますが、基礎編の中ではおおむね丁寧で優しく教えてくれてよかったというのが、アンケートとしては得られている声です。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ちなみに、このデジタル教室というのはどういったところに委託をお願いしているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 すみません、後で確認してお答えします。

○佐藤委員長 じゃ、後ほどでよろしいですか。

○松野委員 大丈夫です。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 今、このデジタル教室が119万5,000円ということなんです、これは例えばその委託先の講師料なのか、そのほかに何かかかっている費用があるのか、内訳がもし分かりましたら。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 全て委託になっております。それですので、機械、スマホを持っていない方、アンドロイドと種類があるかと思うんですけども、それを含めて、あとは講師料から、あと委託先から3名来ていただいておりますので、講師1名に補助者が3名という形で4名おりますので、その値段全てを含めた委託料の全額という形になります。

○松野委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 141ページ、3款民生費、1項1目

高齢者福祉費の高齢者生きがいと健康づくり支援費、40事業の中で補助金、単位老人クラブについて、単位老人クラブについて教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 単位老人クラブの説明でよろしいですか。

老人クラブというのは、老人クラブ連合会というものがあまして、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区をまとめた1つの老人クラブ連合会というのが1つあります。その中の会員として登録をされた方が地元の、自分の地元に戻って老人クラブというものを組織をして活動するというのが単位老人クラブという考え方になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この住民が主体的に運営をされている単位の老人クラブという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 基本は、老人クラブ連合会という市の大きな老人クラブの中に会員を登録をしている方が地域に行って、それぞれの単位の老人クラブを組織して活動するという流れになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、それらの単位老人クラブに、この補助金として2,100万、この金額はどのように割り当てられているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 1単位老人クラブ当たり年額5万円の補助になります。ですので、その5万円の補助と単位老人クラブの数を掛けた額がその総額になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 そうしたら、この単位老人クラブはあくまでその連合会の中に属している人が自分たちの地域に帰って組織構成されているとなると、

地域の格差というのはやっぱりその属性というか、頑張れる人がいる地域は老人クラブが活発であり、リーダーとしてない地域には緩やかである、その格差などはあるのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 格差というか、だんだん老人クラブに所属をしない方も増えてきていますので、皆さんが属するというわけではないので、ない地区もありますし、活発に活動している地区もあるということなので、その辺はやっぱり地区の差はあるのかもしれない。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

144ページ、1項6目高齢者福祉費の総合相談事業費、150事業の地域包括支援センター総合相談の総合相談されている内容などを、高齢者に特化しているのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらのにつきましては、地域医療介護関係者とのネットワークの構築をするとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、あとは必要な支援等を広く把握しまして、相談等を受けて、地域における保護医療、あとは福祉サービス等の関係機関及び制度の利用につなげる支援のほうを行うという事業になります。

大きく分けて3つがありまして、1つ目がまず総合相談支援事業であります。2つ目が地域におけるネットワークの構築、3つ目が実態把握というふうになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 そうしましたら、今、相談の内容が3つに分かれているというのを伺ったんですが、3つ目の実態把握の中から見えてくる、今回はこれ高齢者の予算が充てられて高齢者の枠での枠、仕組みだと思うんですが、家族の背景などで見え

てきた課題などは、この地域のネットワークを通して課題解決ができるような相談体制なのかを伺います。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらのほうで得られたデータにつきましては、こちらにつきましては地域住民助け合い事業、そちらのほうで各公民館ごとに支援員がおりまして、それぞれが地域の管理を行っているんですけれども、こちらのほうに包括支援センターの職員も参加しまして、地域のそういった課題について情報提供をして共有をされていることになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、その地域包括、地域住民助け合い事業のほうにつながっていて、地域のネットワークに連携していくというのは分かったんですが、今度庁内の中でいうと、重層的支援体制のほうにも連携されていくのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 そちらのほうで、そうですね、特に課題の多い家庭とかそういったところにつきましては重層の会議のほうにかけまして、実際には複数の課が取り組んで作業をしているという状況になります。

○林副委員長 理解しました。以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、先ほど林委員も聞いていたんですけれども、高齢者生きがいと健康づくり支援で、補佐のほうから入っていないところも活動しているという話あったんですけれども、これ老人クラブに入っていないと渡せないお金という解釈でいいんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 単位老人クラブへの補助

金は、老人クラブに登録をされている会員が活動する部分ですので、入っていない方の老人クラブの活動はない、単位老人クラブの活動の中の構成員は全て市の老人クラブのほうに加入をしている人で構成されているという形になります。

○齊藤委員 単位老人クラブが42あって、42じゃ多分、市内では42なわけないですよという話。

○金山高齢福祉課長補佐 42団体が活動しているという形。

○齊藤委員 という補助金ですよ。となると、入っていない、いいんです、その単位で行くと自治会数なんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 基本、自治会の中で活動しているところが多いと思いますが、ないところもあります。なので、現存しているのが42。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 ないところはたくさんあって、自治会数のほうが圧倒的にあるので、全部連合会とありましたけれども、その地区、本当にやっぱりやる気のあるところだったり、全然やる気のないところだったりもまちまちで、これは本当にもう温度差もかなりありますし、任意です。

だから、似たような活動をしているところがあったりしても、はっきり言ってその組織に属したり補助金申請とか、あと社協のほうのそういったのがなければ勝手にやっている、市のほうの認識としては、それは分かり得ない部分。市が分かっている補助金を出しているのが先ほど言った登録数、団体数というところでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 まだ聞いていないうちにいっぱい来ちゃったんですけども、そこを言うのに、基本的に自治会で組織できる単位老人クラブというものでいくと、組織できない、黒磯地区は最小人数、

塩原も5人とかの自治会があるので、自治会数で行くと216ある中のたった42と考えると、そのクラブへの補助金に対しての公平感とか平等感をどう考えてこれを出しているのかなというのをちょっと聞いたかったんですけども。

決してやめろというわけじゃない、そんなこと言ったら大変なことになっちゃいますから。どう思いますかという。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 基本、老人クラブ連合会に属する方たちが地域に行き、単位の老人クラブの中で1つの地域の中での活動という形で、老人クラブは地域のボランティアという形で花壇の掃除をしたり、神社の掃除をしたりという形で、そういった部分も大事な部分がありますので、そういったところをきちんと活動されているクラブに対して市から5万円、年額5万円なんですけれども、そういった部分でお支払をして活動を支援していくという意味では、一定の後押しはできているのかなと思っています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 理解しました。

ただ、何でしたっけ、西那須野地区だとねんりんピックがあって、その老ク連に入っていない人も参加できる任意のチームがありますよね。そういったところにはどうにかしてこういうものが出せなかったのかな。要はやる気がある人たちいるけれども、老ク連が立ち上げられないがために5万円もらえないということなので、そういうことは考えられなかったのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 実は、別の形で運動会等のスポーツフェスティバルに関しましては、市のほうから補助金という形でお渡しをしていますの

で、別の形で補助はさせていただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは、老人クラブに入っている人は今度逆にもらえないということですか、じゃ。ダブルでもらえちゃうんですか。漏れなくもらえちゃうのか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○齊藤委員 割りばしですか。そうですか。分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そこはもらえるものはいいと思うのでいいんですけれども。

じゃ、今ので理解したんですけれども、逆に生きがいサロン、生きがいサロンはここ同じ、ここでいいですね。生きがいサロンなんですけど、これこそがまた今度公民館単位になっていくと思うので小さいんですけれども、これの登録数の変遷というのはどうですか、増えていますか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 生きがいサロンの団体数は55団体で、昨年も55団体です、令和5年度も55団体ですので、団体数としては変わりはありません。

ただ、そこに利用人数というものがありますけれども、そちらのほうは60名ほど増えているという形にはなります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これも同じような定義なんですけれども、誰かやる気がある人がいて集合体がつくれれば区切らなくても、さっき林委員が言ったようにコミュニティ単位でもやる気がある人たちが組織して認められるようにしていけば、もうちょっと利用者を増やせると思ったんですけれども、その利用促進はどんな感じだったのか。ただあるよというだけで6年度もすらっとやってきたんだか、

使ってみなと例えば社協の方と組んで言ったとか、そういうのというのはどういう取組をしてきたのかなと。使ってほしくていっているんですよ、これは。どんな取組をしてきたかちょっと聞きたいんですけれども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 生きがいサロンに関しましては、補助金をつけるのは10名以上とか補助金の決まりはあるんですけれども、この生きがいサロン、今補助金を出しているのは55団体というふうにお話しをしましたけれども、ほかにも少数ですけれども自分たちで集まって好きなことをやっている団体というのはたくさんあるんです。

なので、ここには55団体という形で、市の補助金の要綱、項目を達すれば補助金がもらえますけれども、それ以外のところは多々あるかと思っています。生きがいサロンとして補助金を出している部分は55団体なんですけれども。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、この1,960万円は、年間3万円、1年間3万円だっけ、1回3万円だっけ、1回だ。じゃお願いします。詳細を聞きます。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 1月3万円の12か月の36万円になります。

○齊藤委員 36万、36掛ける55でいいんですね。

○金山高齢福祉課長補佐 はい。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すごいリッチで羨ましいんですけれども、それはちょっと余計なんですけど、何というか、立ち上げられればこれだけの活動ができるということに関して、言ったとおりなので、もうちょっと増えるべきなんじゃないかと思っていたんですけれども、自治会抜けていく人の定義も、もうや

る、仕事を追われたくもないし疲れちゃったから抜けちゃうというので、その相関的にこういうクラブ活動が、老ク連とはまた違って、ボランティアじゃなくて好きなことやろうという目的が、使命感がないものがあつたらもっと増えるべきなんですけれども、その辺の兼ね合いは、やっぱり説明あつたみたいに、何というのかな、全体につながるの難しいと思うんですけれども、そういうのというのはやっぱり自治会長とかそういうのに話を振ったりはやっぱりしている、していたんですか。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 6年度でどういったPRというかというところで、特段何かを強化してというところは実際にはなかったかなと思うんですけれども、今回の一般質問の答弁とかいったときも部長のほうからさせてもらったりはあるんです。

これ市のほうとしては推進する、大々的にしていく事業かなというところもあるので、7年度なんかは社協のほうに、より地域に根差したというか関係の深い社協なんかには、その生きがいサロンのほうも事務というか、PR等を含めたそういった地域への取組というところも委託内容に含めてというようなところもして、強化これから図っていききたいかなというところになりまして。

そうなんです、今、委員がおっしゃったように、そういうのを知っていてやればというのが新たにどんどんできれば、それは我々としても介護予防であったり、非常に素晴らしいことだと思っ

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

すみません、長くなっちゃって。あとちょっともうちょっとあるんですけれども。

これは予算というのは、基本的に今これ出たと

こ勝負じゃないですか。本当にあと100団体とか増えちゃったらすごいお金になっちゃいますよね。何か限度額みたいなのは持っているやっていたんですか。それともこれは毎年出たとこだけだったんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 限度額は設定しておりません。

ただ、この補助金に関しましては、40人に満たないとか活動人数に満たない場合、または40人を超えてしまった場合とって加算、減算もあるような補助金になっていますので、一応上限は設定はしておりません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、本当のあれで、本当の上限です。3億円になっても出し続けるのかというほうの上限ですよ。今のその上限じゃなくて、なので今ないということ

で理解したんですけれども。例えば、今はこれ35団体でもう既に1,900万使っている

ので、36万円掛ける、だから55で1,900万。だから100になると3,800万。

○中村委員 結構増えそう

○齊藤委員 増えない

じゃ、ちょっと今もうそこ終わりにします。

タクシー券なんですけれども、2,765件と、これ交付と書いてあるんですけれども、これは1人5,000円の券でしたよね。5,000円だっけ、1万円だっけ、3万5,000円ですか。

これ、2,765件という書き方をしているんですけれども、詳細の、もうちょっとこれ聞いていいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 2,765人の方に配布をしております。

○齊藤委員 やっぱり人でいいんですね。

○金山高齢福祉課長補佐 そして、500円券が70枚つづられて3万5,000円分を配布しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 エリア的なあれは、今タクシー会社が多分チケットを持っていくから、使っている地域がある程度見られていたとは思うんですけども、やっぱり町なかが多かったとかわかりますか、把握していますか。できればどこが、使い方が多かったという。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 基本、タクシー券上限5,000円でお支払ができる形になりますので、この地区がというよりも、遠ければ5,000円以上かかってしまうので、そして7回乗ると3万5,000円はすぐなくなってしまうので、満額使っているところもしくは高額になっているところは、やはり高林地区であったり塩原地区という遠いところは比較的高い金額で使われていて、町なかのところはそれほど1回の金額を要しないので多数使われているというふうには把握はしております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今、ゆータクとかが始まってきて、ドア・ツー・ドアのデマンドチックなのが始まってきたんですけども、このタクシー券使える人というのは本当にその家族構成で分けられちゃうので、外出を目的とするタクシー券でありながら、利用価値はその家族構成によって昼間働いているから家族がいても借りられる人と、本当に2人で暮らしているところしかもらえないという、これもその平等性の観点から、ゆータクも使いながらこれをやっていくのに当たって、この利用者数的なもの、予算とこの決算に関してはどのような感じが、何というのか、自分たちの所見というか、この6,000万円使われていることがすごく外出支

援に役に立っているのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 タクシー券の主な利用の目的は、通院というふうにアンケートでは出ております。ですので、通院にタクシー券を利用して、あとは近場のお買物であったりという形になりますので、通院に、通院目的でタクシーを使っているという形であれば、一定の効果はあるのかなというふうに考えています。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 公平性というところだったりするところかというと、やっぱり先ほど委員おっしゃったように家族構成だったり何だりでということころがあって、一応我々の設定としては本当に昼間家族もいなくて免許もなくてとかでという利用しがたい人に特化するような形で、本当に必要としている人、無限に誰にでもやるというふうじゃなくて、そうなるとう6,000万円じゃそれこそできない話になるので、必要最低限、必要な人に必要な形で、そういった意味合いから公平性というか、保てるんじゃないかなと、そういう認識でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

それで、これ当初に全部しゃべっちゃったからあれですけども、タクシー券自体は今交付される方がその方である証明というものは確認しているんでしょうか。転売という、貸しちゃうという、あげちゃうという、そういうのができないような形になっているんでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 タクシー券を利用できる利用者の証明書のものは必ずお渡しをして、それとタクシー券を併せてお支払いを、券を使うと

いう形になっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ちょっと重箱になっちゃうですけども、お友達同士で先になくなっちゃったから、僕使わないからいいやというのでも使えちゃうということですね、じゃ。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 現実的にどうかというところ。良心に。

○齊藤委員 そうですね、そうでないことを祈ります。分かりました。

あと最後になるんですけども、今度敬老事業です。敬老事業も、自治会に加入している人にあげるお金と、違う、自治会全員の高齢者に一旦お金をあげつつ、終わったら入っていない人の分をたしか返すというシステムだったですよ、敬老祝い金のお金の方法というのは。違ったっけ。自治会入っていない人の分というのは計算して返してもらったっけ。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 敬老事業の補助は……

○齊藤委員 補助じゃない。2,000円のほう。

○金山高齢福祉課長補佐 2,000円ですよ。

○齊藤委員 そう。それが2,000円の補助だっけ。

○金山高齢福祉課長補佐 敬老事業の補助金なんですけれども、それは一応地区ごとに、住所ごとに名簿を出させていただいて、その中で自治会さんが敬老事業に招待をした方ですので、基本自治会に入っている方を招待するという形を取るか、もしくは自治会に入っていない方にも招待をされれば、招待者という形で入っていない方にも2,000円は渡しています。

○齊藤委員 じゃ、分かりました。ごめんなさい、なしです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 タクシー券のことで、今出たのであれなんですけれども、今500円というあれですけども、前は100円があったんですか。ない。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 ありません。

○金子委員 ありません。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 どうして100円券がないのかというふうに言われて、言う人がいるので、前はあったのかなと思っていたら、前はあってなくなって、それで不便ではないと言われたんですけども、じゃなかったんだね。それつくらない理由は何ですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 500円以上かかった場合に500円の補助という形で使っていただくという形で500円の制度になっておりますので、500円以下の金額の金券はつくっていません。

○佐藤委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

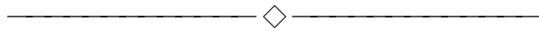
○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第4号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があったものまたは新規事業を中心に説明してください。

課長。

○佐藤高齢福祉課長 (認定第4号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 407ページの3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業、一般介護予防事業、1001事業で、委託料、その他委託料、電力メーターとA Iによるフレイル対策事業の対象者数と効果について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらにつきましては、契約

が令和6年度の9月17日に契約のほうを行いまして、実際に6年度中に登録した件数が67件ございます。そのうち、フレイルリスクの検出された件数が2件となっております。こちらのほうにつきましてはは保健師等で確認したところ、特に一時的なものであって、その後回復したということで報告されております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 67件登録中、フレイルと判断された方が2件で、そういった場合は保健師が訪問をするということですね。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 じゃ、その今の質問したものの委託はどこに委託をされているのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらにつきましては、中部電力株式会社のほうに委託のほうを行っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、介護認定調査のところでは

今年度、前年度は3,995件できたということで、随分いろいろと変えてきてくださって頑張っていると思うんですけども、総体的な所見的是はどうなんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 所見といいますと、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○齊藤委員 だから、頑張りましたとか、もっとできたんじゃないとか、そういうことです。率直にそういうことです。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 一言で申し上げますと、そのときのリソースを最大限發揮して頑張りましたと

いうことでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、主治医、要は全ての要素が重なって初めて調査の結果が出るので、市役所だけが頑張っても早くならないというのを僕もいろいろ学ばせてもらって分かっているんですけども、医師との連携というところが多分最高の最後のとりでになるのか、調査員のお話もそうですけれども。

渡して医師から返ってくる意見書のスピードが鍵だと思うんですけども、そこで結構引っかかっているクライアントさんみたいなのがあったというのは実際あったのかというのはちょっとお伺いしたいんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 御指摘のとおり、医療機関によってその遅い、早いというのがありました。

こちらとしては、申請をいただいた翌日に対象者を抽出して、医療機関に対して2週間後で提出いただくように、あくまでもお願いレベルなんですけれども、2週間後での提出をお願いしている現状でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ざっくりこの決算を割り算したんですけども、1通5,300円ぐらい支払っているということなので、ただお願いしているものではなくて仕事としてしっかりと与えている中で、確かに医者进行を怒らせちゃうと怒られるんですけども、使命感としてもうちょっと市としては凛とできなかったのかなと思うんですけども、難しいとは思いますが、その辺どんな感じで。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 確かに、その医療機関との関係というのは、ステークホルダーとして見たときに非常に重要な信頼な関係を築かなければいけな

いと思っております。

そういった中で、私、令和5年度に異動して、そして3年目になるんですが、令和5年度異動した当初は、やはり認定が遅れていたということで、その主治医の意見書の提出をそれまで3週間後をお願いをしていたんです。

御指摘のとおり、1日でも早く認定をしなければ市民の皆様に迷惑をかけると思いましたので、それを1週間早めて、しかもその期日のところにラインマーカーを引いてお願いをしたら、とある医療機関からお前らは医師の仕事をなめているのかということで、非常にきついお叱りを受けたところがありましたので、その辺は慎重にお願いをしつつも、でもやはり市の現状も分かっていたらというところでお話をしなければいけないというふうに感じている次第でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 意見になっちゃうんですけども、すごく努力していて、結局浮かばれないところがあるんですけども、市民からも結局意見、意見でどうなっているんだと言われちゃって、僕ら議員は神様じゃないので何もできませんと言っているんですけども、医師の部分とまたうまくじゃ折り合いつけて、あとはこの先の、何だっけ、デジタルか、デジタルにちょっと踏み込んでいただかないと、多分地区によっては御高齢のお医者さんがいっぱいいらっしゃるって、さらに融通が利かなくなるんじゃないかということも。逆に若いお医者さんはすぐ出していると聞いているので、そういったところもちょっと頑張ってもらいたい。ごめんなさい、意見になっちゃうんですけども、以上でございます。頑張ってください。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 補足といいますか、関連で。

今、認定審査、調査から申請というところでお

話いただいたので、6月議会でも大野議員の一般質問等で、介護認定調査が認定の遅れということで御質問等もいただいて、部長から御回答とかもさせていただいたところなんですけれども、具体的に好転、こちらは君島係長以下頑張っていたので、そして状況が好転しております、当時その議会等の質問で最大70日、法定が30日以内というのがある中で70日とか最大かかっている時期もあったんですが、今直近の7月の申請ベースで、申請から認定調査の平均、申し上げた病院が遅くてとかそういうのも全部ひっくるめて40、約41日というところまで来ました。

なかなか法定の30日というところは、そういうのがありながら、難しいところもありながらも、ほとんど通常ベースに近いぐらいに現在はなっております。ちょっと関連して御報告させていただきました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第4号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時03分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎国保年金課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 国保年金課については福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行い

ます。

それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○江連国保年金課長（議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第61号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○江連国保年金課長（議案第61号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 1個だけ教えてください。

財政調整基金、2分の1積むのは分かっているんですけども、先ほど一般会計繰出金1,300万出すじゃないですか。相対的な剰余金というのは、一般会計を繰り出して、国保の年金の運用を1年間やった合計から出た剰余金なのか、一般会計に戻す分を引いての剰余金を半分になっているのかというのは、その剰余金のこの積み立てる内容をちょっと聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 歳入と歳出差し引いた残りの金額、これの、これを翌年度に繰り越しますよね。繰越金となったその2分の1以上というような規定になってございますので。

○齊藤委員 それは分かっていますけれども、俺が日本語が変なんですけれども、要は年度を始めるときに、そもそも一般会計からさっき言ったいろんな事務手続等々のお金を国保の運営基金として入れるじゃないですか。予算計上して、1年間いろいろなことを事業をやってきて、最終的に余ったお金を、余ったお金の剰余金の2分の1を積むんですけども、その繰り入れた分も一緒に合算

して一緒に積んじゃっているのか、一般会計の分はちゃんと余ったやつを一般会計に返しちゃって、その残った残額の剰余金を半分積んでいるのかというところを聞きたいんですけども。日本語伝わっているかな。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 そうですね、前年繰り入れた分も含めての2分の1という基準で積み立てております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、変な言い方ですけども、一般会計、さっきも言ったとおり剰余金で基金に積んじゃうと、使える目的が確定されちゃう、縛られちゃうじゃないですか。それまでは一般会計は自由に使えるお金なのに、含んだ額で剰余金出しちゃうと、計算上それを積んじゃうと、一般会計の自由度を奪われている気がするんですけども、本来であれば、決算する前に一般会計の確定額を戻して、その残った剰余金を積むんだったら理屈は分かるんですけども。その辺はちょっと難しい、何となく一般会計を積立てに使われちゃうというイメージをもって言っているんです。だから、その辺どうなんですか。剰余金が増えていっちゃうんですよね、極端な話。

もしまた、一応課題として聞きたかったのも、今のところ含まれているということでもいいんですよ。含んでみんな剰余金にしちゃっているということでもいいんですね。じゃ、後の検討課題ということで。すみません、以上でございます。

剰余金が一般会計が入ったまま乗っていつちゃって、もっとふだん自由に使える一般会計がなくなっちゃうというので。一旦借りて運営しているようなイメージを持っているので、さっきの説明ですと。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 返さなくても。大丈夫、また後の課題で。勉強させていただきます。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 すみません、私が理解できていないのかもしれないですけども、一般会計から繰り入れて、規定に基づいて必要なものは繰り入れてあります。それは、余ったものについては当然一般会計に特別会計から繰り出して戻し入れをしておりますので、そういう、何か一般会計の繰り入れた分から半分半分でどんどん積み上がっていくというイメージではない。

○齊藤委員 そうではなくて、今みたく一般会計入りますよね。僕はイメージ分らないんですけども、国保を運営するのに、さっき介護だと14億予算計上して、13億使ったんですって。それで、一般会計全体のことなんですかね、あれ。一般会計だけでもないんですよ。

○板橋保健福祉部長 一般会計、13款で一般会計だけ。

○齊藤委員 だけ。だと、じゃ今この額でいったときに、一般会計繰り入れたのに、そのお金の会計で出た剰余金を国保の基金に積んじゃうと、一般会計だったら余したものはそのまま返すべきじゃないかという話です。

でも、剰余金はどこの。いつのものになるのという。決算したときに。1年前のものを計算して、多分令和5年度の話をこれして、返すわけじゃないですか、お金を。その返す額は、その返す年が今だけれども、決算自体は前の令和5年度に1回出しちゃって、そこで1回収入から支出引いた残りの半分を財政調整基金に積んじゃっているわけです。

その結果、次の年に一般会計に戻すお金は、多分次の年から出しているということですよ。決算締めちゃっているんですもんね。締めていない。

○江連国保年金課長 前年度の剰余金を7年度を今回繰り越して、その半分を基金に今回積立て。一般会計に返すものは返す、国県に……

○齊藤委員 だから、そこが引かかるんです。返すものは返す、国県にというところが、その前に、その分かれる前に1回決算出ているもので剰余金に積んじゃっているじゃないですか。俺が変なことと言っているのかな。

○江連国保年金課長 翌年度に繰り越して剰余金を積んでいるので。

○星野委員 その剰余金の中に、一般会計から当然繰り入れたお金は入っているんじゃないかということなんですよ。

○齊藤委員 でなければ、国保の会計としてわざわざ繰り入れる必要なくて、一般会計で使ったものを全体でやればいいものを、わざわざ一般会計を国保のお財布に繰り入れて、そこで年間消費したやつを終わったらそのまま返せばいいのに、その中で決算で余ったものを国保の特別会計の基金に積んじゃうとおかしくないですかというのを言いたかっただけなんです。おかしいというか、それはどうなんですかという話。ということを課題。

何となく。俺が間違っていたら後であれなんですけれども、あとで教えてほしい。

○板橋保健福祉部長 一応、法的な市のほうで負担すべき額というのは当然決まって、その額は市が負担するから一般会計から特会に。

○齊藤委員 それも大丈夫です。

○板橋保健福祉部長 ただ、ここでやっぱり余る。余った額はまたお戻して、その額で今度剰余金というか実質その特会の収入収支でその年の剰余金が出て。それをその翌月のところの2分の1を積み立てるという形。

○齊藤委員 その順番なら分かるんですけども、決算出たら剰余金は積みますというのと、この

この中では返しますと言っちゃっているからこんがらがっちゃっているんです。先に返した後の決算で剰余金積むなら理屈は分かっているんですけども。どのタイミングで返していくのか分からない。その順番です。ただ同じところに出てきちゃっているの。

○板橋保健福祉部長 返して、返してというか、一般会計にお戻して、そこで確定するので、この余った額が決まってくるので、決まった剰余金について補正で今度次の年の積立金に半分を積み立てます。

その前に、6年度決算で確定させちゃうというところがちょっとという話でしょうか。じゃ後で。

○齊藤委員 後で、もう1回後で。

○中村委員 タイミングがどこかということでしょう。

○齊藤委員 それも含めて。一般会計が入っちゃっているのか。

○板橋保健福祉部長 市が支払うべきお金という。

○星野委員 ルールが執行部は分かっている、僕らはこの数字だけ見ちゃってこうだから、いわゆる一般会計は借りたものは返すんじゃないのかというのが議長のお話で、その余った剰余金の半分を基金に積むのは、十分それは分かるけれども、今の課長の説明では、その一般会計に入った、その入れたままのお金を、総計で余ったお金を剰余金、それを半分にしちゃって積んじゃっているから、その一般会計。言ってしまうと一般会計から崩しちゃってどうなのか、崩しちゃっている。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 今回の補正の場合なんです、例えば10余りました。10のうちの5を基金に積み立てると思うんですけど、残りある5の中で、今回は県、国、一般会計、そちらの返還金も返せて、なおかつ若干の余剰があるので、基金を取り崩す

予定であったものもさらに減額補正しているというのが今回のこの補正の内容になっていますので、仮に返すお金が2分の1より超えちゃう場合というのも剰余金が少ない場合にはあるかと思うんですが、地方財政法の規定では、翌々年度までの間に2分の1という決まりなので、即2分の1を返さなければならないというわけではなくて、返せる原資がなければ、残った分を一旦積んでおいて、2分の1に到達しないものについては、その翌々年度までにちゃんと精算なり積むなりすればというような規定にはなっています。

なので、今回の場合、一般会計にもちゃんと余って必要なもの以外のものは、余ったものはちゃんとお戻ししているという。それでも残っている。

○**星野委員** 結論的には、一般会計で入ったものでも、当然余った剰余金の中で当然国とか返すのとか、今回は返すものも全部返せるということですよ。

○**齊藤委員** 返せるのは分かっているんですけども、剰余金出してから、出した半分積んだ残りで返していますと今言っているから、じゃ結果もらった補助金も使って決算をしちゃっているという状況になりますと、収支がプラスになるじゃないですか。その余ったお金の半分以上を積みつつ、その半分のお金の中で十分余った分のお金は返金できていますとなると、一般会計分も全ての事業としての剰余金の一つのお金にはいっちゃっているんじゃないのという話。

俺からすると、それを全部引いてから決算出すのかと思ってた。返すべきお金を先に計上して、それで収支計算を出して余った分を積むのかと。そうではないということ。

〔「ゆっくり返すから」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** 要するに、どのタイミングで返していくかということでしょう。これは時系列でやれ

ばいいことであって、詳しく後でいいですか。

〔「後で整理して」と言う人あり〕

○**齊藤委員** お願いします。教えてください。

○**佐藤委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第61号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**佐藤委員長** 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第62号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○江連国保年金課長（議案第62号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 納付金なんですけれども、過年度分として返すというこの支出に関して、払うのを忘れてしまったから、例えばこちらでは、課が違うかもしれないですけれども、督促というか、払ってくださいといったものが入ったやつなんでしょうか。

それとも、本当に忘れていて、すぐ良心的に払ってくれた、遅れてしまった分と捉えたらいいんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 こちらに関しては、3月末時点で締められるものでして、広域の決算以降に入ってきたものということで、計上しているものがございます。

なので、払い忘れたということではなくて、実際に入ってくる会計が、どうしても3月末を基準として、そこで閉じる、閉じないということになってしまうので、翌年度回しになっているという状況でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 必ずこういうシステムになっているということですか。

分かりました。了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会第2分科会を、決算審査特別委員会第2分科会に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた

します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

なお、説明に当たっては、金額が大きく変更があった項目や、新規事業を中心に説明してください。お願いします。

課長。

○江連国保年金課長（認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認

定すべきものと決しました。



◎認定第2号の説明、質疑、討論、 採決

○佐藤委員長 次に、認定第2号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額の大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。では、お願いします。

課長。

○江連国保年金課長（認定第2号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 367ページ、4款保健事業費、1項1目保健衛生普及費（10事業）で、健康度アップ事業（97名）の内容を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 では、御説明申し上げます。

健康度アップ事業に関しましては、被保険者の40歳から74歳の方、こちらは税の滞納がないというところを対象としておりますが、その方に対して、週2回の3か月のコースで、専用のジム等で機械等を利用しながら、また、専門の方から指導を受けながら、健康度アップを図るというものでございます。

一応、こちらは市政報告書のほうにも97人という人数を記載しておりますが、毎年度100名程度の方の御利用をいただいているという状況でございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この97人の中で、年齢構成上、どのぐらいの年代が一番多いのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 年齢的に、60半ばから74歳ぐらいまでの方の利用率は高いです。

やはり40歳代、若い世代の方というところの利用は少ないというところを、市としましても重きを置いておりまして、そういったところの普及啓発を、令和7年度以降、進めていこうというふうに考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 では、若い世代がまだ少ないというところは課題だということは分かったんですが、男女構成比を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 やはり大半は、女性の方の利用が多いです。実際7割以上は、女性が利用されているという状況にあります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 367ページ、疾病予防費（10事業）の中で、こちらも扶助費的委託料の人間ドック、脳ドックの受診をされる方の多い年代と男女構成比を教えてください。

令和5年度と比較して増えている要因に含まれる年代の割合などの分析が行われているのか、教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 実際、利用者数等というところは、市として把握しているのですが、性別であるとか、年代別というところは、今すぐ情報を持ち得ていませんので、改めて提出させていただきたいと思います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 これらの検診が何らかの効果を表し

ているのかも、併せて教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 こちらの保健事業におきましては、いわゆる集団健診、個別検診、また、人間ドック等の利用という形で、市民の健康を図るところで進めている事業でございます。

当然ながら、この数値を基に、市としてその利用は、健康増進課のほうで積極的にさせていただいておりますが、今現在、いわゆる保健事業と高齢者の介護の予防というところも含めて、利用価値が高いもので、やはり底上げとして、こういった人間ドック等の健康診断を受けていただくということが、必要なことだと、市として分析しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 では、それらに関する根拠のエビデンスのようなものを取って、何か分析しているというのは、特にやられていないということですか。

○佐藤委員長 係長。

○人見国保年金係長 市として、こういった健康を図る部分でいうと、健康増進課が主として行っておりますので、当然、分析等も踏まえて、事業実施、また勧奨ということで、普及啓発を図って利用していただくということには、一体として行っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 確認させてください。

先ほどの、先ほどのは何でしたか。

〔「高齢福祉です」と言う人あり〕

○齊藤委員 そのときに、教わったんですけれども、一般財源を出す法定の利率が12.5%とあったんです。一般会計で出すべきお金として。

国保の場合も、何か規定があるんですか、何%とか。支出する割合です。国・県補助金に対して、一般会計を入れるためのパーセンテージは決めら

れているんですか。どうやって計算された繰入金の出し方、算出の仕方です。

分かれば。分からなかったら、後で教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 一般会計から特別会計への繰入金、事務費等とか人件費ですとか、基幹的なものなんですけど、人件費分とか事務費につきましては、基本的に丸々全部というところで、何割というのではなくて、あくまでも一般会計で賄っていますよというところになるんです。

○佐藤委員長 部長。

○板橋保健福祉部長 先ほど高齢福祉課の場合には、サービスというのがありまして、そのサービスごとに国・県・市が負担する割合というのが決まっています、そこが基本的に市が12.4%。

今回の話で課長が言っているのが、市から出してくるものについては、基本的に一般会計で、繰り出し基準というのがありまして、その繰り出し基準にのっとった中で、人件費はそのまま出していきます。

あと、事務費についても、これは一般会計から特別会計に、繰り出し基準に基づいて出していきます。それは丸々です。

ただその一方、ほかに低所得者向けの補助金というんですか、国から県を介して市に入ってくる補助金というのがありまして、それについてのこれは割合というのが、やはり決まっています……。

○江連国保年金課長 基盤とあって、当市が4分の1というような決まりがございます。

○齊藤委員 分かりました。

○板橋保健福祉部長 もとい、市の場合は、4分の1は逆に負担をしなければいけないという形になります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 357ページの一般被保険者第三者納付金とございましたよね。

ちょっと教えてもらいたいんですが、いわゆる事故をして、最初に保険のほうから入ってくるんですか。

○江連国保年金課長 こちらは交通事故等の第三者の不法行為による損害賠償というところで、一時立て替えて、国保が払った分を、本来の保険会社とか、そういったところから返してもらうというところになってございます。

今年度の件数については、減っているような状況ではあるんですが、1件当たりの計数が、結構大きくなってございまして、300万円を超えるものが1件、200万円以上が1件、100万円以上が1件ということ、あとは細かいものが、全部で28件というところとなっております。

○星野委員 当たり前ですけども、当然、事故証明がちゃんとあったんですよね。

○江連国保年金課長 そうです。

一般的には、一旦保険を使っていただいて、後で戻してもらう。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第2号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第3号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第3号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。課長。

○江連国保年金課長 (認定第3号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第3号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時19分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎社会福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから社会福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会第2分科会に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○福田社会福祉課長 （議案第60号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 今、御説明いただきました基幹相談支援センターの業務委託で、1名増加して、8年度からスタートされるとのことでしたが、増員することによっての効果を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 障害者相談支援センターを前身として設置していたんですけども、今回、基幹相談支援センターのほうを設置しなさいということで、国の制度が改正されたところでございます。

この役割なんですけれども、中核的な役割を担うというところで、効果といたしましては、現在ですと障害者の相談というところに特化というところなんですけれども、今後は、事業所の支援であったり、事業所の相談に乗ったり、あとは、今、大きく複雑化しているところなんですけれども、障害者の権利の擁護であったり、そういったところにも手を広げて行っていけるのかなど。これま

でよりも充実した内容をやっていけるのかなというふうには考えているところでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 現在行われている多様な相談の中で、複合化されてきている、相談の質も変わってきたという中で、こういう基幹となる方が増設されることによって、多様な機関に横連携できるような相談として、充実できるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 御指摘のとおりでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 これらの1名増加する方は、今後、委託者を選定されていくという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 おっしゃるとおりで、議決をいただいた後、契約事務のほうに入っていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第60号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会第2分科会を、決算審査特別委員会第2分科会に切り替え、審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

では、よろしくお願いします。

課長。

○福田社会福祉課長 （認定第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松野委員。

○松野委員 131ページ、1項1目社会福祉総務費の社会福祉総務費（70事業）の中の中段です。無料弁護士相談というのがあるんですが、今、弁護士は大体何名ぐらいで相談に当たっているのか、

教えていただけますか。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 各回2名体制で委託しております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 大体相談件数というのはどのぐらいあったのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 令和6年度で、黒磯会場は149人、西那須野会場が149人、合計298人が相談しました。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 恐らく相談内容というのは、職業とかプライバシーの問題があると、ここで言えないかと思うんですが、相談された方というのは、やはり弁護士の方に相談された以上、きちんと解決には向かっている、それだけの効果というのは出ているのか。相談された結果として。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 そういった解決に至るケースもあるかと思うんですけども、継続とか、あとは、アドバイスの部分というところで、お話を聞いたりというところになっています。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 もう一つお聞きしたいんですけども、137ページで、1項2目障害者福祉費の中の下のほうです。補装具給付費（60事業）についてお伺いしたいんですが、こちらの補装具の交付に関しては、交付される対象者というのは、どういった方が来て、障害者手帳何級とか、そういった対象になられる方というのはどういった方になるのか教えていただけますでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 障害者手帳をお持ちの方という場合もありますし、難病で補装具が必要になっ

てくる方とかも対象になるものとなっております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そうしますと、等級とかは関係なく、もう障害者手帳を持っている方は全て対象になると考えてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 障害者手帳と等級によって、支給できる物というのが変わってきますので、その方に合わせて必要な物というのを支給する形になります。

あとは、一部の装具につきましては、県の判定が必要になってくるものがありますので、県の意見を聞いた上での支給という形になっております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。

先ほど車椅子とか補聴器とか、そういったものというふうにおっしゃっていたんですが、実際に、今、主な給付対象になっている補装具というのは、どのようなものが特に多いのでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 具体的に件数というのは数えていないんですけども、受ける中で多いのは、やはり補聴器だったり貸装具だったり、あと、今まで支給した物の修理だったりというものが、結構件数としてはありますので、幅広いものを出しているという事業になっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 131ページ、物すごく初歩的なことを聞いてすみません。

社会福祉総務費（70事業）の東原地域活動センターとは何でしたか。これは何に暖房費を使っているのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 東原活動センターですけれど

も、旧東原の地区に小学校がありまして、その跡地を利用しまして、地域活動センターを市が建設をしたんですけれども、実際にこちらは地域で使用していただいております、ただ、地域と市との協定によりまして、維持管理費は市のほうで持ちますよという、そういう協定を結んでおりますので、地域活動センターの暖房費とか、浄化槽の管理費とか、そういった建物の管理費を、こちらの総務費のほうで見っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 では、地域の自治公民館的な役割を担う場所という理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 おっしゃるとおりでございます。

○林副委員長 理解しました。

続いて伺います。

136ページ、総合支援法事業管理費（30事業）の中で、障害児・障害者サポートアプリの登録者数と効果について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 8月末時点で登録者数が約1,200人となっております。

こちらの効果なんですけれども、アプリのほうに、事業所一覧を搭載しておりますので、障害者の方が、自分に合った施設、探したい施設というのが、那須塩原市内にはなってくるんですけれども、事業所を登録してあったり、自分の手帳情報をアプリに登録することによって、更新時期がある人には、この更新のお知らせが来たりという機能も備わっていますし、あとは、市からのお知らせ、イベントだったり、何か集会がありますというのは、お知らせも発信しておりますので、そういった点で市民の方に広く使っていただけているアプリかなと思っております。

- 佐藤委員長 林副委員長。
- 林副委員長 では、このアプリというのは、随時更新などをされていくのか伺います。
- 佐藤委員長 係長。
- 荻原障害福祉係長 提供事業者とは、毎月定例の打合せを行っておりまして、その中で必要な改修が生じた場合には、随時改修を行っていくということ考えております。
- 林副委員長 理解しました。
続いて伺います。
同じ137ページの障害者福祉サービス給付費（40事業）の中にある事業内訳の、すごく細かいことを聞いて申し訳ないんですが、障害児通所給付費の中で、サービス名称、保育所等訪問支援、利用者数は194になっているんですが、前年度に比べた傾向と詳細。どこに保育所等訪問に行ったのか。幼稚園なのか保育園なのか学校なのか、詳細がもし分かればいいですが、教えてください。
- 佐藤委員長 係長。
- 荻原障害福祉係長 こちらは実績としては延べになっておりますが、前年度より約20件の増加となっております。
保育所等訪問というところになってくるんですけども、訪問先としては、保育所であったり学校であったりというところで、内訳については、こちらでちょっと集計していないものですから、把握しておりません。
- 佐藤委員長 林副委員長。
- 林副委員長 続きで。
それらを分析というか、集計することというのはできるのか、伺います。
- 佐藤委員長 係長。
- 荻原障害福祉係長 使っている方が、小学校に上がった方なのか、その前の方なのかというのは、年齢で判断ができるかと思しますので、可能かと

は思うんですけども、ちょっとシステム的に大丈夫かどうかというところを確認してみてもなるかと思えます。

- 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。
- 松野委員 130ページの1項1目社会福祉総務費の中の特定疾患患者見舞金給費（40事業）なんですけど、特定疾患の患者の見舞金の対象が1,043人になっていますが、これはあくまでも対象となっている人数が1,043人で、実際に見舞金を申請している人数とは、また別なんでしょうか。
- 佐藤委員長 係長。
- 荻原障害福祉係長 こちらは支給した方の人数となっております。
- 佐藤委員長 松野委員。
- 松野委員 そうするとこれは申請した方の人数で、実際に申請していない方も含めると、もっと患者はすごいいるという認識でよろしいでしょうか。
- 佐藤委員長 係長。
- 荻原障害福祉係長 那須塩原市のほうで最新の数字とかというのは、県で受給者証を発行しているので、数字を把握していないので、どのぐらいの割合の方が申請されていないかというのは、ちょっと持ち合わせていない形になります。
- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 143ページです。
成年後見人の利用促進事業費とあるんですけども、前年度からお金が下がってしまっているんですけども、どういったものを行ったのかというのと、しっかりと効果が表れているのかどうか、聞きたいと思えます。
- 佐藤委員長 課長。
- 福田社会福祉課長 こちらにつきましては、当初予算でも28万円の要求をさせていただいたところなんですけれども、当初は中核機関設置という

ころでスタートしたところなんですけれども、県のアドバイザー事業を受けまして、現状体制でスモールスタートという形で、アドバイザーを当初入れる予定だったんですけども、そういった方がなく、そういったことがなくてもスタートできますよというところで、県からアドバイスをいただきまして、当初、有識者への報償金等支払う予定だったんですけども、その辺の部分が減りまして、この決算額で4万7,400円といったところになったというところがございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 結局、誰に対象をして、この促進を図るために、誰当てにやっていたのかという。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 こちらは認知症の高齢者の方であったりとか、障害者の方、そういったところのなかなか判断がつかない方というか、あとは、家族がない方であったりとかというところを対象にしてやっておる事業になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 実績というのはあるんですか。パンフレットを配ったとかではなくて、どこかに呼んで実施したのか。

あるいは、身寄りがいない人ばかりではなく、身寄りがある御家族も対象に、利用促進ですから、成年後見の必要さをやるのに、全体が見えないんですけれども、もう一回その詳細というのは言えますか。

○佐藤委員長 係長。

○吉村福祉政策係長 こちらの令和6年度の成年後見制度利用促進の事業の効果になりまして、主に2点というところで、この報償金のところで、まずはこの成年後見制度は、制度について理解がまだまだ十分でないというところがありますので、令和6年度につきましては、主に市の職員と専門

職、地域包括支援センターとか障害者の相談支援専門員を対象としまして、成年後見の本当にこの制度の利用というところで、制度の概要説明で研修会を実施しておりますが、まずは理解の促進というところを、まず身近な方たち、支援者の方に行ったというところがございます。

2点目としましては、先ほど課長から中核機関とございまして、こちらは議員全員協議会でも報告はさせていただきましたが、昨年度、令和7年1月に中核機関を設置したんですけども、そちらの設置に伴いまして、1件、ケース検討会議というものを実施しております。

こちらについては、成年後見制度の利用に関して困難なものに関しては、専門家を交えてケース検討会議を行っているんですが、早速1件ほど障害者の方に対して、そのケース検討会議を開いたところで、その方にどういった形で支援ができるのかという検討は行えたところで、そこは令和6年度のこの事業の効果かなというふうに捉えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 130ページ、民生（児童）委員活動費（30事業）の中で、報償金、法外援護事務従事者活動費というのは、民生委員の数でよろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 こちらは民生委員さんの活動費で間違いありません。数ですか。

○林副委員長 民生委員の数。現在登録している民生委員の数です。

〔「205人」と言う人あり〕

○井上地域福祉係長 民生委員の数です。全員民生委員です。

○林副委員長 では、現在、本市で活動されている

民生委員の数は、205人というところは分かったんですが、現在、この数で本市の民生委員は足りているのか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 足りているかどうか。定員のところでいくと、214が定員というところで、欠員が出てしまっているところなんですけれども、ただ、配置している学校区で穴がないような状態というのはつくっておりますので、十分ではないんですけれども、体制的にはある程度整っているのかなというふうな状況です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 地域の中で漏れというか、この地域には1人もいないというところはないという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 そういったところではあります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時01分

再開 午後 5時03分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎その他

○佐藤委員長 それでは、次第4、大きなその他に入ります。

(請願審査等について協議。)

○佐藤委員長 それでは、次第4、その他を終了します。

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、今定例会における委員会の審査等は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に

提出いたしますので、御一任くださるようよろしく
願います。

これもちまして、福祉教育常任委員会を閉会
いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 5時14分